

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月30日

【発行者名】 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(注)
(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg)
S.A.)
(注)平成28年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・
エイ(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)は、その名称をルクセン
ブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ
Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)に変更した。以下
同じ。

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 寺脇 恒

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通
り 287 - 289番
(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
同 橋本 雅行
同 小島 諒万

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)1000

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
MUGC/フィデリティ・トラスト-フィデリティ・北米経済圏・
新成長株式ファンド
(MUGC/Fidelity Trust - Fidelity North America Economic Zone
New Growth Stock Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
(平成28年12月1日から平成29年11月30日まで)
米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券：
100億アメリカ合衆国ドル(1兆112億円)を上限とする。
円建 円ヘッジクラス受益証券：
1兆円を上限とする。
円建 為替ヘッジなしクラス受益証券：
1兆円を上限とする。
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜
上、平成28年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信
売買相場の仲値(1米ドル=101.12円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

MUGC / フィデリティ・トラスト - フィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンド

(MUGC/Fidelity Trust – Fidelity North America Economic Zone New Growth Stock Fund)

(注) フィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンド(以下「ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドであるMUGC / フィデリティ・トラスト(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、一つの投資信託の下で一または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。本書の日付現在、トラストは、ファンドのみにより構成されている。ファンドは三つの受益証券クラスで構成される。

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券、円建 円ヘッジクラス受益証券および円建 為替ヘッジなしクラス受益証券(以下、個別にまたは総称して「受益証券」または「ファンド証券」という。)の3種類の受益証券について、本書により募集が行われる。

受益証券は、記名式無額面受益証券である。

受益証券について、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)(以下「管理会社」という。)の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は、追加型である。

(3)【発行(売出)価額の総額】

米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券: 100億米ドル(1兆112億円)を上限とする。

円建 円ヘッジクラス受益証券: 1兆円を上限とする。

円建 為替ヘッジなしクラス受益証券: 1兆円を上限とする。

(注1) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成28年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=101.12円)による。以下、別段の記載がない限り、これによる。

(注2) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されるが、米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券は米ドル建、円建 円ヘッジクラス受益証券および円建 為替ヘッジなしクラス受益証券は円建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限りそれぞれ米ドルまたは円をもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入して記載している。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(4)【発行(売出)価格】

管理会社により取得申込みが受領された取引日における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格

(注) 取引日とは、平成25年7月12日に始まり償還日に終了する期間におけるすべての営業日、または管理会社が随時定めるその他の日をいう。営業日とは、(1)アメリカ合衆国、メキシコ、日本およびルクセンブルグにおいて銀行が営業している日で、かつ、(2)ニューヨーク証券取引所およびメキシコ証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時定めることがあるその他の日をいう。償還日とは、平成35年7月31日(当該日が営業日でない場合、直後の営業日)または管理会社はその完全な裁量により決定する当該日より後の日をいう。

(5)【申込手数料】

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の3.24%(税抜3%)を上限とする申込手数料(受益証券1口当たり)を課すことができる。ただし、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。詳細は、日本における販売会社(以下に定義する。)または販売取扱会社に照会のこと。

（注）販売取扱会社とは、日本における販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいう。

（６）【申込単位】

米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券：

1,000米ドル以上0.01米ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）

円建 円ヘッジクラス受益証券：

100,000円以上 1円単位（または日本における販売会社が別途定める金額）

円建 為替ヘッジなしクラス受益証券：

100,000円以上 1円単位（または日本における販売会社が別途定める金額）

申込単位には、申込手数料（税込）が含まれる。

（７）【申込期間】

平成28年12月1日（木曜日）から平成29年11月30日（木曜日）まで

ただし、取引日に限り、申込みの取扱いが行われる。また、管理会社が別途定める場合には、取引日であっても申込みの取扱いが行われないことがある。

（注１）日本における販売会社が定める申込締切時間（原則として各取引日の午後３時（日本時間））までに受領されたものを当日の申込みとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。詳細は、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（注２）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

（８）【申込取扱場所】

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目５番２号

（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」または「日本における販売会社」という。）

（注）日本における販売会社または販売取扱会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

（９）【払込期日】

日本における販売会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に保管会社であるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.のファンドの口座に、適用ある取引日から（同日を除く。）４営業日目の日（以下「払込期日」という。）までに各クラスの表示通貨で払い込まれる。

なお、投資者による払込みの方法については後記「（12）その他 申込みの方法」を参照のこと。

（１０）【払込取扱場所】

前記「（８）申込取扱場所」に同じ。

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

（１２）【その他】

申込証拠金はない。

引受等の概要

（イ）管理会社は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券との間で日本における受益証券の販売および買戻しに関する平成25年６月４日付受益証券販売・買戻契約を締結している。

（ロ）日本における販売会社は、他の販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

（ハ）管理会社は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券をファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券１口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社に送付する等の業務を行う協会をいう。

申込みの方法

受益証券の申込みを行う日本における投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、口座約款に従い、米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券については米ドルにより、円建 円ヘッジクラス受益証券および円建 為替ヘッジなしクラス受益証券については円により支払われる。

投資者は、口座約款に従い、原則として国内約定日から起算して４国内営業日目までに、日本における販売会社または販売取扱会社に対して申込金額および申込手数料を支払う。支払通貨は、取得申込みを行った受益証券の表示通貨となる。日本における販売会社は、払込期日に、保管会社のファンドの口座に各クラスの表示通貨で申込金額の総額を払い込む。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

（注１）国内約定日とは、申込みまたは買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、管理会社により申込みまたは買戻しの注文が受け付けられた取引日の翌国内営業日）をいう。以下同じ。

（注２）国内営業日とは、日本において銀行が営業している日をいう。以下同じ。

日本以外の地域における発行

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき、平成25年６月３日付信託証書（平成25年６月３日付補遺信託証書により追補済み。）に従って同日付で登録されたアンブレラ・ファンドであるトラストのサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、一つの投資信託の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。本書の日付現在、トラストは、ファンドのみにより構成されている。

ファンドは、米ドルを表示通貨とする米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券ならびに円を表示通貨とする円建 円ヘッジクラス受益証券および円建 為替ヘッジなしクラス受益証券の三つの受益証券クラスで構成される。なお、ファンドの表示通貨は、米ドルである。

ファンドは、主としてアメリカ合衆国およびメキシコの証券取引所に上場する企業の株式への投資を通じて、長期的な元本の成長を目指す。ファンドはまた、カナダ等上記２か国以外の国の証券取引所に上場する企業の株式に投資を行うこともある。

ファンドにおける信託金の限度額は定められていない。

ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

管理会社は、ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて管理会社に対して通知することにより、原則として毎取引日に保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、管理会社により買戻請求が受領された取引日における当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格である。

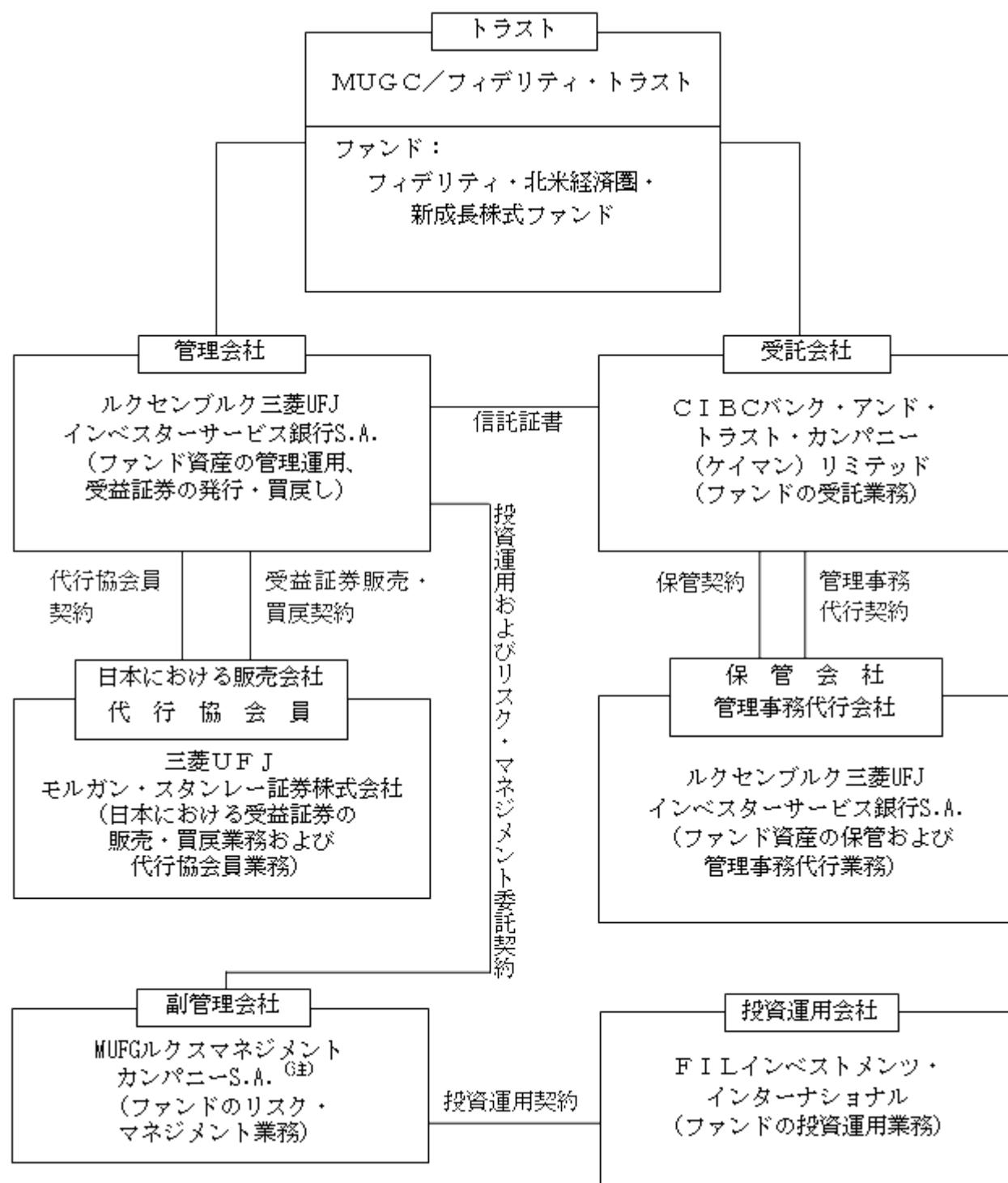
ファンドは、早期に終了する場合を除いて、償還日（原則として、平成35年７月31日）に終了する。

（２）【ファンドの沿革】

昭和49年４月11日	管理会社設立
平成25年６月３日	信託証書締結
平成25年６月３日	補遺信託証書締結
平成25年７月12日	ファンドの運用開始
平成27年11月23日	補遺信託証書締結

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注) 平成28年5月1日付で、エムユージーシー・ルクス・マネジメント・エス・エイ (MUGC Lux Management S.A.) は、その名称をMUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. (MUFG Lux Management Company S.A.) に変更した。以下同じ。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)	管理会社 保管会社 管理事務代行会社	平成25年6月3日付で信託証書(改訂済)(以下「信託証書」という。)を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、ファンドの受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。 平成25年6月3日付で保管契約(注1)を受託会社と締結。同契約は、ファンドの資産保管業務について規定している。 平成25年6月3日付で管理事務代行契約(注2)を受託会社と締結。同契約は、管理事務代行業務について規定している。
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド (CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	信託証書を管理会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、ファンドの受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. (MUFG Lux Management Company S.A.)	副管理会社	平成26年3月25日付で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約(注3)を管理会社と締結。同契約は、投資運用業務およびリスク・マネジメント業務について規定している。
FILインベストメント・インターナショナル (FIL Investments International)	投資運用会社	平成26年3月25日付で投資運用契約(注4)を副管理会社と締結。同契約は、投資運用業務について規定している。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	日本における販売会社 代行協会員	平成25年6月4日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(注5)を締結。受益証券販売・買戻契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。 平成25年6月4日付で管理会社との間で代行協会員契約(改訂済)(注6)を締結。代行協会員契約は、代行協会員業務について規定している。

(注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドの資産保管業務の提供を約する契約である。

(注2) 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、管理事務代行業務を提供することを約する契約である。

(注3) 投資運用およびリスク・マネジメント委託契約とは、管理会社によって任命された副管理会社が、管理会社に対し、投資運用業務およびリスク・マネジメント業務の提供を約する契約である。

(注4) 投資運用契約とは、副管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンドに対し、投資運用業務を提供することを約する契約である。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび日本の受益者からの買戻注文を管理会社に取り次ぐことを約する契約である。

(注6) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の日本における販売会社に対する送付等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

管理会社の概況

(イ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて昭和49年4月11日に設立された。1915年8月10日付商事会社法(改正済)は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

(ロ) 事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

(ハ) 資本金の額(平成28年9月末日現在)

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル(約38億円)

発行済株式総数 1,002,080株(一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(ニ) 会社の沿革

昭和49年4月11日 設立

平成18年1月1日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに変更

平成19年4月2日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイに変更

平成28年5月1日 会社名をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイからルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に変更

(ホ) 大株主の状況

(平成28年9月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	285,900株	28.53%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストおよびファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、トラストは、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂)(以下「ケイマン諸島信託法」という。)に基づき登録されている。トラストは、また、随時改訂されるケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2015年改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)により規制されている。

準拠法の内容

(イ) ケイマン諸島の信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどのを採用している。更に、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会

社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用する。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の投資信託は、150年まで存続することができる。

ファンドは、早期に終了する場合または延長される場合を除いて、平成35年7月31日に終了する。

免除信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ロ）ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」の項を参照のこと。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁に対する開示

トラストは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうために必要なその他の情報およびケイマン規則に基づいて要求される情報を記載しなければならない。目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「ＣＩＭＡ」という。）に提出しなければならない。

トラストは、ＣＩＭＡが承認した監査人を選任し、会計年度終了後６か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはＣＩＭＡに報告する法的義務を負っている。

- （ ）弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
 - 金融庁法（2016年改訂）
 - マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）
 - 認可条件

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）である。トラストの会計監査は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて行われる。

ファンドは、ＣＩＭＡが承認した監査人を任命しなければならず、毎年５月末日に終了する会計年度の監査済会計書類を６か月以内にＣＩＭＡに提出する。第一回の監査済年次財務書類は、平成26年５月末日までの期間について作成された。

（ロ）受益者に対する開示

ファンドの会計年度末は、毎年5月末日である。ファンドの最初の会計年度は平成26年5月31日に終了した。監査済会計書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成され、会計年度末から6か月以内に受益者に送付される。未監査の半期会計書類は、毎年11月30日から3か月以内に作成される。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、更に、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項について記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。ファンドの運用報告書は、代行協会のホームページに掲載されるが、受益者から交付請求があった場合には、交付される。

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンドとしてミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則により、法定の事項および監査済財務書類を毎年CIMAに提出しなければならない。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、これをCIMAが定める期限内に提出するよう指示することができる。

る。かかる指示に従わない場合、受託会社に相当額の罰金が科されることがあるほか、ＣＩＭＡは裁判所にトラストの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、ＣＩＭＡは、一定の措置を取ることができる。ＣＩＭＡの権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。ＣＩＭＡは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

トラストの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、ＣＩＭＡの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

２【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的および投資方針

ファンドは、主としてアメリカ合衆国およびメキシコの証券取引所に上場する企業の株式への投資を通じて、長期的な元本の成長を目指す。

ファンドはまた、カナダ等上記２か国以外の国の証券取引所に上場する企業の株式に投資を行うこともある。

ファンドの投資目的が達成されるとの保証はない。

通貨エクスポージャー・ポリシー

米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券

為替変動リスクの低減を図るため、米ドル建 米ドルヘッジクラスに帰属するファンドの米ドル以外の通貨建の投資先資産について、保管会社により、原則として対米ドルの為替ヘッジ取引が行われる。かかる為替ヘッジ取引の目的は、当該他の通貨が対米ドルで弱くなった場合の為替差損を最小化することである。

円建 円ヘッジクラス受益証券

為替変動リスクの低減を図るため、円建 円ヘッジクラスに帰属するファンドの円以外の通貨建の投資先資産について、保管会社により、原則として対円の為替ヘッジ取引が行われる。かかる為替ヘッジ取引の目的は、当該他の通貨が対円で弱くなった場合の為替差損を最小化することである。

円建 為替ヘッジなしクラス受益証券

円建 為替ヘッジなしクラスに関しては、保管会社により対円の為替ヘッジ取引は行われない。

ファンドの特色

1

主としてアメリカ合衆国およびメキシコの証券取引所に上場する企業の株式に投資を行い、長期的な元本の成長を目指す。

カナダ等上記2か国以外の国の証券取引所に上場する企業の株式に投資を行うこともある。

2

個別企業分析にあたっては、世界の主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行う。

3

「米ドル建 米ドルヘッジクラス」「円建 円ヘッジクラス」「円建 為替ヘッジなしクラス」の3つのクラスから構成されている。

投資する資産について、「米ドル建 米ドルヘッジクラス」は対米ドルで、「円建 円ヘッジクラス」は対円で、それぞれ為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る。

「円建 為替ヘッジなしクラス」は、為替ヘッジを行わない。

（２）【投資対象】

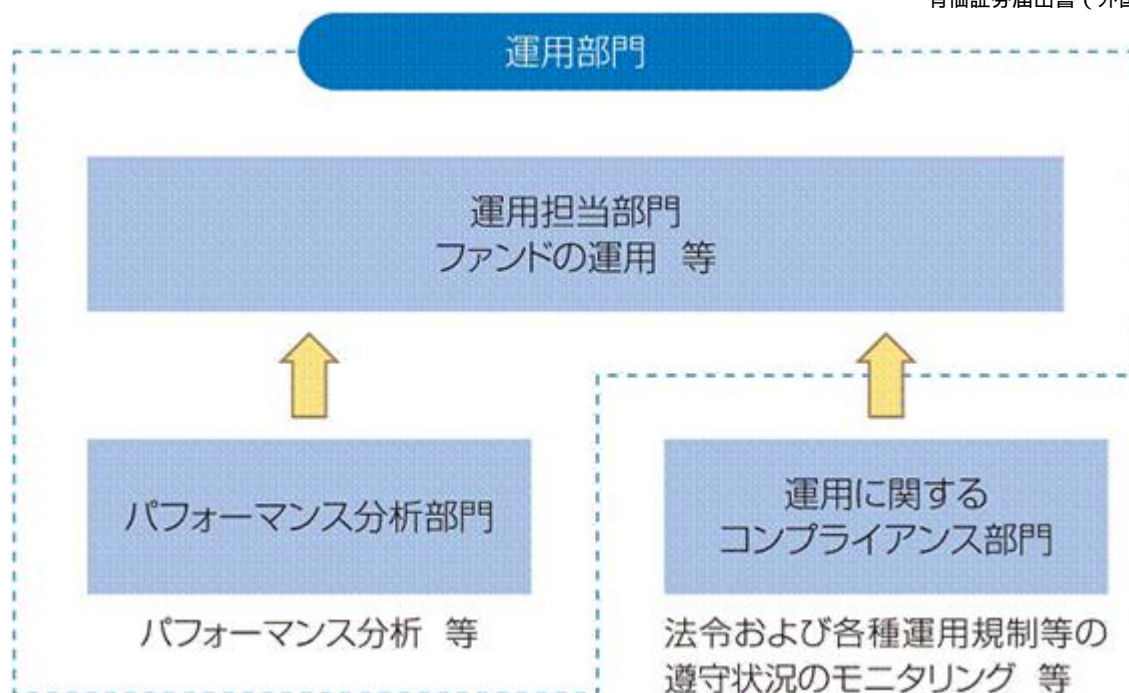
前記「（１）投資方針」を参照のこと。

（３）【運用体制】

米ドル建 米ドルヘッジクラスおよび円建 円ヘッジクラスにおける為替ヘッジ取引は、保管会社が行う。

副管理会社は、投資運用会社に対し、上記以外の有価証券の運用の指図に関する権限を委託する。

投資運用会社におけるファンドの運用体制は、以下のとおりである。



- ・ 運用担当部門では、ファンドの運用等を行う。
- ・ パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行う。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行う。

< ファンドの運用体制に対する管理等 >

- 運用部門では、ポートフォリオ・マネージャーが、信託証書、英文目論見書および管理会社取締役会決議等に記載された運用の遵守条件をもとに投資戦略を策定し、自身の判断によってポートフォリオの内容を決定する。
- ファンドの運用を行っている拠点の運用部門の担当責任者とファンドのポートフォリオ・マネージャーがミーティング等を実施し、情報を共有することでポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっている。
- ファンドの運用における投資行動のチェックは、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が担当し、モニタリングの結果をポートフォリオ・マネージャーにフィードバックする。

（注）上記「運用体制」の内容は、今後変更となる場合がある。

（４）【分配方針】

管理会社は、いずれのクラスに関しても、投資運用会社と協議の上、毎年１月15日および７月15日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）に、純投資収益、純実現・未実現キャピタルゲインおよび配当可能資本から分配を宣言することができる。分配宣言の日（同日を含む。）から５営業日以内に、受益者（日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の投資者の保有する受益証券に関しては、日本における販売会社）に対して分配が行われる。

分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

（５）【投資制限】

ファンドに適用ある投資制限は、以下のとおりである。

ファンドのために空売りされた証券の時価総額は、いつの時点においても純資産価額を超えてはならない。

残存借入総額がファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合、借入れは禁止される。ただし、合併等の特別な事態により一時的に当該10%の制限を超える場合にはこの限りではない。

ファンドは、一発行会社の株式取得の結果、管理会社の運用するすべての投資信託（ファンドを含む。）およびすべてのミューチュアル・ファンドにおいて保有する株式の議決権の総数がかかる発行会社の株式の議決権総数の50%を超えることとなる場合、かかる発行会社の株式を取得しない。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。上記比率は、買付時に計算されるかまたは時価によることができる。

ファンドは、私募株式、非上場株式または不動産等の直ちに換金できない流動性に欠ける資産にファンドの純資産価額の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則（随時改正および改訂される。）により要求される価格の透明性を確保する適切な措置が講じられている場合を除く。上記比率は買付時に計算されるかまたは時価によることができる。

投資対象の購入、投資および追加の結果、金融商品取引法に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産がファンドの資産額の50%超を構成することとなる場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。

管理会社またはその他第三者の利益のために行われる取引等の受益者保護に反するまたはファンドの資産の適正な運用を害するファンドのための管理会社の取引は禁止される。

ファンドの投資対象の価値の変化、再編、合併、ファンドの資産からの支払またはファンドの受益証券の買戻しの結果としてファンドに適用ある制限を超えた場合、管理会社は、直ちにファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にファンドに適用ある制限を遵守するために実務上合理的に可能な措置を講じる。

３【投資リスク】

（１）リスク要因

投資者は、受益証券の価格が上下することがあることを認識しなければならない。ファンドへの投資は相当程度のリスクを伴う。受益証券について流通市場は形成されない見込みであり、したがって、受益者は買戻しの方法によってのみ自己の受益証券の処分をすることができる。投資者は、ファンドへの投資の全部または相当な部分を失うことがある。したがって、各投資者は、ファンドへの投資のリスクを甘受できるかについて、慎重に検討しなければならない。

ファンドは、リスクの高い事業を行っているため、ファンドへの投資は、証券、金融デリバティブおよび税務について相当の経験および個人的な知識を有し、かつ損失を負担することができる投資家によってのみ行われるべきである。受益証券への投資により生じる損失に対する保証およびファンドの投資目的が達成される保証はない。国際的な証券および金融商品への投資が一定のリスクを伴うのと同様に、受益証券への投資は以下に言及するリスク等のリスクを伴う。以下のリストはすべてのリスクを網羅するものではない。投資予定者は、本書全体を慎重に検討し、受益証券の申込みを行う前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。過去の実績は必ずしも将来の業績を示すものではない。利益が実現される保証や、多額の損失を被らない保証はない。

受益証券１口当たり純資産価格は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下し、また、組入有価証券の発行体の経営または財務の状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受ける。

したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資者は、受益証券１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがある。運用または為替相場の変動による損益はすべて投資者に帰属する。

株価変動リスク

ファンドは、株式投資を行う。株式の価格は、個々の企業の活動および業績に反応して、または一般的な市況および経済状況もしくはその他の事由を原因として変動することがあり、その変動は、時に非常に大きくなることがある。投資対象の通貨がファンドの表示通貨と異なる場合、為替レートの変動もまたその価格に変化をもたらす。

外国為替リスク

ファンドの資産および収益がファンドの表示通貨以外の通貨建てである場合、ファンドのトータル・リターンおよび財務内容（貸借対照表）は、外国為替レートの変動に大きく影響されることがある。これは、為替の動向がファンドの受益証券の１口当たり純資産価格に大きな影響を与えうることを意味する。外国為替リスクにおける３つの主要な要素は、為替レートの変動が投資対象の価格、短期的な期間差異または受取収益に影響を及ぼすことである。ファンドの各クラスは、後記のとおり直物または先渡為替契約を使ってこれらのリスクをヘッジするか、またはヘッジしないことがあり、これに付随するリスクについては下記の金融デリバティブ商品の項目において説明される。

米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券

米ドル建 米ドルヘッジクラスに関しては、為替変動リスクの低減を図るため、同クラスに帰属するファンドの米ドル以外の通貨建ての資産について対米ドルで為替ヘッジが行われるが、完全に為替変動リスクを排除することはできない。米ドル金利が当該米ドル以外の通貨の金利よりも低い場合、米ドル建 米ドルヘッジクラスは、その金利差相当分のヘッジコストを負担することとなり、同クラスの受益証券１口当たり純資産価格の下落要因となることに留意する必要がある。

円建 円ヘッジクラス受益証券

円建 円ヘッジクラスに関しては、為替変動リスクの低減を図るため、同クラスに帰属するファンドの円以外の通貨建ての資産について対円で為替ヘッジが行われるが、完全に為替変動リスクを排除することはできない。一部の円以外の通貨建ての資産については、直接円にヘッジされるのではなく、他の通貨で代替ヘッジされることがある。代替通貨と当該円以外の通貨が異なる為替変動をする場合、

為替ヘッジの効果は低減する可能性がある。また、円金利が当該円以外の通貨の金利よりも低い場合、円建 円ヘッジクラスは、その金利差相当分のヘッジコストを負担することとなり、同クラスの受益証券１口当たり純資産価格の下落要因となることに留意する必要がある。

円建 為替ヘッジなしクラス受益証券

ファンドは、円以外の多様な通貨建の資産に投資を行うことができるが、円建 為替ヘッジなしクラスに関しては、かかる円以外の通貨建の資産について対円での為替ヘッジは行われない。したがって、ファンドの投資先資産の通貨が円に対して強くなった場合には、円建 為替ヘッジなしクラスの受益証券１口当たり純資産価格の上昇要因となるが、ファンドの投資先資産の通貨が円に対して弱くなった場合には、円建 為替ヘッジなしクラスの受益証券１口当たり純資産価格の下落要因となる。

為替レートは、金利変動、政府、中央銀行もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入（もしくは介入の失敗）または通貨統制その他の政治的展開を含む多数の理由により、短期間でも相当変動することがある。

ファンドもしくはクラスが常にヘッジされ、または保管会社がヘッジの活用に成功する保証はない。

ファンドまたはクラスは、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用することにより、為替ヘッジを行うことがある。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、需給バランスおよび対象通貨に関する市場の期待などの理由から、当該通貨の金利差から予想される理論的な水準から大きく乖離することがある。その結果、対象通貨の基礎的な価値の価格変動は、実際の対象通貨の為替市場における価格変動から予想され得るものから大きく異なることがある。ファンドの各クラスに関して、かかるヘッジ行為は明確に当該クラスに帰属し、かかるヘッジ取引により生じるあらゆる費用および利益／損失は当該クラスに帰属する。

円貨からの投資に伴う為替リスク

米ドル建 米ドルヘッジクラスの受益証券１口当たり純資産価格は、米ドルで表示される。したがって、投資者が当初、例えば円貨から米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券に投資した場合には、米ドル建 米ドルヘッジクラスの受益証券１口当たり純資産価格が下落していなくても、外国為替相場（具体的には、円／米ドルの為替レート）の変動によっては換金（買戻し）時の円貨受取金額が円貨投資金額を下回ることがある。

カントリー・リスク

メキシコ等新興国への投資は、先進国への投資に比べ、クーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む不利な規制の導入、または政府のデフォルトの発生による影響を受けることにより、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクが大きくなることがある。これにより、純資産価額の下落によりファンドが損失を被ることがあり、ひいては投資元本を割り込むこととなる可能性がある。

流動性リスク

有価証券等を売却または取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、ファンドはそのリスクを伴う。例えば、ファンドが組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えない場合、予想された市場価格で売却できないことがある。これにより、純資産価額の下落によりファンドが損失を被ることがあり、ひいては投資元本を割り込むこととなる可能性がある。

通常の市況においては、ファンドの資産は、主に容易に売却することができる換金可能な投資対象から構成される。ファンドの主な債務は、投資者が買戻しを希望する受益証券の買戻しである。原則として、ファンドはその債務を履行できるよう、現金を含む投資対象の運用を行う。かかる買戻しのための資金調達に必要な資金が不十分である場合、保有される投資対象を売却する必要がある。処分規模がかなり大きい場合または市場の流動性が低い場合には、投資対象を売却できないか、またはかかる投資対象の売却価格がファンドの純資産価額に悪影響をもたらすリスクがある。

過去の運用実績

過去の運用実績は、将来においてファンドがどのように運用されるかを示す指標として見られるべきではなく、将来におけるリターンを一切保証するものではない。

価格の変動

ファンドの投資対象は、有価証券およびその他の金融商品に対する投資に固有の市場の変動およびその他のリスクにさらされる。投資対象の価格が上昇するという保証はなく、投資者が当初投資した元本額も保証されない。投資対象の価格およびそれらから得られる収益は、上がることもあれば下がることもあり、投資者は当初投資した額を取り戻せないことがある。ファンドの投資目的が現実に達成されるという保証はない。

ファンドおよび受益証券クラスの終了に関連するリスク

ファンドまたは受益証券クラスが終了した場合、ファンドまたは当該クラスの資産は現金化され、債務は履行され、その現金化された資金の純額は、ファンドまたはクラスの受益証券保有割合に応じて受益者に分配される。ファンドまたは受益証券クラスの保有投資対象の一部の価格が、かかる現金化または分配の時点において、当該投資対象の当初投資時の価格を下回り、受益者に損失を与える可能性がある。終了時までには発生するすべての通常運営費用は、ファンドまたはクラスによって負担される。

法的リスクおよび税金リスク

法域によっては、法令の解釈および施行ならびにかかる法令に基づく株主権の行使に、相当程度の不確実性が伴うことがある。更に、かかる法域の会計基準および監査基準、報告実務および開示義務が、一般に国際的に認められているものと異なることがある。ファンドは源泉徴収税およびその他の税を課されることがある。税金に関する法令はいかなる国においても常時変更されており、かかる変更が遡及的效果をもつことがある。法域によっては、税務当局による税金に関する法令の解釈および適用性が、先進国に比べて一貫性に欠け、かつ透明性の高いものではない上に、地域ごとに異なることがある。

値付リスクおよび評価リスク

ファンドの資産は、主に取引所またはこれと同様の検証可能な情報源から評価額を取得できる相場のある投資対象により構成される。ただし、ファンドは、誤った値付けのリスクを増加させる相場のない投資対象および／または非流動的な投資対象にも投資を行う。また、ファンドは、一部の市場が休日またはその他の理由で閉鎖している場合、純資産価額の計算を行う。このような場合およびこれに類似する場合、客観的に検証可能な時価の情報源を利用することはできず、投資運用会社は、関連する投資対象の公正価格を決定する公正価格プロセスを実行する。かかる公正価格プロセスは仮定を用い、かつ、主観を伴う。

取引相手方の信用リスクおよび決済リスク

すべての証券投資は、投資運用会社から受入可能な取引相手方として承認されたブローカーを通じて行われる。承認されたブローカーの一覧は定期的に見直される。取引相手方がファンドに対し金銭的なまたはその他の債務を履行しない場合、ファンドが損失を被るリスクがある。例えば、取引相手方が期限の到来した支払を行わないまたは期限どおりに支払をしないことにより債務不履行となる可能性をいう。決済が結局行われない場合、ファンドの被る損失額は原契約の価格と代替契約の価格の差額になるが、契約が代替されない場合は、かかる契約が無効になった時点における絶対的価額である。更に、一部の市場では引渡しと支払の同時決済（ＤＶＰ決済）ができないことがあり、かかる場合にファンドが債務を履行したが取引相手方がその債務を履行する前に不履行となった場合、契約の絶対的価額がリスクにさらされる。

投資期間（投資ホライズン）のリスク

ファンドに関する投資対象の選択は、ファンドの投資目的に従って行われ、投資者の投資期間と厳密に合致しないことがある。投資者が、自らの投資期間と厳密に合致したファンドを的確に選択しない場合、投資者の投資期間とファンドの投資期間との間に潜在的なミスマッチのリスクが生じることがある。

規制・監視の強化

金融サービス業界全般、特にヘッジファンドおよびその運用者の活動について、規制・監視が厳しく強化されつつある。このような監視により、ファンドおよび／または投資運用会社の潜在的な責任ならびに弁護士費用、法令遵守費用およびその他の関連費用に対するエクスポージャーが高まることがある。かかる規制・監視の強化により、投資運用会社が事務的な負担（検査への対応ならびに新しい方針および手続の実施を含むがこれらに限られない。）を課される可能性もある。このような負担の結果、ポートフォリオの投資運用活動に費やす投資運用会社の時間、注意およびリソースが減少することがある。

損失リスク

ファンドが行う投資はすべて、元本の全額を失うリスクを伴う。ファンドの投資プログラム（ファンドの投資目的、分散戦略またはリスク管理目標を含むがこれらに限られない。）が成功するという保証または表明はなされておらず、投資結果は時により大きく変動することがある。

投資運用会社への依拠

ファンドの成功は、投資運用会社がファンドの投資方針を推進し効果的に実施することができるかに大きく依拠している。本書中で別途説明される場合を除き、投資者は、ファンドの業務を行い管理する投資運用会社に全面的に依拠している。投資運用会社が行う主観的な判断により、ファンドが損失を被ったり、そうでなければ投資されていたであろう収益機会を逃すことがある。ファンドの準拠書類は、受益者がファンドの積極的な運用および業務に関与することを認めていない。受益者は、ファンドのために適切な投資を行う投資運用会社の能力に依拠しなければならない。

監査人の責任の限定

ケイマン諸島の法律は、監査人が自身の責任を限定する能力を制限しておらず、監査人との間で締結される委任文書または契約書に、免責規定および特定の状況下で監査人を補償することをファンドに義務づける規定が含まれることがある。

投資国の集中

ファンドは、アメリカ合衆国およびメキシコならびにその他の国々（カナダを含む。）の証券取引所に上場している法人の有価証券に投資を行う。ファンドは、何か国にもわたり投資国のリスクを分散している投資信託と比較して、かかる国々に関する、より高度の市場リスク、政治的リスク、法的リスク、経済的リスクおよび社会的リスクにさらされることになる。また、特定の国では、外国為替取引および／もしくは為替交換への管理規制が課されるか、またはその国の市場の働きを妨げるような方法で制限が課されるリスクもある。かかる措置およびその他資産の没収等により、投資対象の売買また場合によっては買戻しを履行する能力に関するファンドの正常な運営が妨害される可能性がある。ファンドにおける取引が停止され、ファンドの投資者はファンドの受益証券を取得または買戻しできないことがある。更に、かかる措置およびその他の措置は、ファンドの投資対象の価格設定能力に悪影響をもたらす可能性があり、これにより、ファンドの純資産価額に重大な影響が及ぶ可能性もある。ただし、何か国にもわたり投資を分散化させることには、通貨リスク等のその他のリスクを招く可能性がある。一部の国においては、また一部の種類の投資対象については、取引費用が他の国よりも高く、かつ流動性が低くなることがある。

保有高およびセクターの集中

ファンドは、比較的少数の投資対象に投資を行うことがあり、または、特定の業種に集中投資を行うことがあり、多数の投資対象または業種に投資を分散する投資信託と比べて、保有高が集中することにより、ファンドの純資産価額の変動性がより大きくなることがある。

中小企業に対する投資

特に投資の重点を中小企業に置いている場合、キャッシュフロー運用の代替方法を見出す機会が限られることがある。中小企業の証券は、一般的に、より大手の企業のものよりも価格の変動性が高く、また、より大手の確立された企業に比べ、しばしば流動性が低く、市場価格の急激な変動による影響をより強く受けることがある。時価総額が比較的低い企業の証券への投資は、より多くの価格上昇の機会を提供すると一般的に考えられている一方で、かかる企業が経済または市況の低迷による悪影響を一般に受けやすいことから、より確立された企業に通常付随するリスクよりも大きなリスクを伴うことがある。これらの企業は、商品ライン、市場または財源が限定的であることがあり、また特定の経営者集団に依存していることがある。中小企業の株式は、より大きな変動性を示すことに加え、一定程度、より大手の企業の株式と関係なく価格変動することがある（すなわち、大手企業の株価が上昇する中、中小企業の株価が低下すること（またはこの逆の場合）がある。）。かかる企業への投資を専門とする投資信託の場合、取引、特に規模の大きい取引は、同様の取引をより大きな投資信託で行う場合または同様の取引を大企業について行う場合と比較すると、当該投資信託の運営コストにより多大な影響を及ぼす可能性が高い。これは、中小企業の株式の市場は相対的に流動性が低いという性質によるものである。

金融デリバティブ商品

ファンドは、その投資目的を達成するため、リスクまたはコストを低減し、追加資本または追加収益を生み出す様々な金融デリバティブ商品を活用することができる。ファンドは、デリバティブを幅広く活用し、かつ／または、それぞれの投資方針に詳述する、より複雑な戦略を目的として（すなわちデリバティブの能力を拡大して）デリバティブを活用することがある。本項目およびデリバティブに関して言及するその他の項目において、個別交渉による、または上場していないデリバティブは、「店頭取引」またはＯＴＣとして言及される。

投資者は、ファンドがデリバティブを活用できることを念頭に置きつつ、ファンドが自らの投資ニーズに対して適当であるかどうか、独立したファイナンシャル・アドバイザーと相談することが望まれる。

投資運用会社などの経験豊富な投資顧問がデリバティブ商品を適切に活用すれば利益を得ることができるが、デリバティブ商品には、従来型の投資対象に付随するリスクとは異なる、場合によってはより大きなリスクが伴う。デリバティブ商品の活用によって一種のレバレッジが生じるため、ファンドの各クラスの純資産価額は、レバレッジをかけなかった場合に比べて変動性が大きくなり、かつ／またはその変動の幅がより大きくなることがある。これはレバレッジによってファンドの組入証券またはその他の証券の価値が増減する影響が拡大される傾向があるためである。

以下は、ファンドに投資する前に投資者が理解しておくべきデリバティブ商品の活用に関する重要なリスク要因と問題点である。

- ・市場リスク

これは、特定の投資対象の価格が変動することがあるという、すべての投資対象に当てはまる一般的なリスクである。デリバティブ商品の原資産（証券または参照指標のいずれか）の価格に変化があったとき、商品の価格は、原資産の実績に応じてプラスまたはマイナスになることがある。オプション付きでないデリバティブ商品においては、デリバティブの価格の絶対的変動幅は、原証券または参照指標の価格の変動幅に非常に類似する。オプションの場合、オプションの価格の絶対的変動幅は必ずしも原資産の変動幅と類似するとは限らない。なぜなら、以下に詳述するとおり、オプションの価格の変動はその他の多くの変動要素に依拠しているからである。

- ・流動性リスク

特定のデリバティブ商品の売買が難しい場合に流動性リスクが発生する。デリバティブ商品の取引規模が特に大きい場合または（ＯＴＣデリバティブ商品がそうであるように）関係する市場が流動性に欠ける場合、有利な価格で取引を開始し、またはポジションを処分できないことがある。

- ・取引相手方の信用リスク

これはデリバティブ商品の他方当事者（通常「取引相手方」という。）がデリバティブ商品契約条件の遵守を怠る結果としてファンドが損失を被るリスクである。一般的に、上場デリバティブ商品は、各上場デリバティブ商品の発行体または取引相手方である決済機関が履行を保証するため、ＯＴＣデリバティブ商品と比べて取引相手方の信用リスクが小さい。上記の保証は、取引相手方の信用リスク全体を軽減するために決済機関が運営する日払い制度（すなわち証拠金制度）に裏付けられている。証拠金としてブローカーおよび／または取引所に差し入れられた資産は、かかる取引相手方によって分別口座で保管されず、このため、かかる取引相手方が債務不履行となった場合には、かかる取引相手方の債権者が取得することができる。個別交渉によるＯＴＣデリバティブ商品については、決済機関による同様の保証はない。したがって投資運用会社は、取引相手方のリスク管理体制を採用し、現在および潜在的な将来の信用エクスポージャーを考慮しながら、内部の信用評価のほか外部の信用機関による格付を使って取引相手方の信用リスクを測定し、監視し、管理する。個別交渉によるＯＴＣデリバティブ商品は標準化されていない。これは二者間の契約であり、関係当事者の必要性に応じて組成することができる。ドキュメンテーション・リスクはＩＳＤＡ標準書類を遵守することによって低減される。

個別の取引相手方に対するファンドのエクスポージャーは、ファンドの純資産価額の10%を超えてはならない。取引相手方の信用リスクは担保契約を用いることにより更に軽減されることがある。ただし、担保の取決めは、まだなお担保の発行体または保管機関の支払不能リスクおよび信用リスクの影響を受ける。限度額以下の場合には担保が請求されない担保限度額が存在することや、担保の必要性を計算する時点からファンドが取引相手方から担保を受領するまでの期間の差異は、共にすべての現行のエクスポージャーに担保が付されるわけではないことを意味している。

- ・決済リスク

決済リスクは、先物、先渡、（あらゆる種類の）オプションおよびスワップの差額決済取引が適時に決済されないときに発生し、これにより、決済の前に取引相手方の信用リスクが増大され、負担するはずのなかった資金調達費用を発生させる可能性がある。決済が一度も行われなかった場合、

ファンドの被る損失額は、担保を伴うその他の場合と同額であり、原契約の価格と代替契約の価格の差額、または契約が代替されていない場合には、かかる契約が無効になった時点におけるその絶対的価額である。

・ ファンド運用リスク

デリバティブ商品は株式や債券の場合とは異なる投資技法およびリスク分析を要する極めて専門的な商品である。デリバティブ商品を活用するには、必ずしも可能性のあるすべての市況におけるデリバティブ商品のパフォーマンスを観察することはないものの、原資産だけでなくデリバティブ商品自体の理解が必要である。また、ＯＴＣデリバティブ商品の価格は、一定の市況において原商品の価格と一致して変動しないことがある。

・ 商品リスク

商品への投資は、伝統的な投資にはない追加的なリスクを伴い、伝統的な有価証券への投資と比較してより大きなボラティリティをファンドにもたらすことがある。商品に連動するデリバティブ商品の価格は、市場動向全般、商品指数のボラティリティ、金利変動、または自然事象（干ばつ、洪水、天候、家畜病等）、禁輸措置、関税ならびに国際的な経済、政治および規制の進展といった特定の商品業種もしくは商品の製造および取引に影響を及ぼす要因により、影響を受けることがある。

・ その他のリスク

デリバティブ商品の活用に伴うその他のリスクには、誤った値付または不適切な評価といったリスクがある。一定のデリバティブ商品、特に個別交渉によるＯＴＣデリバティブ商品は、取引所において観測可能な価格を有さず、したがって、市場価格データについての他の情報源から得た原証券の価格または参照指標を用いた算式の使用を伴う。ＯＴＣオプションにおいては仮定を使ったモデルが使用され、これによって誤った値付のリスクが増大する。不適切な評価は取引相手方に対する現金の支払額を増やし、ファンドの損失額が拡大する恐れがある。また、デリバティブ商品は、いつでもその価値が連動するように設計された資産、レートまたは指数と完全に相関するものではなく、相当程度相関しないこともある。その結果として、ファンドによるデリバティブ商品の活用が常に投資目的を推進する有効な手段であるとは限らず、場合によっては逆効果を招くこともある。不利な状況においては、ファンドによるデリバティブ商品の活用が効果的でなくなることがあり、ファンドが著しい損失を被ることがある。

・ 外国為替取引

この取引では、ある通貨建の額を、異なる通貨建の額と特定の日に交換する。一度取引が行われれば、その契約の価格は外国為替レートの動きに応じて変動し、先渡の場合には金利差に応じて変動する。かかる取引が、非表示通貨である外国通貨のエクスポージャーをファンドの表示通貨にヘッジする目的で使われる範囲において、かかるヘッジが完璧でないことおよびその価値の変動がヘッジされた通貨のエクスポージャーの価値の変動をすべて相殺できないことがあるといったリスクが存在する。契約の総額が特定の日に交換されることから、契約を交わした取引相手方が、ファンドによる支払期間中で、かつ、ファンドが取引相手方から支払われるべき金額を受領する以前に不履行に陥った場合、ファンドは受領しなかった金額について取引相手方の信用リスクにさらされ、取引の元本全額を損失する可能性がある。

発行体の非分散リスク

ファンドは分散投資を行うことを目指すが、ファンドの投資方針に適合する投資対象には限りがあるため、必ずしも投資の分散が実現できない可能性がある。少数の発行体、産業もしくは通貨への集中投資はリスクを高める。ファンドが比較的少数の発行体に投資を行う場合、より分散した投資を行う投資信託に比べ、経済的、政治的または規制上の単一の事象によるリスクの影響を受けやすくなる。当該発行体の中には、重大な信用リスクまたはその他のリスクをもたらすものが含まれることがある。

マネジメント・リスク

ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされる。投資運用会社は、ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用するが、これらが期待される結果を生むという保証はない。

国際投資

国際的な投資は、外国為替レートの変動、将来の政治的または経済的展開および為替統制もしくはその他の政府による法律もしくは制限の賦課の可能性を含め、一定のリスクを伴う。異なる国における有価証券の価格は、異なる経済、金融、政治および社会的な要因の影響を受ける。ファンドは多様な通貨建の有価証券に投資することができるため、ファンドの保有する当該資産の価値は外国為替レートの変動の影響を受ける。また、ファンドの投資は返還不能な源泉税に服する。

その他の投資対象および投資手法

ファンドは、その他の種類の証券に投資し、本書には記載されていない様々な投資手法や戦略を利用することができる。かかる証券および投資手法により、ファンドに追加的なリスクが発生することとなる。

複数のクラスにおける債務の負担

管理会社はファンドに関し、異なるクラスの受益証券を発行することができる。信託証書は、トラストの複数のサブ・ファンドおよびサブ・ファンドの個別の受益証券のクラス間における債務負担の方法について規定している（通常、債務は当該債務が発生した特定のサブ・ファンドまたはクラスに帰属する。）。異なるサブ・ファンドが別個の信託として設立されているのに対し、同一のサブ・ファンドの異なるクラスは別個の信託とはされない。ファンドの一または複数のクラスの受益者は、関連する他のクラスが債務を履行するのに十分な資産を有していない場合、自分が保有していない当該他のクラスに関して発生した債務の負担を強制されることがある。したがって、特定のクラスの債務が当該クラスに限定されず、ファンドの他の一または複数のクラスにより債務を履行することが必要となるリスクがある。

上記に掲げられるリスク要因は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。投資予定者は、本書全体を読むべきであり、ファンドへの投資を決定する前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。

(2) リスクに対する管理体制

副管理会社は、ファンドに影響する可能性のあるすべての判明しているリスクを検知し、理解し、管理するために合理的な努力をすることを目的としている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、事業全体にわたるリスクの特定、測定、モニタリング、報告および軽減措置を連係させ、また容易にするという役割を担っている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、ファンドがさらされているか、さらされる可能性のあるすべての重大なリスク・イベントの構造的な影響と発生可能性の評価を連係させる。

リスク・マネジメント機能は、ポートフォリオ・マネジメント機能から機能的に独立しており、更に、潜在的な利益相反を避け、またリスク・マネジメントとリスクを伴う活動との厳密な分離を確実にするため、経営上の責任を負わない。

投資運用会社においては、リスク管理の手段として、ファンドの運用を行っている拠点の運用部門の担当責任者が、ファンドのポートフォリオ・マネージャーとミーティングを実施し、さまざまなリスク要因について協議している。ファンドの運用を行うポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、投資タイミングの決定等についてすべての権限を保有しているが、このミーティングでは、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされる。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっている。

また、法令または投資制限等のファンドの遵守状況については、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門がチェックを行っている。

< 参考情報 >

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報のひとつとしてご利用下さい。

ファンドの課税前分配金再投資換算 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建 米ドルヘッジクラス



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較

米ドル建 米ドルヘッジクラス



円建 円ヘッジクラス



円建 円ヘッジクラス



円建 為替ヘッジなしクラス



円建 為替ヘッジなしクラス



※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各クラスの公表されている1口当たり純資産価格に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている1口当たり純資産価格とは異なります。以下同じです。

※ファンドの運用開始日が2013年7月12日であるため、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、2013年7月から2016年9月の各月末における価格を、また、年間騰落率は、2014年7月から2016年9月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。以下同じです。

(出所) 指数提供会社のデータを基にアンダーソン・毛利・友常法律事務所が作成

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。以下同じです。

※ファンドについては2014年7月から2016年9月の、また、他の代表的な資産クラスについては2011年10月から2016年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。以下同じです。

※このグラフはサブ・ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

<各資産クラスの指数>

米ドル建 米ドルヘッジクラス

日 本 株 … 東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株 … MSCI-KOKUSAI指数(配当込) (米ドルベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)

日本国債 … シティ日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債 … シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし) (米ドルベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

円建 円ヘッジクラスおよび円建 為替ヘッジなしクラス

日 本 株 … 東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株 … MSCI-KOKUSAI指数(配当込) (円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (円ベース)

日本国債 … シティ日本国債インデックス(円ベース)

先進国債 … シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし) (円ベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド

※新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより円換算しています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の３％（適用ある消費税を除く。）を上限とする申込手数料を課することができる。

日本国内における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の3.24％（税抜３％）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）を課することができる。ただし、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。

購入（申込み）手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に収受される。

（注）上記の申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方税を示す。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

（３）【管理報酬等】

ファンドについては、以下に詳述するとおり、ファンドの純資産価額に対し、年率1.70％（このうち年率0.01％の受託報酬については、年額10,000米ドルを下回らないものとする。）の管理報酬等が支払われる。

受託報酬

受託会社は、ファンドの保管資産から、純資産価額の年率0.01％の年間報酬を受領する権利を有する。ただし、最低報酬額は、年間10,000米ドルとする。

上記の受託会社の報酬は、直前の評価日現在の純資産価額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われ、かつ、年に一度見直される。四半期に満たない期間に関する報酬は、日割計算される。また、受託会社は、ファンドの保管資産から、ファンドの信託証書に基づく自己の義務の履行において適切に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

受託報酬は、信託証書に基づく受託業務の対価として、受託会社に支払われる。

平成28年５月31日に終了した会計年度中の受託報酬は10,083.20米ドルであった。

管理報酬（副管理報酬を含む。）、保管報酬および管理事務代行報酬

（保管会社および管理事務代行会社を兼務する）管理会社は、ファンドの保管資産から、純資産価額の年率0.12％の管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬を受領する権利を有する。管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は、直前の評価日現在の純資産価額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われる。また、管理会社は、ファンドの資産から、自己が提供した業務に関連して合理的に負担した立替費用の払戻しを受ける権利を有する。管理会社は、ファンドから受領した自身の報酬から、副管理会社の報酬を支払う。

管理報酬は、信託証書に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に、保管報酬は、保管契約に基づく保管業務の対価として、保管会社に、また、管理事務代行報酬は、管理事務代行契約に基づく管理事務代行業務の対価として、管理事務代行会社にそれぞれ支払われる。

平成28年５月31日に終了した会計年度中の管理報酬（副管理報酬を含む。）、保管報酬および管理事務代行報酬は78,380.90米ドルであった。

投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの保管資産から、純資産価額の年率0.80％の報酬を受領する権利を有する。投資運用報酬は、直前の評価日現在の純資産価額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで

支払われる。また、投資運用会社は、ファンドの資産から、自己が提供した業務に関連して合理的に負担した立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

投資運用報酬は、投資運用契約に基づく投資運用業務の対価として、投資運用会社に支払われる。

平成28年５月31日に終了した会計年度中の投資運用報酬は523,459.61米ドルであった。

販売報酬

日本における販売会社は、ファンドの保管資産から、純資産価額の年率0.67%の報酬を受領する権利を有する。販売報酬は、直前の評価日現在の純資産価額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われる。

販売報酬は、投資者からの申込または買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、販売会社に支払われる。

平成28年５月31日に終了した会計年度中の販売報酬は438,397.69米ドルであった。

代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの保管資産から、純資産価額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。代行協会員報酬は、日々発生し、直前の評価日現在の純資産価額に基づき計算され、四半期毎に後払いで支払われる。また、代行協会員は、自己が提供した業務に関連して合理的に負担した立替費用について払戻しを受けることができる。

代行協会員報酬は、受益証券１口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社に送付する等の業務の対価として、代行協会員に支払われる。

平成28年５月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は65,432.40米ドルであった。

（４）【その他の手数料等】

受託会社または管理会社は、特定のサブ・ファンドの設立、運営、管理および維持に関する一切の費用（以下のいずれか（またはすべて）を含むがこれらに限定されない。）について、受託会社、管理会社その他が負担したかの別を問わず、関連するサブ・ファンドの保管資産からのみ、支払を行いまたは行わせることができる。

平成28年５月31日に終了した会計年度中のその他の費用は120,920.42米ドルであった。

本書に記載された一切の初期費用、ならびにあらゆる投資対象の登録および運用、もしくは投資対象の保有、または投資対象の権原書類の保管に関連して生じた一切の費用（手数料および費用、輸送、移動その他における紛失に対する権原書類の保険、ならびに文書を安全に保管するために受託会社の代理人によって負担された費用を含む。）

受託会社による収益もしくは元本の回収、または租税の決定において生じた一切の費用（税金の払戻しまたは減税を受けるにあたり生じた専門家報酬その他の費用を含む。）

収益もしくは元本の分配に関して、または保管資産の保有もしくはその取引に関して、または（当該サブ・ファンドからの収益または利益以外の）関連するサブ・ファンドに関して受託会社もしくは管理会社に課される（またはそれらから回収できる）その他のものに関して、支払われる一切の税金（本書に基づき受益者に対して行われたまたは行われる一切の分配に対して支払われる租税は除くが、何らかの者に対する補償（かかる補償が租税に関連する場合）のための支払金を含む。）

監査人の報酬および費用

法務、監査、評価および会計費用、仲介手数料、コンピューター・ソフトウェア・サービスおよび管理費（管理事務代行会社の報酬ならびに受託会社および管理事務代行会社が関連するサブ・ファンドを運営するにあたり負担した立替費用を含む。）

信託証書に基づき授権された受託会社の支出

関連するサブ・ファンドのための投資対象の保有または取引について発生した一切の公租公課
信託証書補遺の作成および受益者集会の開催に係る、およびこれに付帯する報酬および費用

トラストまたは関連するサブ・ファンドの設立もしくは終了に起因する、またはこれに関連する印紙税その他の租税

登録事務代行会社および関連するサブ・ファンドに関して適式に任命された登録事務代行会社の委託先の報酬および費用

本書に記載される受益証券販売・買戻契約に基づき、管理会社により支払われる報酬および費用代行協会報酬

当該サブ・ファンドの終了に関連して生じた受託会社の（管理会社の同意するところによるか、または同意がなくかつ別途放棄されない場合、その現在の商業レートによる）報酬および費用
本書に詳述される（またはあるサブ・ファンドに関する合意事項を参照することにより記載される）その他の報酬および費用

トラストおよびファンドの設定ならびに受益証券の募集に関連する経費および費用は、約3,000万円と想定されていた。かかる経費および費用は、管理会社がその他の方法を適用する旨決定した場合を除き、当初の５会計年度にわたり償却され、ファンドにより全額負担される。

平成28年５月31日に終了した会計年度中にファンドが負担した設立費用償却は52,745.44米ドルであった。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に金額および上限額ならびにこれらの計算方法を示すことができない。また、前記「（３）管理報酬等」および「（４）その他の手数料等」に記載された手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいている。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきである。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきである。

日本

平成28年10月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%。平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機

関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年１月１日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５％。平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５％）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５％。平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５％）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年１月１日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５％。平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５％）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により前記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」を利用する場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」を利用する場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる。利用できるのは、満20歳以上の者で、日本における販売会社または販売取扱会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する者である。また、平成28年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）が開始された。ジュニアNISAを利用する場合、20歳未満の居住者等を対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる。なお、NISAおよびジュニアNISAでの取扱商品は日本における販売会社または販売取扱会社によって異なる。詳細は日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

ケイマン諸島

以下は、本書の日付現在ケイマン諸島において有効な法律および実務に関して管理会社が受領した助言に基づき記載された、ケイマン諸島の税制についての説明である。投資者は、課税水準および課税基準が変更される可能性があること、また税控除の金額が個々の納税者の状況に依拠するものであることに留意すべきである。

ケイマン諸島政府は、現行法規の下で、トラスト、ファンドまたは受益者に対し、所得税、法人税もしくはキャピタルゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課さない。ケイマン諸島は、ファンドに関して受託会社に対しまたはファンドに関して受託会社により行われる支払に適用される二重課税防止条約を、いずれの国とも締結していない。本書の日付時点において、ケイマン諸島において為替管理は行われていない。

トラストは、ケイマン諸島信託法第81条に従い、ケイマン諸島で以後制定される、所得、もしくは資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課す法律が、トラストの設定日から50年間、トラストを構成する財産もしくはトラストに発生する所得に対して、またはかかる資産もしくは所得に関し受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨のケイマン諸島内閣長官からの約定を申請し、これを受領している。受益証券の譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島で印紙税は課されない。

ケイマン諸島—金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスおよび情報交換を改善するため、米国および英国それぞれを相手方とする２つの政府間協定（以下、それぞれ「米国ＩＧＡ」および「英国ＩＧＡ」という。）に調印している。またケイマン諸島は、60か国以上とともに、金融口座情報の自動的交換に係るＯＥＣＤ基準、すなわち共通報告基準（以下、「ＣＲＳ」といい、米国ＩＧＡおよび英国ＩＧＡとあわせて、「ＡＥＯＩ」という。）を実施するための多国間所轄庁協定にも調印した。

米国ＩＧＡおよび英国ＩＧＡを施行するケイマン諸島の規則が平成26年７月４日付で発布され、ＣＲＳを施行するケイマン諸島の規則が平成27年10月16日付で発布された（以下、「ＡＥＯＩ規則」と総称する。）。ＡＥＯＩ規則に従い、ケイマン諸島の税務情報局（以下「税務情報局」という。）は、米国および英国ＩＧＡの適用に関する指針を公表しており、またＣＲＳに関する指針を発行する権限を有する。

ケイマン諸島の「金融機関」は全て、１つ以上のＡＥＯＩ制度に関して「報告外金融機関」（関連するＡＥＯＩ規則に定義される。）として認められる例外規定に依拠することができない限り、ＡＥＯＩ規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守することが求められる。ファンドに関する限りにおいては、ＡＥＯＩ規則の要件を遵守する予定である。

ＡＥＯＩ規則は、報告金融機関に対し、とりわけ（ ）米国内国歳入庁（以下「ＩＲＳ」という。）への登録、国際仲介者証明（以下、「ＧＩＩＮ」という。）の取得（ただし、米国ＩＧＡについてのみ）、（ ）税務情報局への登録およびこれに伴う「報告金融機関」としての資格の通知、（ ）「報告対象口座」に該当するかを識別するための、保有口座に対するデュー・ディリジェンスの実施、ならびに、（ ）税務情報局に対する当該報告対象口座の情報提供を義務付けている。税務情報局は、毎年、報告を受けた情報を当該報告対象口座に関連する海外の財務当局（例えば、米国の報告対象口座であればＩＲＳ、英国の報告対象口座であればＨＭＲＣ等）に対し自動的に転送する。報告外金融機関については、ＡＥＯＩ規則上の義務はない。

米国ＩＧＡは、米国ＩＧＡを導入するＡＥＯＩ規則を遵守するケイマン諸島の金融機関が、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下、「ＦＡＴＣＡ」という。）のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足する者として取り扱われ、したがってかかる金融機関は、ＦＡＴＣＡの要件を「遵守しているとみなされ」、ＦＡＴＣＡの源泉徴収税（現行税率30%）を課税されることはなく、また、非協力口座を解約することを要しないことを定めている。ケイマン諸島の報告金融機関は、ＦＡＴＣＡの源泉徴収税の課税を免除されるために、米国の納税申告用紙により、ＦＡＴＣＡの状況について米国の源泉徴収代理人に対して自己申告を行うことが必要な場合がある。米国ＩＧ

Aの条項に従い、受託会社が「重大な違反（significant non-compliance）」の結果として不参加金融機関（米国ＩＧＡに定義される）とみなされない限り、ファンドに対する支払に対してＦＡＴＣＡ源泉徴収税は課されない。米国ＩＧＡを導入するＡＥＯＩ規則では、ＦＡＴＣＡその他の口座に関する口座保有者への支払について、ケイマン諸島の金融機関は源泉徴収を義務付けられていない。

投資者は、ファンドおよび／もしくはサブ・ファンドに投資し、ならびに／または継続投資することにより、ファンドおよび／もしくはサブ・ファンドに対する追加的な情報提供が必要となる可能性があること、トラストによるＡＥＯＩ規則の遵守が投資者情報の開示につながる場合があること、ならびに海外の財務当局との間で投資者情報が交換される可能性があることを認めているものとみなされる。投資者が要求された情報を提供しない場合（それによって生じる結果にかかわらず）、受託会社は、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

その他

受益者となる予定の者は、自らに適用されうるその他の法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

財務会計基準審議会（以下「ＦＡＳＢ」という。）および国際会計基準審議会（以下「ＩＡＳＢ」という。）は、近時、ファンドに適用される、税に関するより多くの開示を必要とする指針を発布した。米国において一般に公正と認められる会計原則を採用するファンドに適用されるＦＡＳＢ解釈指針第48号および国際財務報告基準を採用するファンドに適用される国際会計基準第12号は、財務諸表に記載される不確実な法人所得税の税務状況の測定および認識に関する枠組みを規定している。かかる基準の適用により、サブ・ファンドは、法人所得税の負担を余儀なくされ、これにより純資産価額の計算に悪影響が及ぶことがある。かかる悪影響の結果、サブ・ファンドへの投資および解約の時期によって、特定の受益者に利益または損害をもたらすことがある。

特定の支払に関する特定の米国の実質的所有権報告および源泉徴収

2010年に施行された法律に基づき、サブ・ファンドがサブ・ファンドへの直接的および特定の間接的な米国人投資家に関する身元その他の特定情報をサブ・ファンドの投資者から取得し、これを米国内国歳入庁（以下「ＩＲＳ」という。）へ報告しない限り、原則として払戻不能となる30%の米国の源泉徴収税が(a)平成25年12月31日より後に行われた特定の米国を源泉とする支払（利息および配当を含む。）、(b)平成26年12月31日より後に行われた米国の株式または債券の処分による手取金総額（以下、(a)および(b)の各々を「源泉徴収対象支払」という。）、および(c)特定の外国の法主体により平成28年12月31日より後に行われた特定のパススルー支払（かかる支払が源泉徴収対象支払に帰するとみなされる場合に限る。）に課税される。（これらの規定は、サブ・ファンドのレベルではなく（またはかかるレベルに加えて）、受益者、ファンドおよび／または投資先ファンドのレベルで適用される可能性がある。）サブ・ファンドに対し必要な情報を提供しなかった投資者は、サブ・ファンドの米国投資に直接的または間接的に起因する支払における自己の持分に関し、原則として30%の源泉徴収税を課され、サブ・ファンドは、当該投資家によるサブ・ファンドへの投資を終了せざるを得なくなることがある。当該法律の施行に関する規則は未だ最終決定されていないため、当該法律を遵守するためのすべての要件が現時点で明らかになっているわけではなく、実際の報告制度および源泉徴収制度（サブ・ファンドとＩＲＳの間の合意が含まれることがある。）により、サブ・ファンド、ファンド、投資先ファンドまたは受益者にさらなる負担が課されることがある。

投資予定者は、当該法律が自らのサブ・ファンドへの投資に与える影響につき、自らの税務アドバイザーに相談すべきである。

本書に記載される米国連邦税に関連する一切の検討は、本書に記載される取引の促進およびマーケティングのために記載される。かかる検討は、いずれかの者に課される税務上のペナルティを回避するために当該者により使用されることを意図しているものではなく、かかる使用のために記載

されるものでもなく、また、そのように使用されてはならない。各受益者は、独立の税務アドバイザーに対し自らの特定の状況に基づく助言を求めるべきである。

税務一般

特定の法域から得たサブ・ファンドの収益は、配当、利息および場合によりキャピタル・ゲインに課される源泉徴収税の対象となることがあり、かかる源泉徴収税は各法域により異なる。受益者となる予定の者は、自らに適用されうる法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

本書に記載される税金およびその他の事項は、受益者となる予定の者に対する法律上または税務上の助言を構成せず、かつそのような助言とみなされてはならない。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（平成28年９月末日現在）

資産の種類	地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
株式	アメリカ合衆国	40,157,833.12	77.45
	メキシコ	7,879,999.06	15.20
	オランダ	1,110,873.59	2.14
	アイルランド	1,058,212.31	2.04
	小計	50,206,918.08	96.84
現金・その他の資産 （負債控除後）		1,640,533.35	3.16
合計（純資産価額）		51,847,451.43 (5,243百万円)	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成28年９月末日現在）

順位	銘柄	発行地	業種	株数	(米ドル)				投資 比率 (%)
					取得金額		時価		
					単価	金額	単価	金額	
1	ORACLE CORP	アメリカ合衆国	テクノロジー	58,603	32.55	1,907,261.69	39.28	2,301,925.77	4.44
2	CITIGROUP INC	アメリカ合衆国	金融	47,164	52.85	2,492,454.08	47.23	2,227,555.70	4.30
3	BERKSHIRE HATHAWAY	アメリカ合衆国	金融	15,298	142.05	2,173,072.54	144.47	2,210,102.08	4.26
4	L-3 COMM HLDGS	アメリカ合衆国	工業	14,295	119.49	1,708,127.34	150.73	2,154,685.29	4.16
5	MOLSON COORS BREWING	アメリカ合衆国	非耐久消費財	19,425	73.62	1,430,044.35	109.80	2,132,865.06	4.11
6	PFIZER INC	アメリカ合衆国	非耐久消費財	61,787	31.93	1,973,112.12	33.87	2,092,725.62	4.04
7	QUALITAS CONTROL	メキシコ	金融	1,340,300	2.46	3,300,364.40	1.51	2,029,823.66	3.91
8	GRUPO AEROPORTUA	メキシコ	工業	293,700	4.09	1,201,561.38	5.91	1,735,020.62	3.35
9	GENERAL ELECTRIC	アメリカ合衆国	工業	57,405	25.83	1,482,710.31	29.62	1,700,336.15	3.28
10	CISCO SYSTEMS	アメリカ合衆国	通信	53,188	25.24	1,342,205.16	31.72	1,687,123.32	3.25
11	MEGACABLE-CPO	メキシコ	通信	426,300	3.67	1,564,201.06	3.84	1,637,048.38	3.16
12	ABBOTT LABORATORIES	アメリカ合衆国	その他	37,833	38.92	1,472,596.84	42.29	1,599,957.60	3.09
13	BANK OF NY MELLON CO	アメリカ合衆国	金融	39,531	30.40	1,201,691.03	39.88	1,576,496.32	3.04
14	NOW INC/DE	アメリカ合衆国	エネルギー	68,786	17.06	1,173,249.93	21.43	1,474,084.00	2.84
15	EBAY INC	アメリカ合衆国	テクノロジー	42,890	25.15	1,078,514.87	32.90	1,411,081.07	2.72
16	EXPRESS SCRIPTS	アメリカ合衆国	非耐久消費財	19,949	65.53	1,307,310.40	70.53	1,407,002.95	2.71
17	IBM	アメリカ合衆国	テクノロジー	8,493	145.60	1,236,612.74	158.85	1,349,113.10	2.60
18	HEWLETT PACKA-WI	アメリカ合衆国	テクノロジー	58,846	15.12	889,940.87	22.75	1,338,746.50	2.58
19	PROCTER AND GAMBLE	アメリカ合衆国	非耐久消費財	14,651	79.83	1,169,543.91	89.75	1,314,927.25	2.54
20	MORGAN STANLEY	アメリカ合衆国	金融	40,655	26.43	1,074,417.78	32.06	1,303,399.36	2.51
21	MICROSOFT CORP	アメリカ合衆国	テクノロジー	22,134	34.29	759,074.94	57.60	1,274,918.37	2.46
22	CABLE ONE INC-WI	アメリカ合衆国	通信	2,144	288.46	618,459.00	584.00	1,252,096.00	2.41
23	SBM OFFSHORE NV	オランダ	エネルギー	78,173	13.50	1,055,096.45	14.21	1,110,873.59	2.14
24	CA INC	アメリカ合衆国	テクノロジー	33,373	34.28	1,144,045.36	33.08	1,103,978.90	2.13
25	MOSAIC CO/THE	アメリカ合衆国	基本素材	44,292	39.78	1,762,142.83	24.46	1,083,382.28	2.09
26	LEIDOS HOLDINGS	アメリカ合衆国	テクノロジー	24,733	49.51	1,224,611.61	43.28	1,070,444.21	2.06
27	JAZZ PHARMACEUTI	アイルランド	非耐久消費財	8,711	187.15	1,630,221.93	121.48	1,058,212.31	2.04
28	JUNIPER NETWORKS INC	アメリカ合衆国	通信	43,414	21.97	953,643.88	24.06	1,044,540.82	2.01
29	VESTA SAB DE CV	メキシコ	金融	686,000	1.84	1,261,366.84	1.38	948,174.75	1.83
30	AMERICA MOVIL-L	メキシコ	通信	1,650,369	1.01	1,670,578.06	0.57	943,993.82	1.82

（業種の出所）Bloomberg

【投資不動産物件】

該当事項なし（平成28年９月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（平成28年９月末日現在）。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および平成28年9月末日までの前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジクラス>

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第1会計年度末 (平成26年5月末日)	85,749,769.98	8,671,017	0.011113	1.1237
第2会計年度末 (平成27年5月末日)	62,682,898.55	6,338,495	0.011815	1.1947
第3会計年度末 (平成28年5月末日)	41,521,621.39	4,198,666	0.010933	1.1055
平成27年10月末日	45,779,011.00	4,629,174	0.011061	1.1185
11月末日	44,506,277.98	4,500,475	0.010995	1.1118
12月末日	43,275,354.26	4,376,004	0.010805	1.0926
平成28年1月末日	39,168,866.30	3,960,756	0.009888	0.9999
2月末日	39,395,185.92	3,983,641	0.010019	1.0131
3月末日	41,909,207.72	4,237,859	0.010632	1.0751
4月末日	42,368,805.80	4,284,334	0.010874	1.0996
5月末日	41,521,621.39	4,198,666	0.010933	1.1055
6月末日	39,564,208.36	4,000,733	0.010894	1.1016
7月末日	39,158,615.84	3,959,719	0.011114	1.1238
8月末日	37,093,358.48	3,750,880	0.011189	1.1314
9月末日	35,922,787.74	3,632,512	0.011147	1.1272

< 円建 円ヘッジクラス >

	純資産価額（円）	１口当たり純資産価格（円）
第１会計年度末 （平成26年５月末日）	218,534,790	1.1143
第２会計年度末 （平成27年５月末日）	124,248,744	1.1822
第３会計年度末 （平成28年５月末日）	71,894,251	1.0901
平成27年10月末日	88,219,219	1.1082
11月末日	86,377,523	1.1025
12月末日	84,771,201	1.0820
平成28年１月末日	77,513,865	0.9894
２月末日	78,530,226	1.0024
３月末日	80,145,350	1.0624
４月末日	72,655,477	1.0852
５月末日	71,894,251	1.0901
６月末日	118,626,744	1.0833
７月末日	118,509,920	1.1053
８月末日	119,236,835	1.1121
９月末日	118,544,494	1.1056

<円建 為替ヘッジなしクラス>

	純資産価額（円）	１口当たり純資産価格（円）
第１会計年度末 （平成26年５月末日）	4,527,197,031	1.1309
第２会計年度末 （平成27年５月末日）	3,452,958,214	1.3727
第３会計年度末 （平成28年５月末日）	1,740,348,575	1.0507
平成27年10月末日	2,181,317,014	1.2023
11月末日	2,149,547,678	1.2203
12月末日	2,108,648,286	1.1630
平成28年１月末日	1,865,205,385	1.0389
２月末日	1,733,050,296	0.9823
３月末日	1,792,329,381	1.0496
４月末日	1,736,454,376	1.0370
５月末日	1,740,348,575	1.0507
６月末日	1,554,191,125	0.9684
７月末日	1,582,165,392	1.0044
８月末日	1,559,024,955	1.0199
９月末日	1,494,066,575	0.9912

< 参考情報 >

純資産価額および1口当たりの純資産価格の推移（2013年7月12日～2016年9月末日）

米ドル建 米ドルヘッジクラス



円建 円ヘッジクラス



円建 為替ヘッジなしクラス



【分配の推移】

下記の会計年度における分配金の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジクラス>

	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第1会計年度	0.000213	0.0215
第2会計年度	0.000813	0.0822
第3会計年度	0.000595	0.0602

<円建 円ヘッジクラス>

	1口当たり分配金（円）
第1会計年度	0.0228
第2会計年度	0.0828
第3会計年度	0.0597

<円建 為替ヘッジなしクラス>

	1口当たり分配金（円）
第1会計年度	0.0375
第2会計年度	0.1338
第3会計年度	0.1214

<参考情報>

分配の推移（2016年9月末日現在）

米ドル建 米ドルヘッジクラス	
(単位:米ドル、1口当たり課税前)	
第1会計年度	0.000213
第2会計年度	0.000813
第3会計年度	0.000595
2016年1月	0.000201
2016年7月	0.000223
設定来累計	0.001844

円建 為替ヘッジなしクラス	
(単位:円、1口当たり課税前)	
第1会計年度	0.0375
第2会計年度	0.1338
第3会計年度	0.1214
2016年1月	0.0407
2016年7月	0.0000
設定来累計	0.2927

円建 円ヘッジクラス	
(単位:円、1口当たり課税前)	
第1会計年度	0.0228
第2会計年度	0.0828
第3会計年度	0.0597
2016年1月	0.0205
2016年7月	0.0208
設定来累計	0.1861

【収益率の推移】

下記の会計年度における収益率は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジクラス>

	収益率(注)
第1会計年度	13.26%
第2会計年度	13.63%
第3会計年度	- 2.43%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当会計年度末日現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末日現在の1口当たり純資産価格(第1会計年度の場合、1口当たり当初発行価格(0.010000米ドル))

<円建 円ヘッジクラス>

	収益率(注)
第1会計年度	13.71%
第2会計年度	13.52%
第3会計年度	- 2.74%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当会計年度末日現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末日現在の1口当たり純資産価格(第1会計年度の場合、1口当たり当初発行価格(1.0000円))

<円建 為替ヘッジなしクラス>

	収益率(注)
第1会計年度	16.84%
第2会計年度	33.21%
第3会計年度	- 14.61%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当会計年度末日現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末日現在の1口当たり純資産価格(第1会計年度の場合、1口当たり当初発行価格(1.0000円))

< 参考情報 >

年間収益率の推移

米ドル建 米ドルヘッジクラス



円建 円ヘッジクラス



円建 為替ヘッジなしクラス



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)/b

a = 各暦年末現在の1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金の合計額を加えた額)

ただし、2016年については2016年9月末日における1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の1口当たり純資産価格(ただし、2013年については当初発行価格(米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券は1口当たり0.01米ドル、円建 円ヘッジクラス受益証券および円建 為替ヘッジなしクラス受益証券は1口当たり1円))

(注2) 2013年については、7月12日(運用開始日)から12月末日までの収益率を記載している。2016年については、1月1日から9月末日までの収益率を記載している。

(注3) ファンドおよび各クラスにベンチマークはない。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジクラス>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	16,073,586,851 (16,073,586,851)	8,357,163,029 (8,357,163,029)	7,716,423,822 (7,716,423,822)
第2会計年度	3,156,785,359 (3,156,785,359)	5,567,942,951 (5,567,942,951)	5,305,266,230 (5,305,266,230)
第3会計年度	517,576,527 (517,576,527)	2,024,848,662 (2,024,848,662)	3,797,994,095 (3,797,994,095)

<円建 円ヘッジクラス>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	1,515,423,944 (1,515,423,944)	1,319,307,368 (1,319,307,368)	196,116,576 (196,116,576)
第2会計年度	20,360,731 (20,360,731)	111,377,173 (111,377,173)	105,100,134 (105,100,134)
第3会計年度	0 (0)	39,147,654 (39,147,654)	65,952,480 (65,952,480)

<円建 為替ヘッジなしクラス>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	22,770,628,997 (22,770,628,997)	18,767,462,964 (18,767,462,964)	4,003,166,033 (4,003,166,033)
第2会計年度	1,261,720,832 (1,261,720,832)	2,749,494,897 (2,749,494,897)	2,515,391,968 (2,515,391,968)
第3会計年度	179,763,234 (179,763,234)	1,038,741,678 (1,038,741,678)	1,656,413,524 (1,656,413,524)

(注1) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

(注2) 販売口数は、当初募集期間に販売された販売口数を含む。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）海外における販売

受益証券の申込みは、各取引日に適用ある申込価格に申込価格の3.0%（適用ある消費税を除く。）を上限とする販売手数料を加算した額で、各取引日に行うことができる。ただし、管理会社は特定の取引日について申込みを受諾しない旨を決定することができ、かかる場合、当該日における申込みの取扱いが行われない。販売手数料は、日本における販売会社に対し支払われる。申込価格は、当該取引日現在で決定される関連するクラスの受益証券１口当たり純資産価格である。

手続

受益証券の申込人および追加の受益証券の申込みを希望する受益者は、記入済みの英文申込書を（申込人の身元確認のため要求される裏付情報および裏付書類を添付した上で）管理会社により関連する取引日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）までに受領されるように送付しなければならない。決済資金は（申込金の資金源を証明するため要求される裏付情報を添付した上で）、ファンドの口座において、当該取引日から（同日を除く。）４営業日目の午後２時（ルクセンブルグ時間）までに関連するクラスに適用ある表示通貨で受領されなければならない。ただし、管理会社が当該日以降の日とすることに同意する場合を除く。かかる期限までに受領されなかった場合、かかる申込みは、英文申込書および決済資金の受領後最初に到来する取引日まで繰り越され、受益証券は、当該取引日に関連するクラスに適用ある申込価格で発行される。

英文申込書は、ファックスまたはＰＤＦ形式で電子メールにより送付することができる。投資者は、管理会社、受託会社、販売会社または管理事務代行会社のいずれも、ファックスまたは電子メールにより送付された英文申込書を受領していないこともしくは英文申込書が判読不能ことから生じる損失、または適切に授権された者から発信されたものであると誠実に信じた指示に基づき何らかの措置を講じたために発生した損失について責任を負わないことに留意すべきである。

すべての申込金は、申込人名義の口座から拠出されたものでなければならない。第三者による支払は認められない。

投資者が管理会社との間でその他の通貨建の支払について取決めを行わない限り、支払は関連するクラスに適用ある表示通貨で行われなければならない。支払が関連するクラスに適用ある表示通貨以外の通貨で行われた場合、かかる支払は、投資者のために、投資者のリスクおよび費用負担により、管理会社が当該日にその絶対的裁量により適切と判断するレートにより関連するクラスに適用ある表示通貨に換算される。

受益証券の端数は発行されない。いずれかのクラスの受益証券１口未満に相当する申込金は、管理会社の裁量により、受益者に対し当該受益者のリスク負担により返還されるか、またはファンドのために留保される。

管理会社または日本における販売会社は、理由の如何を問わず、または何ら理由なく、一切の申込みを拒否することができ、かかる理由を開示する義務を負わない。

管理会社が受領した記入済みの英文申込書は、取消不能である。管理会社は、記入済み英文申込書の原本（ならびに要求があれば申込人の身元確認および申込金の資金源を証明するためのすべての書類）を受領した後、申込みを認められた申込人に対して所有確認書を発行する。かかる所有確認書は、通常、関連する取引日の後５営業日以内に発行される。管理会社が、確認書の発行前に申込人からの追加情報が必要であると決定する場合、管理会社は、申込人に対して書面で通知を行い、必要な情報を要求する。

疑義を回避するために述べると、申込金額の全額について申込人の資金が決済されたとの通知および申込人の身元および申込金額の資金源の確認のために要求されたすべての情報および書類が受領されるまで、受益証券の申込みは取り扱われないことがあり、また受益証券は発行されないことがある。管理会社が関連する取引日の後10営業日以内にかかる情報および書類を受領しない場合、受領された申込金額は、当該資金の送金元の口座に利息を付さずに返還される。

最低申込口数

適用法に従うことを条件として、受益証券の当初または追加の申込みに関する投資者１人当たりの最低申込口数の制限はない。

非適格申込人

英文申込書は、各クラスの受益証券の各投資予定者に対し、自らが適格投資家であり、適用法に違反することなく受益証券を取得し保有することができる旨を特に表明し保証することを要求する。

ファンドが本来負担することのない納税義務が発生するか、本来被ることのないその他の金銭上の不利を被ると管理会社が判断する場合、いずれかのクラスの受益証券の募集または発行が行われないことがある。

受益証券の申込者は、英文申込書において、特に自らがファンドへの投資についてのリスクを評価するための金融に関する知識、専門性および経験を有しており、ファンドが投資を行う資産への投資および保有／取引方法に固有のリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資の全額を失うリスクを負担し得ることを表明し保証しなければならない。

受益証券の形式

すべての受益証券は、記名式受益証券である。受益者の権原は、受益者名簿への記載によって証明されるものであり、券面により証明されるものではない。

停止

管理会社は、後記「４ 資産管理等の概要（１）資産の評価 純資産価格の計算の停止」の項に記載された一定の状況において、受益証券の発行を停止することができる。かかる停止期間中は、受益証券は発行されない。

マネー・ロンダリング防止手続

マネー・ロンダリングの防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を採用・維持する義務を負い、また、購入申込者に対して身元と申込金額の支払の源泉を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、トラストおよびファンドの受益者に関するマネー・ロンダリング防止手続の対応を管理事務代行会社に委託している。

受託会社および受託会社が適式に任命した受任者は、購入申込者の身元および申込金額の支払の源泉を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合、受託会社または上記の受任者は、申込みの受諾を拒絶することができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

受託会社、管理会社またはその適式に任命した受任者は、受益者に対して買戻代金を支払うことが関連する法域においていずれかの者によるマネー・ロンダリング防止法に対する違反を招来する可能性があるかと疑うか、もしくは違反を招来する可能性があるかと助言されている場合、または受託会社、管理会社もしくは上記の受任者による関連する法域におけるマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために買戻代金の支払の拒絶が必要である場合、絶対的裁量により、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務もしくはその他の取引、専門業務、事業もしくは雇用の遂行過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（ ）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2016年改訂）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、または、（ ）テロ行為、もしくはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2015年改訂）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

受託会社またはケイマン諸島に所在する代理人は、適用法に基づき規制当局または政府機関もしくはは代理人からの情報請求に従い、情報の提供を強制されることがある（例えば、金融庁法（2016年改

訂）に基づき、ＣＩＭＡが自らもしくは公認の海外規制当局のために行う場合、または税務情報庁法（2016年改訂）もしくは貯蓄所得情報（ＥＵ）法（2014年改訂）ならびに関連する規則、合意、取決めおよび覚書に基づき、税務情報庁が行う場合）。当該法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務違反とはみなされないものとし、一定の場合には、トラスト、受託会社または代理人は、当該請求があったことを開示することが禁止される場合がある。

（２）日本における販売

日本においては、申込期間中の取引日に受益証券の募集が行われる。ただし、管理会社が別途定める場合には、取引日であっても申込みの取扱いが行われないことがある。日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に従い、原則として国内約定日から起算して４国内営業日目までに、日本における販売会社または販売取扱会社に対して申込金額および申込手数料を支払う。

発行価格は、管理会社により取得申込みが受領された取引日における当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格である。

ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合は、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

日本の投資者は、原則として取引日の午後３時（日本時間）まで、取得の申込みをすることができる。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合は、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

申込単位は、以下のとおりである。

米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券：

1,000米ドル以上0.01米ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）

円建 円ヘッジクラス受益証券：

100,000円以上１円単位（または日本における販売会社が別途定める金額）

円建 為替ヘッジなしクラス受益証券：

100,000円以上１円単位（または日本における販売会社が別途定める金額）

申込単位には、申込手数料（税込）が含まれる。

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の3.24%（税抜３％）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）を課すことができる。ただし、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。

ただし、管理会社、日本における販売会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、関連するクラスに適用ある表示通貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンドの純資産が１億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、ファンドの方針により、販売することが違法となる投資家に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

２【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

取引日における買戻し

受益証券は、以下の規定に従い、当該受益証券の保有者の請求に基づき取引日に買い戻すことができる。ただし、管理会社が別途定める場合には、取引日であっても買戻請求ができないことがある。管理会社は、それが受益者の最善の利益に適合と判断する場合に限り、かかる裁量権を行使する。

ある取引日に買戻しを行うためには、受益者は、管理会社に対し、関連する取引日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）までに受領されるよう、買戻通知に記載された住所宛てに買戻通知を送付しなければならない。かかる日時以降に受領された買戻通知は、翌取引日に処理される。受益者は、管理会社により別途同意されない限り、一度提出した買戻通知を取り消すことができない。

受益者は、いずれの取引日においても1口未満の受益証券の買戻しを行うことができない。

管理会社は、当該買戻しが他の受益者またはファンドの資産の適切な運用に不利益となると判断する場合、買戻請求の全部または一部を拒絶することができる。かかる拒絶は（もしなされる場合）、該当する受益者に対して速やかに通知される。

買戻価格は、関連する取引日現在において決定される当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

受託会社は、通常、買戻代金（送金手数料控除後）を、受益者の指示に従い、関連する取引日（同日を含まない。）の4営業日後の日に関連するクラスに適用ある表示通貨で振込送金する。受益者から支払に関する適切な指示が行われなかった場合、受託会社は、受益者に対し、（自らの絶対的裁量により）適切と判断する方法（ファンドの受益者名簿に記載されている受益者の住所（共同で登録されている保有者の場合には、当該名簿に最初に氏名が記載される保有者の住所）宛てに小切手を送付することを含む（ただし、これに限定されない。）。）により、買戻代金を送金することができる。受託会社および管理会社のいずれも、当該手続に従ったことにより生じるいかなる損失についても責任を負わない。当該取引日から買戻しを行った受益者への実際の支払日までの期間について、買戻代金に関する利息は支払われない。

買戻しの繰越し

いずれかの取引日における買戻請求の総額がファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合）を上回った場合、管理会社は、自らが別途決定しない限り、当該取引日に買い戻すことのできる受益証券の総口数を当該日における発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合）に制限することを選択することができる。かかる場合、買戻請求は按分して減じられ、残りの部分は、その後の取引日に、関連するクラスに関して当該日に受領された買戻請求に優先して買い戻される（かかる権限に従い当該日の買戻しが制限された場合には常に更なる繰越しに従うものとする。）。

停止

管理会社は、後記「４ 資産管理等の概要（１）資産の評価 純資産価格の計算の停止」に記載される一定の状況において受益証券の買戻しを停止することができる。かかる停止期間中、受益証券の買戻しは一切行われぬ。

強制買戻し

受託会社は、いつでも、適切とみなす書面による通知を発することにより、当該受益者が保有する受益証券の全部または一部を、当該買戻日に適用ある買戻価格または受託会社が決定するその他の適切な金額で買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、上記の一般論を阻害することなく、受託会社が、以下の者による受益証券の直接的または実質的保有を認知し、またはこれを確信する理由を有する場合に実施されることがある。

（ ）いずれかの国または政府当局の法律または義務に違反する者であり、そのために当該者が受益証券を保有する適格性を失い、その結果、ファンド、受託会社または管理会社が、本来負担せずもしくは被ることのない納税義務もしくは不利益を負いもしくは被る場合

- () 適格投資者ではない者、または適格投資者ではない者を代理して受益証券を取得している者
- () ファンド、受託会社または管理会社が、本来負担せずまたは被ることのない納税義務を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な経営上の不利を被ると管理会社が判断する状況にある者

(2) 日本における買戻し

日本における投資者は、取引日において、日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理会社に対して買戻しを請求することができる。ただし、管理会社が別途定める場合には、取引日であっても買戻し請求ができないことがある。管理会社は、それが受益者の最善の利益に適うと判断する場合に限り、かかる裁量権を行使する。

買戻し請求の受付時間は、原則として取引日の午後３時（日本時間）までとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

買戻し価格は、管理会社により買戻し請求が受領された取引日における当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格である。買戻し請求は１口以上１口の整数倍単位で行わなければならない。

大量の買戻し請求があった場合、前記「(1) 海外における買戻し」の「買戻しの繰越し」が適用されることがある。

日本の投資者に対する買戻し代金の支払は、口座約款に従い、円または関連するクラスに適用ある表示通貨により、原則として、国内約定日から起算して４国内営業日目に、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて行われる。

ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

3【受益証券の譲渡】

本書に記載される規定および管理会社が決定するその他の条件に基づき、受益者は、通常もしくは一般的な形式（または管理事務代行会社が随時承認するあらゆる形式）により自らが保有する受益証券を譲渡することができる。各譲渡証書は、譲渡人またはその代理人および譲受人またはその代理人の署名が付される必要がある。

譲渡に関して、管理会社または管理事務代行会社は、それぞれの絶対的裁量により、譲受人に対して、必要または望ましいとみなすあらゆる情報（管理会社または管理事務代行会社が、関連または適用ある法域の法律規定または政府等の要求もしくは規制または当該時に効力を有する管理会社もしくは管理事務代行会社の方針の遵守を促すために要求されることがある情報または文書を含む。）を必要または望ましいとみなすいずれかの形態で提供するように要求することができる。

受託会社および管理会社は、受託会社または管理会社が譲受人の氏名をトラストの受益者名簿に記入するまで、信託証書の規定に従って行われない譲渡の確認、合意または登録を行わず、また引き続き譲渡人を、すべての点において譲渡の対象となる受益証券に対する権利を有する受益者として取り扱う。

管理会社またはその受託者としての管理事務代行会社のいずれも、当該譲渡契約または販売契約における表明に依拠して同意することにつき責任を負わず、それぞれ全面的に保護される。

4【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価格の計算

受託会社は、各評価日の営業時間終了時におけるファンドの純資産価額およびファンドの各クラスの受益証券１口当たり純資産価格の計算を管理事務代行会社に委託している。

米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券の受益証券１口当たり純資産価格は、１米ドルの小数第７位以下を四捨五入して計算される。円建 円ヘッジクラス受益証券および円建 為替ヘッジなしクラス受益証券の受益証券１口当たり純資産価格は、１円の小数第５位以下を四捨五入して計算される。

ファンドの純資産価額およびファンドの各クラスの受益証券１口当たり純資産価格を計算するにあたり、管理事務代行会社は、以下の評価方針および手続に従う。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- （イ）一切の手元現金、預金またはコール資金（その経過利息を含む。）、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金
- （ロ）一切の投資対象
- （ハ）一切の為替手形、請求払手形、約束手形、および受取勘定
- （ニ）受託会社により決定されるファンドの初期費用（ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。）
- （ホ）受託会社により随時評価され決定される、ファンドに帰属するその他一切の資産（前払費用を含む。）

ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

- （イ）一切の為替手形、手形および買掛金
- （ロ）日々計算される、未払いおよび／または発生済みの信託証書に規定される一切の費用（既に発生または期限が到来したファンドの投資運用会社に対する業績連動報酬を含む。）
- （ハ）その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等^{（注）}の引当金を含むがこれらに限られないファンドに帰属するその他一切の債務（受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。）

（注）公課・費用等とは、ある取引または売買に関する、印紙税および租税公課、政府徴収金、取次手数料、銀行手数料、名義書換手数料、登録手数料、訴訟その他の法律費用ならびにすべてのその他の費用、義務および負担（保管資産の設定、保管資産の増加、受益証券の創設、発行、消却、販売、交換もしくは

購入、投資対象の取得、処分、もしくは保有もしくは保護に関する他の取扱い、または収益の回収に関するものであるかそれ以外であるかを問わない。)であり、それにより当該公課・費用等が支払われることになった取引、売買または他の事由が生じる以前に支払われなければならないか支払われなければならないことがあるものをいうが、純資産価額を確定する際に考慮された手数料、費用、公課を意味するわけではない。

トラストの費用または債務は、受託会社が監査人と協議の上、公正かつ衡平とみなす期間にわたり償却することができる。

トラストの資産の価値は、以下のとおりに決定されるものとする。

- (イ) 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から発生済みの利息を加えた金額で評価されるものとする。
- (ロ) ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価されるものとする。
- (ハ) 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされるものとする。ただし、受託会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと考える場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、受託会社が適切と考える割引を行った上で決定されるものとする。
- (ニ) 金融商品取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価されるものとする。ただし、金融商品取引所に上場されているものの、当該金融商品取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日時点のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価されるものとする。
- (ホ) 未上場有価証券は、管理会社が適切であると判断する場合、同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業務提供者から入手した評価情報を考慮した上で、管理会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- (ヘ) 決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた直近の公式な決済価格を参照して評価されるものとする。
- (ト) 利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）
- (チ) 上記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または受託会社がいずれの評価方法も実行可能または適切ではないと考える場合、受託会社は、関係する管理会社と協議の上で、かかる状況において公平であると受託会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有するものとする。

トラストおよびファンドの年次の監査は監査人によって行われる。

上記の方針および手続は、純資産価額またはその一部を計算し、また純資産価額を発行済みおよび発行済みとみなされるファンドの受益証券の口数またはファンドの特定のクラスに帰属する受益証券の口数で除する場合に以下が適用されることを前提とする。

- (イ) 発行が合意された各受益証券は、発行済みのものとして取り扱われ、発行が合意された受益証券に関して受領されることを受託会社が期待する現金またはその他の資産の価値を含む。
- (ロ) 管理会社が受益証券の買戻しおよび消却を決議しまたは別段に決定したものの、かかる買戻しおよび消却が計算時に実行されていない場合、かかる受益証券は、発行されていないものとして取り扱われ、ファンドの保管資産の純資産価額および受益証券１口当たり純資産価格の計算の目的において無視され、また、受託会社は、かかる買戻しおよび消却の結果としてファンドの保管資産から支払われる金額を控除する。ただし、支払われる金額を、買戻しまたは消却が実行されていないために計算することができない場合、上記は適用されない。
- (ハ) 投資対象の取得または処分に関する契約上の義務が存在するが、かかる取得または処分が当該計算時に完了していない場合、かかる投資対象は、（それぞれ）ファンドの資産に含まれまた

は当該資産から除外され、また、取得価格の総額または純処分受取金は、かかる取得または処分が適法に完了されている場合と同様に、それぞれ当該資産に含まれまたは当該資産から除外される。

- (二) 純資産価額または受益証券１口当たり純資産価格のすべての計算は、当該計算日以前に発生する所得または利益に係る税金に関して、受託会社が支払義務を負いまたは回収する権利を有する金額を考慮に入れる。
- (ホ) ファンドの資産から、以下に関する金額（以下、それぞれを「控除金額」という。）が控除される。
 - () 上記に規定されない発生済みの未払費用
 - () ファンドに関して受託会社または管理会社が行う当該時に未払いの借入総額
 - () 信託証書に基づき資本から支払われるべきまたは支払われるべきであると見積もられる上記に規定されない金額
- (ヘ) 管理会社は、いずれかの投資対象の価値または同一の通貨建の現金から、ファンドの表示通貨以外の通貨で支払われるべき債務でありまたは当該債務となる金額を控除することができる。
- (ト) 管理会社は、ファンドの表示通貨以外の通貨建の価値または金額（投資対象または当座もしくは預金勘定における現金もしくは金額または控除金額のいずれかを問わない。）を、管理会社が、関連あるまたは引渡しの責任を負う可能性のあるプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮し、状況に応じて適切と判断する為替レートで、適切な表示通貨に転換する。
- (チ) 管理会社は、当該時の最低市場取引売値または最高市場取引買値であると合理的に判断する価格がそうでなかった場合に、責任を負わない。
- (リ) 価格の建値が上記のように入手できない場合、その価値は、管理会社が決定するいずれかの方法で随時決定される。
- (ヌ) 管理会社が上記の評価基準のいずれかが特定の場合または一般的に不適切であると判断する場合、管理会社は、状況に応じて合理的であるとみなすその他の評価基準または評価手続を採用し、または受託会社もしくはいずれかの代理人に対してその採用を指示することができる。

純資産価格の計算の停止

- ファンドの受益証券１口当たり純資産価格の決定、ファンドの受益証券の発行および／もしくは買戻し、ならびに／または買戻代金の支払は、受託会社の単独の裁量により、以下に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。
- (イ) 通常の休日および週末以外に、ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている金融商品取引所が閉鎖している期間、または取引が制限もしくは停止されている期間
 - (ロ) 緊急事態、またはファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、もしくはファンドの受益者に重大な不利益を生じると受託会社が判断する事態が継続している期間
 - (ハ) ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、もしくは上記の金融商品取引所における時価を判断する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他の何らかの理由によりファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値を迅速かつ正確に確認することが合理的に実行可能でない期間
 - (ニ) 受託会社が管理会社と協議した上で、いずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと判断する期間
 - (ホ) ファンドに関係する受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社、もしくはその関連会社、子会社もしくは提携会社、またはファンドのその他の業務提供者に適用あるマネー・ロンダリング防止規制を遵守するために停止が必要であると受託会社または管理会社が判断する期間
- かかる停止が一週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から７日以内に文書で通知が行われ、また、かかる停止が解消された場合も速やかに通知される。

（２）【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

ファンドは、当初払込日から運用を開始し、償還日（すなわち、平成35年7月31日（当該日が営業日でない場合、翌営業日）または管理会社がその完全な裁量により決定する当該日より後の日）に終了する。ただし、後記「（５）その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの場合、償還日より前に終了することがある。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年5月末日である。ファンドの最初の計算期間は平成26年5月末日に終了した。

（５）【その他】

ファンドの解散

ファンドは、以下のいずれかの場合、償還日より前に終了することがある。

- （イ）ファンドのサブ・ファンド決議によりファンドの終了が可決された場合
- （ロ）トラストのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのケイマン諸島金融庁による認可またはその他の承認が取り消されるか不利に変更された場合
- （ハ）受託会社が、管理会社と協議の上、その単独の裁量により、ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合（ファンドの純資産価額が3,000万米ドル未満となった場合を含むがこれに限られない。）
- （ニ）受託会社が辞任した後または管理会社が解任されもしくは辞任した後、適切な代替または後継の受託会社または管理会社を確保できない場合

ファンドが償還日より前に終了する場合、受託会社は、当該情報または適用法に基づき必要とされるその他の情報を、終了予定日から30日より前に、全受益者に提供または通知しなければならない。

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対して30日前に通知をすることにより（ただし、受益者決議により受益者はこれを放棄することができる。）、一切の目的のために適切または望ましいと思われる方法および範囲で、信託証書の条項を、信託証書に補足証書を付することにより随時改正、変更または追加することができる。ただし、かかる改正、変更もしくは追加は、受益者集会の決議による承認がない限り行われ不得とする。改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合、かかる承認は必要ではない。

- （イ）本法^{（注）}またはケイマン諸島の法のもとに定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む法律の一切の改正を履行するために必要な場合
- （ロ）一切のかかる法律の改正の直接的な結果として必要な場合
- （ハ）トラストまたはいずれかのサブ・ファンドの名称変更を行うために必要な場合
- （ニ）会計年度年初および終了日付を変更するため、または年間収益配分日付を変更するために必要な場合
- （ホ）その他の会計期間の始まりおよび終了する日付を変更し、またはかかる会計期間に関連する分配日（中間会計期間および中間配分日を含む。）を変更するために必要な場合
- （ヘ）管理会社および受託会社が、受益者および潜在受益者の利益となるか、またはこれら一切の者が一切の重要な不利益を被らないと同意する変更をするために必要な場合
- （ト）信託証書から不要となった条項を削除するために必要な場合

- (チ) 管理会社および受託会社が解任された場合または辞任を希望もしくは辞任したときにこれらを替えるために必要な場合
- (リ) 明白な誤りを訂正するために必要な場合
- (ヌ) ケイマン諸島金融庁、本法(注)またはトラストが従う他の法令もしくは規則の要求を反映し、または遵守するために必要な場合
- (ル) 追加のサブ・ファンドを設定するために必要な場合

(注) 本法とは、ミューチュアル・ファンド法、同法に基づく規則および/または(文脈に応じて)ケイマン諸島の信託法をいう。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約は、一方当事者が相手方当事者に対して3か月前に書面による通知をすることにより終了することができる。ただし、副管理会社は、管轄権を有する規制当局から要請された場合、即時の通知をすることにより終了することができる。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、ケイマン諸島法により解釈され、当事者は、ルクセンブルグ市裁判所の非専属的管轄権に取消不能の形で服する。

同契約は、書面によって変更される。

投資運用契約

投資運用契約は、副管理会社が投資運用会社に対して書面による通知をすることにより終了し、また投資運用会社が副管理会社に対して3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、一部の条項を除き、両当事者が書面で合意した場合、変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

トラストおよびファンドの仕組みの修正

将来において、適用法を遵守するために、トラストおよび/またはファンドの仕組みの修正が必要または望ましいものとなることがある。トラストおよび/またはファンドの仕組みのかかる修正には、トラストおよび/もしくはファンドに関する一定の業務にかかる責任の再配分、ならびに/またはトラストおよび/もしくはファンドに関し一定の業務を提供する新しい事業体の任命を伴うことがある。これにより、トラストおよびファンドに関する既存の業務提供契約(投資運用契約、保管契約および管理事務代行契約を含むがこれらに限られない。)の変更が必要になることがあ

る。また、新しい業務提供会社との間でのトラストおよびファンドに関する新規契約の締結が必要または望ましいものとなることもある。トラストおよび/またはファンドの仕組みを修正するために、信託証書または信託証書補遺の修正が必要となることもある。

適用法を遵守するために必要または望ましい、トラストおよび/またはファンドの仕組みの修正(既存の業務提供契約の訂正および新規契約の締結を含む。)に関して、受託会社および/または管理会社は、かかる修正を受益者の事前の同意を得ることなく行うことができる。更に、適用法の遵守のために必要または望ましい、信託証書または信託証書補遺の修正もまた、受益者の同意を得ることなく行うことができる。

受益者は、適用ある英文申込書において、適用法を遵守するためのトラストおよび/またはファンドの仕組みのかかる一切の変更が当該受益者の同意を得ることなく行われる場合があることに同意するよう要求される。

5【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、販売取扱会社との間の口座約款に基づき、販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は、以下のとおりである。

分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

議決権

受託会社および管理会社は、以下のいずれかの場合、受益者集会の招集通知に記載される日時および場所において、トラストまたは関連するサブ・ファンド(場合による。)の受益者集会を招集する。

(イ) 信託証書の規定により招集を義務付けられている場合

(ロ) 管理会社または受託会社が書面により請求した場合

(ハ) (すべての受益者による受益者集会の場合) トラストのその時点での発行済受益証券の価値の10分の1以上を有するとして登録されている受益者が書面により請求した場合

(ニ) (いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合) 当該サブ・ファンドのその時点での発行済受益証券の価値の10分の1以上を有するとして登録されている受益者が書面により請求した場合

集会は、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者宛の14日以上前の通知により招集される。通知には、集会の日時および場所ならびに集会で提案される議案の要項を記載する。いずれかの受益者に対する偶発的な通知の遺漏またはいずれかの受益者による通知の不受領は、集会手続を無効にするものではない。集会の定足数は、トラストまたはサブ・ファンド(場合による。)のその時点での発行済受益証券の純資産価額の合計の10分の1以上を保有する受益者の本人または代理人による出席とする。集会のすべての決議は、投票が要求される場合を除き、挙手による議決に付される。挙手において、本人もしくは代理人(個人の場合)またはその適切に承認された代表者1名もしくは代理人(法人の場合)が出席しているすべての受益者は、各自1個

の議決権を有する。投票の場合、本人もしくは代理人（個人の場合）またはその適切に承認された代表者１名もしくは代理人（法人の場合）が出席している受益者は、保有する受益証券１口当たり１個の議決権を有する。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

東京都港区元赤坂一丁目２番７号 赤坂Ｋタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について
一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する
一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に
対する届出代理人は、

弁護士 中野 春芽

東京都港区元赤坂一丁目２番７号 赤坂Ｋタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有すること
を管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番２号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第３【ファンドの経理状況】

- a．ファンドの直近２会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルクにおいて一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．ファンドの原文の財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成28年９月30日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝101.12円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1 【財務諸表】

（１）【2016年５月31日終了年度】

【貸借対照表】

フィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンド

2016年５月31日現在における純資産計算書

	米ドル	千円
資産		
有価証券への投資（取得原価）（注３）	58,485,935.18	5,914,098
未実現評価益／（損）	(1,659,022.43)	(167,760)
有価証券への投資（市場価格）（注３）	56,826,912.75	5,746,337
銀行預金（注３）	1,293,542.89	130,803
未収配当金（注３）	52,408.43	5,300
設立費用（注３）	104,625.74	10,580
投資売却未収金	362,753.26	36,682
未実現外国為替予約取引評価益（注３、注14）	246,765.42	24,953
未実現直物為替取引評価益	0.15	0
資産合計	58,887,008.64	5,954,654
負債		
未払費用（注４）	(294,889.60)	(29,819)
投資購入未払金	(701,186.91)	(70,904)
受益証券買戻未払金	(9,819.89)	(993)
未実現外国為替予約取引評価損（注３、注14）	(18,897.68)	(1,911)
未実現直物為替取引評価損	(96.12)	(10)
負債合計	(1,024,890.20)	(103,637)
純資産合計	57,862,118.44	5,851,017
発行済受益証券		
米ドル建 米ドルヘッジクラス	3,797,994,095	□
円建 円ヘッジクラス	65,952,480	□
円建 為替ヘッジなしクラス	1,656,413,524	□
受益証券１口当たり純資産価格		
米ドル建 米ドルヘッジクラス（米ドル表示）	0.010933	
円建 円ヘッジクラス（円表示）	1.0901	
円建 為替ヘッジなしクラス（円表示）	1.0507	

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

フィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンド

2016年５月31日終了年度における運用計算書および純資産変動計算書

	米ドル	千円
期首純資産	91,509,257.05	9,253,416
収益		
配当金（純額）（注３）	887,822.15	89,777
収益合計	887,822.15	89,777
費用		
管理事務代行報酬、管理報酬および保管報酬（注７）	(65,317.31)	(6,605)
代行協会員報酬（注10）	(65,432.40)	(6,617)
設立費用償却（注３）	(52,745.44)	(5,334)
販売報酬（注９）	(438,397.69)	(44,331)
投資運用報酬（注８）	(523,459.61)	(52,932)
その他費用	(76,699.78)	(7,756)
専門家報酬	(22,054.81)	(2,230)
副保管報酬	(22,165.83)	(2,241)
副管理報酬（注11）	(13,063.59)	(1,321)
受託報酬（注６）	(10,083.20)	(1,020)
費用合計	(1,289,419.66)	(130,386)
投資純損失	(401,597.51)	(40,610)
実現投資純利益（注３）	8,991,856.53	909,257
通貨および外国為替予約取引の実現純利益（注３）	421,770.78	42,649
当期の実現純利益	9,413,627.31	951,906
未実現純評価損益の変動：		
投資	(11,825,790.26)	(1,195,824)
外国為替予約取引（注３）	158,446.72	16,022
その他資産および負債の外国為替換算（注３）	9,472.77	958
	(11,657,870.77)	(1,178,844)
運用による純資産の純減少	(2,645,840.97)	(267,547)

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

フィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンド

2016年５月31日終了年度における運用計算書および純資産変動計算書

(続き)

	米ドル	千円
発行		
米ドル建 米ドルヘッジクラス	5,571,466.01	563,387
円建 円ヘッジクラス	-	-
円建 為替ヘッジなしクラス	1,761,315.47	178,104
買戻し		
米ドル建 米ドルヘッジクラス	(22,499,312.49)	(2,275,130)
円建 円ヘッジクラス	(371,760.43)	(37,592)
円建 為替ヘッジなしクラス	(10,733,793.88)	(1,085,401)
分配金（注13）		
米ドル建 米ドルヘッジクラス	(2,728,392.17)	(275,895)
円建 円ヘッジクラス	(41,319.92)	(4,178)
円建 為替ヘッジなしクラス	(1,959,500.23)	(198,145)
	(31,001,297.64)	(3,134,851)
期末純資産	57,862,118.44	5,851,017

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

フィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンド
受益証券口数の変動（未監査）

	2016年５月31日 終了年度	2015年５月31日 終了年度	2013年７月12日 （運用開始日）から 2014年５月31日 までの期間
米ドル建 米ドルヘッジクラス			
期首現在発行済受益証券口数	5,305,266,230	7,716,423,822	-
発行受益証券口数	517,576,527	3,156,785,359	16,073,586,851
買戻受益証券口数	(2,024,848,662)	(5,567,942,951)	(8,357,163,029)
期末現在発行済受益証券口数	3,797,994,095	5,305,266,230	7,716,423,822

円建 円ヘッジクラス

期首現在発行済受益証券口数	105,100,134	196,116,576	-
発行受益証券口数	-	20,360,731	1,515,423,944
買戻受益証券口数	(39,147,654)	(111,377,173)	(1,319,307,368)
期末現在発行済受益証券口数	65,952,480	105,100,134	196,116,576

円建 為替ヘッジなしクラス

期首現在発行済受益証券口数	2,515,391,968	4,003,166,033	-
発行受益証券口数	179,763,234	1,261,720,832	22,770,628,997
買戻受益証券口数	(1,038,741,678)	(2,749,494,897)	(18,767,462,964)
期末現在発行済受益証券口数	1,656,413,524	2,515,391,968	4,003,166,033

統計情報（未監査）

米ドル建 米ドルヘッジクラス

期末現在受益証券１口当たり純資産価格（米ドル表示）	0.010933	0.011815	0.011113
純資産合計（米ドル表示）	41,521,621.39	62,682,898.55	85,749,769.98

円建 円ヘッジクラス

期末現在受益証券１口当たり純資産価格（円表示）	1.0901	1.1822	1.1143
純資産合計（円表示）	71,894,251	124,248,744	218,534,790

円建 為替ヘッジなしクラス

期末現在受益証券１口当たり純資産価格（円表示）	1.0507	1.3727	1.1309
純資産合計（円表示）	1,740,348,575	3,452,958,214	4,527,197,031

フィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンド

2016年5月31日現在の財務書類に対する注記

注1 一般事項

MUGC/フィデリティ・トラスト(以下「トラスト」という。)は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「管理会社」という。)との間で、ケイマン諸島の信託法に基づき締結された2013年6月3日付の信託証書(随時補足され、または変更される。)(以下「信託証書」という。)により設立されたアンブレラ型ユニット・トラストである。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき、ミューチュアル・ファンドとして2013年7月12日付で登録されている。

2016年5月31日現在、トラストは以下のファンドを設定している。

以下のクラスを有し、米ドル建で表示されるフィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンド：

- ・米ドル建 米ドルヘッジクラス
- ・円建 円ヘッジクラス
- ・円建 為替ヘッジなしクラス

米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券

為替変動リスクの低減を図るため、米ドル建 米ドルヘッジクラスに帰属するファンドの米ドル以外の通貨建の投資先資産について、保管会社により、原則として対米ドルの為替ヘッジ取引が行われる。かかる為替ヘッジ取引の目的は、当該他の通貨が対米ドルで下落した場合の為替差損を低減することである。

円建 円ヘッジクラス受益証券

為替変動リスクの低減を図るため、円建 円ヘッジクラスに帰属するファンドの円以外の通貨建の投資先資産について、保管会社により、原則として対円の為替ヘッジ取引が行われる。かかる為替ヘッジ取引の目的は、当該他の通貨が対円で下落した場合の為替差損を低減することである。

円建 為替ヘッジなしクラス受益証券

円建 為替ヘッジなしクラスに関しては、保管会社による対円の為替ヘッジ取引は行われない。

ファンドは、主としてアメリカ合衆国およびメキシコの証券取引所に上場する企業の株式への投資を通じて、長期的な元本の成長を目指す。ファンドはまた、カナダ等上記2か国以外の国の証券取引所に上場する企業の株式に投資を行うこともある。

注2 受益証券資本

受益証券の発行

受益証券は各取引日(全ての営業日または管理会社が随時定めるその他の日)における関連する発行価格において各取引日に発行可能である。発行価格は、関連する取引日現在の該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

米ドル建 米ドルヘッジクラスの当初価格は、受益証券1口当たり0.01米ドルである。

円建 円ヘッジクラスおよび円建 為替ヘッジなしクラスの当初価格については、受益証券1口当たり1円である。

受益証券の買戻し

受益証券は、受益者の希望によりいずれの取引日においても買い戻すことができる。

受益証券の買戻価格は、関連する取引日の直後の評価日に決定される当該取引日現在の該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

受益者は、いずれの取引日においても1口未満の受益証券を買い戻すことはできない。

分配

管理会社は、その絶対的裁量により、分配を宣言することができる。

注3 重要な会計方針の要約

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用される一般に認められた会計原則に従い表記されている。2016年5月31日現在のトラストの財務書類は、以下に記載されたとおりに作成されている。

有価証券、デリバティブおよびその他資産への投資の評価

- (a) 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日からの経過利息を加えた金額で評価される。
- (b) ディスカウントまたはプレミアムにて取得された預金証書は通常の取引慣行に基づき評価される。
- (c) 上記のように宣言されまたは既に発生しかつ未払の費用、現金分配および利息の価値は、その全額とみなされる。ただし、受託会社がかかる金額が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、受託会社が適切と考える割引きを行った上で決定される。
- (d) 証券取引所に上場されまたはその他の組織的市場において取引されている投資対象については、入手可能な終値において評価される。ただし、証券取引所に上場されている投資対象で、当該証券取引所外または店頭取引市場においてプレミアムまたはディスカウントにて取得または取引されたものについては、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウントレベルを考慮した上で評価する。
- (e) 未上場有価証券は、管理会社が適切であると判断する要因（同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報等）を考慮した上で、管理会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- (f) 証券決済会社、取引所または金融機関を通じて売買または取引されているデリバティブ商品は、当該証券決済会社、取引所または金融機関の示す直近の公式決済価格を参考に評価される。
- (g) 利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）
- (h) 前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または受託会社が当該評価方法が現実的もしくは適切であると考え、受託会社は、該当する管理会社と協議の上、かかる状況において公平であると受託会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有する。

有価証券の売却に係る実現純（損）益

有価証券の売却に係る実現純（損）益は、売却有価証券の平均取得原価に基づいて計算される。

為替換算

本財務書類は、米ドルで表示されている。米ドル以外の通貨で表示される銀行勘定、投資有価証券およびその他の資産または負債は、期末現在の適用ある実勢為替レートで対応する通貨に換算される。

米ドル以外の通貨の配当収益は、配当落ち日の実勢為替レートを使用し、会計処理される。

米ドル以外の通貨で表示されるその他の収益および費用は、取引日の適用ある実勢為替レートで米ドルに換算される。

実現為替損益および未実現為替評価損益の変動の結果は、運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

2016年５月31日現在、使用される適用ある為替レートは以下のとおりである。

１米ドル＝0.898271ユーロ

１米ドル＝110.905000円

１米ドル＝18.403150メキシコ・ペソ

投資有価証券の取得原価

米ドル以外の通貨で表示される投資有価証券の取得原価は、取引日の適用ある為替レートで米ドルに換算される。

投資収益

配当金は、配当落ち日に記録される。

外国為替予約取引の評価

外国為替予約取引は、当該取引の残存期間に適用される為替予約レートを参考に、クロージング日に評価される。未決済の外国為替予約取引に係る未実現評価損益は、取引レートと取引終了レートの差異として計算される。当該取引に係る未実現評価損益の変動は、運用計算書および純資産変動計算書において開示されている。

設立費用

設立費用は、５年間にわたり償却される。

注４ 未払費用

フィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンド 米ドル

管理事務代行、管理報酬および保管報酬（注７）	9,759.10
代行協会員報酬（注10）	9,760.73
専門家報酬	11,221.25
販売報酬（注９）	65,397.10
投資運用報酬（注８）	192,738.91
その他費用	2,380.19
副管理報酬（注11）	1,951.87
受託報酬（注６）	1,680.45
合計	294,889.60

注５ 税金

ケイマン諸島には、現行法規制において、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税は施行されていない。受託会社は、トラストのために、ケイマン諸島信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、トラストの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、トラストに発生した利益もしくはトラストに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を取得している。ケイマン諸島においては、受益証券の発行、譲渡、買戻しにつき、いかなる資本税または印紙税も課されない。

注６ 受託報酬

受託会社は、ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注７ 管理事務代行報酬、管理報酬および保管報酬

管理会社、保管会社および管理事務代行会社に対し支払われる報酬は、ファンドの純資産価額の0.10%である。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注８ 投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの純資産価額の年率0.80%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注９ 販売報酬

販売会社は、ファンドの純資産価額の年率0.67%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注10 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの純資産価額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注11 副管理報酬

副管理会社は、ファンドの平均純資産価額の年率0.02%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

注12 取引費用

ファンドは、譲渡性有価証券、金融商品およびその他の投資可能資産の売買に関連して取引費用（仲介手数料）を負担した。取引費用は投資対象の取得原価および実現投資純（損）益に計上されている。

MUGC / フィデリティ・トラスト—フィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンドにつき、2016年5月31日終了年度における当該費用は50,289.89米ドルである。

注13 分配金

米ドル建 米ドルヘッジクラスにつき、分配金は以下のとおり支払われた。

分配落ち日	支払日	分配率	合計額	通貨
07/15/2015	07/22/2015	0.000394	1,925,338.29	U S D
01/15/2016	01/22/2016	0.000201	803,053.88	U S D
			2,728,392.17	

円建 円ヘッジクラスにつき、分配金は以下のとおり支払われた。

分配落ち日	支払日	分配率	合計額	通貨
07/15/2015	07/22/2015	0.039200	3,435,365	J P Y
01/15/2016	01/22/2016	0.020500	1,606,054	J P Y
			5,041,419	

円建 為替ヘッジなしクラスにつき、分配金は以下のとおり支払われた。

分配落ち日	支払日	分配率	合計額	通貨
07/15/2015	07/22/2015	0.080700	165,171,438	J P Y
01/15/2016	01/22/2016	0.040700	73,362,312	J P Y
			238,533,750	

注14 2016年5月31日現在の外国為替予約取引

円建 円ヘッジクラス

取引日	決済日	通貨	売り 通貨	買い	未実現 評価益 (米ドル)	取引相手先
05/09/2016	06/15/2016	MXN	2,442,321.38	USD 136,297.86	3,826.15	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
05/27/2016	06/15/2016	JPY	1,083,100	USD 9,865.02	93.24	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
05/10/2016	06/15/2016	JPY	3,719,842	USD 34,124.80	564.21	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
				合計	4,483.60	

取引日	決済日	通貨	売り 通貨	買い	未実現 評価損 (米ドル)	取引相手先
05/09/2016	06/15/2016	USD	689,674.75	JPY 74,348,662	(18,897.68)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
				合計	(18,897.68)	

米ドル建 米ドルヘッジクラス

取引日	決済日	通貨	売り 通貨	買い	未実現 評価益 (米ドル)	取引相手先
05/09/2016	06/15/2016	MXN	154,654,274.42	USD 8,630,742.48	242,281.82	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
				合計	242,281.82	

2016年5月31日現在、これらの取引に係る未実現利益は246,765.42米ドル、未実現損失は18,897.68米ドルであった。これらは純資産計算書において開示されている。

注15 ポートフォリオの変動

2016年５月31日終了年度におけるポートフォリオの変動の詳細な明細表は、トラストの管理事務代行会社の登記上の事務所において、請求に基づき、無料で入手できる。

【投資有価証券明細表等】

フィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンド
2016年５月31日現在における投資その他純資産計算書
(米ドル表示)

内容	通貨	数量	取得原価 (注記３)	市場価格 (注記３)	純資産に 対する 割合(%)
公式証券取引所に認可されまたは他の規制市場において取引されている譲渡性有価証券					
株式					
アイルランド					
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	USD	8,711	1,630,221.93	1,320,239.14	2.28%
			1,630,221.93	1,320,239.14	2.28%
メキシコ					
AMERICA MOVIL SAB DE CV	MXN	1,650,369	1,670,578.06	1,012,471.56	1.75%
CORP INMOBILIARIA VESTA SAB DE CV	MXN	686,000	1,261,366.84	1,006,085.36	1.74%
GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENTRO NORTE SAB DE CV	MXN	293,700	1,201,561.38	1,689,922.26	2.92%
MEGACABLE HOLDINGS SAB DE CV	MXN	704,500	2,584,986.27	2,966,815.46	5.12%
MEXICHEM SAB DE CV	MXN	330,661	1,393,995.49	697,683.13	1.21%
OHL MEXICO SAB DE CV	MXN	1,176,800	2,107,191.70	1,485,455.67	2.57%
QUALITAS CONTROLADORA SAB DE CV	MXN	1,843,300	4,538,955.24	2,543,118.21	4.40%
TELESITES SAB DE CV	MXN	101,828	110,285.82	65,844.88	0.11%
			14,868,920.80	11,467,396.53	19.82%
アメリカ合衆国					
ABBOTT LABORATORIES	USD	33,248	1,291,601.94	1,317,618.28	2.28%
BANK OF NEW YORK MELLON CORP/THE	USD	46,584	1,416,093.06	1,959,323.10	3.39%
BERKSHIRE HATHAWAY INC	USD	15,298	2,173,072.54	2,149,980.82	3.72%
CABLE ONE INC	USD	2,144	618,459.00	1,050,538.54	1.82%
CISCO SYSTEMS INC	USD	72,021	1,817,458.03	2,092,210.00	3.62%
CITIGROUP INC	USD	47,164	2,492,454.08	2,196,427.47	3.80%
CR BARD INC	USD	3,699	523,544.68	810,228.94	1.40%
CVS HEALTH CORP	USD	5,860	358,087.00	565,196.98	0.98%
EBAY INC	USD	42,890	1,078,514.87	1,049,089.36	1.81%
EXPRESS SCRIPTS HOLDING CO	USD	19,949	1,307,310.40	1,507,147.01	2.60%
GENERAL ELECTRIC CO	USD	57,405	1,482,710.31	1,735,353.12	3.00%
GENERAL MILLS INC	USD	15,603	886,942.91	979,556.32	1.69%
H&R BLOCK INC	USD	32,600	1,000,565.40	696,336.02	1.20%
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE CO	USD	58,846	889,940.87	1,086,885.58	1.88%
HP INC	USD	50,242	698,686.04	672,237.97	1.16%
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP	USD	10,313	1,501,611.58	1,585,520.68	2.74%
JUNIPER NETWORKS INC	USD	27,090	564,795.30	634,176.90	1.10%
L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS INC	USD	19,643	2,347,166.51	2,695,216.16	4.66%

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

フィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンド
2016年５月31日現在における投資その他純資産計算書（続き）
（米ドル表示）

内容	通貨	数量	取得原価 (注記３)	市場価格 (注記３)	純資産に 対する 割合(%)
アメリカ合衆国（続き）					
MICROSOFT CORP	USD	28,567	979,691.60	1,514,051.00	2.62%
MOLSON COORS BREWING CO	USD	24,940	1,836,051.81	2,473,549.21	4.27%
MORGAN STANLEY	USD	40,655	1,074,417.78	1,112,727.38	1.92%
MOSAIC CO/THE	USD	28,097	1,297,060.98	708,887.30	1.23%
NOW INC	USD	68,786	1,173,249.93	1,192,749.25	2.06%
NUANCE COMMUNICATIONS INC	USD	36,066	678,497.67	603,023.50	1.04%
ORACLE CORP	USD	65,091	2,118,416.64	2,616,658.25	4.52%
PAYPAL HOLDINGS INC	USD	32,843	1,136,388.29	1,241,137.00	2.14%
PERRIGO CO PLC	USD	5,918	866,691.90	567,181.10	0.98%
PFIZER INC	USD	72,548	2,316,754.95	2,517,415.66	4.35%
PROCTER & GAMBLE CO/THE	USD	14,651	1,169,543.91	1,187,317.05	2.05%
ROWAN COS PLC	USD	44,710	1,511,455.69	756,940.31	1.31%
STAPLES INC	USD	99,656	1,628,350.21	876,972.82	1.52%
VMWARE INC	USD	17,873	906,211.14	1,082,388.90	1.87%
WESTERN DIGITAL CORP	USD	17,302	844,995.43	805,235.10	1.38%
			41,986,792.45	44,039,277.08	76.11%
有価証券投資合計			58,485,935.18	56,826,912.75	98.21%
銀行預金				1,293,542.89	2.24%
その他純資産 / （負債）				(258,337.20)	- 0.45%
純資産合計				57,862,118.44	100.00%

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

フィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンド

2016年５月31日現在における投資の産業別割合

（未監査）

（純資産に対する割合（％））	
非耐久消費財	25.55%
金融	18.95%
テクノロジー	17.17%
通信	13.52%
工業	10.58%
その他	4.15%
エネルギー	3.37%
耐久消費財	2.49%
基本素材	2.43%
	98.21%

[次へ](#)

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT MAY 31, 2016

	USD
ASSETS	
Investments in securities at cost value (note 3)	58,485,935.18
Unrealized appreciation/(depreciation)	(1,659,022.43)
Investments in securities at market value (note 3)	56,826,912.75
Cash at banks (note 3)	1,293,542.89
Dividends receivable (note 3)	52,408.43
Formation expenses (note 3)	104,625.74
Receivable for investments sold	362,753.26
Unrealized appreciation on forward foreign exchange contracts (notes 3, 14)	246,765.42
Unrealized appreciation on spot exchange transaction	0.15
Total Assets	58,887,008.64
LIABILITIES	
Accrued expenses (note 4)	(294,889.60)
Payable on investments purchased	(701,186.91)
Payable for units redeemed	(9,819.89)
Unrealized depreciation on forward foreign exchange contracts (notes 3, 14)	(18,897.68)
Unrealized depreciation on spot exchange transaction	(96.12)
Total Liabilities	(1,024,890.20)
TOTAL NET ASSETS	57,862,118.44
UNITS OUTSTANDING	
USD-denominated USD-Hedged Class	3,797,994,095
JPY-denominated JPY-Hedged Class	65,952,480
JPY-denominated non-Currency-Hedged Class	1,656,413,524
NET ASSET VALUE PER UNIT	
USD-denominated USD-Hedged Class (expressed in USD)	0.010933
JPY-denominated JPY-Hedged Class (expressed in JPY)	1.0901
JPY-denominated non-Currency-Hedged Class (expressed in JPY)	1.0507

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS
 FOR THE YEAR ENDED MAY 31, 2016

	USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	91,509,257.05
INCOME	
Dividends, net (note 3)	887,822.15
Total Income	887,822.15
EXPENSES	
Administration, management and custodian fees (note 7)	(65,317.31)
Agent company fees (note 10)	(65,432.40)
Amortization of formation expenses (note 3)	(52,745.44)
Distributor fees (note 9)	(438,397.69)
Investment management fees (note 8)	(523,459.61)
Other fees	(76,699.78)
Professional fees	(22,054.81)
Sub-custodian fees	(22,165.83)
Sub-manager fees (note 11)	(13,063.59)
Trustee fees (note 6)	(10,083.20)
Total Expenses	(1,289,419.66)
NET INVESTMENT LOSS	(401,597.51)
Net realized gain on investments (note 3)	8,991,856.53
Net realized gain on currencies and forward foreign exchange contracts (note 3)	421,770.78
NET REALIZED GAIN FOR THE YEAR	9,413,627.31
Change in net unrealized appreciation/depreciation:	
- on investments	(11,825,790.26)
- on forward foreign exchange contracts (note 3)	158,446.72
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities (note 3)	9,472.77
	(11,657,870.77)
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(2,645,840.97)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE YEAR ENDED MAY 31, 2016 (continued)

	USD
Subscriptions	
USD-denominated USD-Hedged Class	5,571,466.01
JPY-denominated JPY-Hedged Class	-
JPY-denominated non-Currency-Hedged Class	1,761,315.47
Redemptions	
USD-denominated USD-Hedged Class	(22,499,312.49)
JPY-denominated JPY-Hedged Class	(371,760.43)
JPY-denominated non-Currency-Hedged Class	(10,733,793.88)
Dividends (note 13)	
USD-denominated USD-Hedged Class	(2,728,392.17)
JPY-denominated JPY-Hedged Class	(41,319.92)
JPY-denominated non-Currency-Hedged Class	(1,959,500.23)
	<u>(31,001,297.64)</u>
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	57,862,118.44

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

CHANGES IN THE NUMBER OF UNITS (UNAUDITED)

	Year ended May 31, 2016	Year ended May 31, 2015	Period from July 12, 2013 (commencement of operations) to May 31, 2014
USD-denominated USD-Hedged Class			
Number of units outstanding at the beginning of the year/period	5,305,266,230	7,716,423,822	-
Number of units issued	517,576,527	3,156,785,359	16,073,586,851
Number of units redeemed	(2,024,848,662)	(5,567,942,951)	(8,357,163,029)
Number of units outstanding at the end of the year/period	3,797,994,095	5,305,266,230	7,716,423,822
JPY-denominated JPY-Hedged Class			
Number of units outstanding at the beginning of the year/period	105,100,134	196,116,576	-
Number of units issued	-	20,360,731	1,515,423,944
Number of units redeemed	(39,147,654)	(111,377,173)	(1,319,307,368)
Number of units outstanding at the end of the year/period	65,952,480	105,100,134	196,116,576
JPY-denominated non-Currency-Hedged Class			
Number of units outstanding at the beginning of the year/period	2,515,391,968	4,003,166,033	-
Number of units issued	179,763,234	1,261,720,832	22,770,628,997
Number of units redeemed	(1,038,741,678)	(2,749,494,897)	(18,767,462,964)
Number of units outstanding at the end of the year/period	1,656,413,524	2,515,391,968	4,003,166,033

STATISTICAL INFORMATION (UNAUDITED)

USD-denominated USD-Hedged Class

Net asset value per unit at the end of the year/period (expressed in USD)	0.010933	0.011815	0.011113
Total Net Assets (expressed in USD)	41,521,621.39	62,682,898.55	85,749,769.98

JPY-denominated JPY-Hedged Class

Net asset value per unit at the end of the year/period (expressed in JPY)	1.0901	1.1822	1.1143
Total Net Assets (expressed in JPY)	71,894,251	124,248,744	218,534,790

JPY-denominated non-Currency-Hedged Class

Net asset value per unit at the end of the year/period (expressed in JPY)	1.0507	1.3727	1.1309
Total Net Assets (expressed in JPY)	1,740,348,575	3,452,958,214	4,527,197,031

[次へ](#)

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT MAY 31, 2016

NOTE 1 GENERAL

MUGC/Fidelity Trust (the "Trust") is an umbrella unit trust established by a trust deed under the Trusts Law of the Cayman Islands dated June 3, 2013 (as supplemented or amended from time to time, the "Trust Deed") executed by CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the "Trustee") and Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the "Manager"). The Trust registered as a mutual fund under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands on July 12, 2013.

As at May 31, 2016, the Trust had the following Sub-Trust:

Fidelity North America Economic Zone New Growth Stock Fund, expressed in USD, with the following classes:

- USD-denominated USD-Hedged Class
- JPY-denominated JPY-Hedged Class
- JPY-denominated non-Currency-Hedged Class

USD-denominated USD-Hedged Class Units

As a way of seeking to reduce foreign exchange risk, in respect of the underlying assets of the Series Trust attributable to USD-denominated USD-Hedged Class denominated in currencies other than USD, hedging transactions against USD are implemented in principle by the Custodian. Such hedging transactions purpose is to mitigate exchange loss in case of other currency depreciation against USD.

JPY-denominated JPY-Hedged Class Units

As a way of seeking to reduce foreign exchange risk, in respect of the underlying assets of the Series Trust attributable to JPY-denominated JPY-Hedged Class denominated in currencies other than JPY, hedging transactions against JPY are implemented in principle by the Custodian. Such hedging transactions purpose is to mitigate exchange loss in case of other currency depreciation against JPY.

JPY-denominated non-Currency-Hedged Class Units

In respect of JPY-denominated non-Currency-Hedged Class, currency hedging is not implemented against JPY by the Custodian.

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT MAY 31, 2016 (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

The Series Trust aims to achieve long-term capital growth through investing primarily in equity securities of companies which are listed on stock exchanges in the United States of America and Mexico. The Series Trust may also invest in equity securities of companies which are listed on stock exchanges in any countries other than the above two countries (including Canada).

NOTE 2 UNIT CAPITAL

Subscription of Units

Units are available for subscriptions on each Dealing Day at the relevant subscription price applicable on each Dealing Day (every Business Day or any other days as the Manager from time to time determines). Subscription price will be the Net Asset Value per Unit of the relevant Class determined as at the relevant Dealing Day.

The Initial Price for class of Units USD-denominated USD-Hedged Class is USD 0.01 per Unit.

The Initial Price for class of Units JPY-denominated JPY-Hedged Class and JPY-denominated non-Currency-Hedged Class is JPY 1 per Unit.

Redemptions of Units

Units may be redeemed on any Dealing Day at the request of the holder of Units.

The Repurchase Price is the Net Asset Value per Unit of the relevant class of the relevant Dealing Day determined as at the Valuation Day falling immediately after the relevant Dealing Day.

Unitholders may not redeem less than 1 Unit on any given Dealing Day.

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT MAY 31, 2016 (continued)

NOTE 2 UNIT CAPITAL (continued)

Distribution

The Manager may declare dividends at its absolute discretion.

NOTE 3 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The financial statements are presented in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds. The financial statements of the Trust as at May 31, 2016 have been prepared as described below:

Valuation of the investments in securities, derivatives and other assets

a) certificates of deposit acquired at their nominal value and other deposits shall be valued at their principal amount plus accrued interest from the date of acquisition;

b) certificates of deposit acquired at a discount or premium shall be valued in accordance with the normal dealing practice therein;

c) the value of any pre paid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof unless in any case the Trustee is of the opinion that the same is unlikely to be paid or received in full in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the Trustee may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof;

d) investments listed on a stock exchange or traded on any other organised market shall be valued at the last available price, provided the value of any Investment listed on a stock exchange, but acquired or traded at a premium or at a discount outside or off the relevant stock exchange or on an over-the counter market, shall be valued taking into account the level of premium or discount as at the date of valuation of the Investment;

e) unlisted securities are valued at fair market value as determined in good faith by the Manager, taking into consideration as the Manager deems appropriate, recent transactions in the same or similar securities and valuation information obtained from broker-dealers or recognized quotation services;

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT MAY 31, 2016 (continued)

NOTE 3 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

f) derivative instruments which are dealt in or traded through a clearing firm or in an exchange or through a financial institution shall be valued by reference to the most recent official settlement price quoted by that clearing firm, exchange or financial institution;

g) all interest accrued on any interest bearing securities except to the extent that the same is included in the principal value of such security; and

h) notwithstanding the above methods of valuation, where no method of calculation is stated or, in the opinion of the Trustee, practicable or adequate, the Trustee shall be entitled in good faith to use such valuation method as the Trustee, in consultation with the applicable Manager, considers fair in the circumstances.

Net realized gain/(loss) on sales of securities

The net realized gain/(loss) on the sale of securities is calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

Foreign exchange translation

The financial statements are expressed in USD. Bank accounts, the investment portfolio and other assets or liabilities expressed in currencies other than USD are translated into the corresponding currency at the applicable exchange rates prevailing at the end of the year.

Dividend income in currencies other than USD is accounted for using the exchange rates prevailing at the ex-dividend date.

Other income and expenses expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rates prevailing at transaction date.

Resulting realized and change in unrealized foreign exchange gains or losses are included in the statement of operations and changes in net assets.

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT MAY 31, 2016 (continued)

NOTE 3 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Applicable currency exchange rates used as at May 31, 2016 are as follows:

1 USD =	0.898271	EUR
1 USD =	110.905000	JPY
1 USD =	18.403150	MXN

Cost of investment securities

The cost of investment securities expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rate at the transaction date.

Investment income

Dividends are recorded on the ex-dividend date.

Valuation of forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the closing date by reference to the forward rate of exchange applicable to the outstanding life of the contract. The unrealized appreciation or depreciation on open forward foreign exchange contracts is calculated as the difference between the contract rate and the rate to close out the contract. The change in unrealized appreciation or depreciation on those contracts is disclosed in the statement of operations and changes in net assets.

Formation expenses

Formation expenses are amortised over a period of five years.

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT MAY 31, 2016 (continued)

NOTE 4 ACCRUED EXPENSES

	FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND
	USD
Administration, management and custodian fees (note 7)	9,759.10
Agent company fees (note 10)	9,760.73
Professional fees	11,221.25
Distributor fees (note 9)	65,397.10
Investment management fees (note 8)	192,738.91
Other fees	2,380.19
Sub-manager fees (note 11)	1,951.87
Trustee fees (note 6)	1,680.45
TOTAL	294,889.60

NOTE 5 TAXATION

There are no income, corporation, capital gains or other taxes in effect in the Cayman Islands on the basis of present legislation. The Trustee has received from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands pursuant to the Trusts Law of the Cayman Islands, an undertaking on behalf of the Trust that, for a period of 50 years from the date of the creation of the Trust, no law hereafter enacted in the Cayman Islands imposing any taxes or duty to be levied on income or capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax will apply to any income or property of the Trust, or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income. No capital or stamp duties are levied in the Cayman Islands on the issue, transfer or redemption of Units.

NOTE 6 TRUSTEE FEES

The Trustee is entitled to receive a fee of 0.01% p.a. of the Net Asset Value of the Sub-Trust, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT MAY 31, 2016 (continued)

NOTE 7 ADMINISTRATION, MANAGEMENT AND CUSTODIAN FEES

The fees to be paid to the Manager, Custodian and Administration are 0.10% of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 8 INVESTMENT MANAGEMENT FEES

The Investment Manager is entitled to receive a fee at the rate of 0.80% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 9 DISTRIBUTOR FEES

The Distributor is entitled to receive a fee at the rate of 0.67% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 10 AGENT COMPANY FEES

The Agent Company is entitled to receive a fee at the rate 0.10% of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 11 SUB-MANAGER FEES

The Sub-Manager is entitled to receive a fee of 0.02% per annum of the average Net Asset Value of the Sub-Trust, calculated on each Valuation Day and payable quarterly in arrears.

NOTE 12 TRANSACTION COST

The Sub-Trust incurred transactions costs (brokerage fees) in connection with the purchase and sale of transferable securities, money market instruments or other permissible assets. The transaction costs are included in the cost of investments and in the net realized gain/(loss) on investments.

Such cost amounts to USD 50,289.89 for MUGC/Fidelity Trust - Fidelity North America Economic Zone New Growth Stock Fund for the year ended May 31, 2016.

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT MAY 31, 2016 (continued)

NOTE 13 DIVIDENDS

For Class USD-denominated USD-Hedged Class dividend was paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
07/15/2015	07/22/2015	0.000394	1,925,338.29	USD
01/15/2016	01/22/2016	0.000201	803,053.88	USD
			<u>2,728,392.17</u>	

For Class JPY-denominated JPY-Hedged Class dividend was paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
07/15/2015	07/22/2015	0.039200	3,435,365	JPY
01/15/2016	01/22/2016	0.020500	1,606,054	JPY
			<u>5,041,419</u>	

For Class JPY-denominated non-Currency-Hedged Class dividend was paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
07/15/2015	07/22/2015	0.080700	165,171,438	JPY
01/15/2016	01/22/2016	0.040700	73,362,312	JPY
			<u>238,533,750</u>	

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT MAY 31, 2016 (continued)

NOTE 14 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT MAY 31, 2016

JPY-denominated JPY-Hedged Class

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation (USD)	Counterparty
05/09/2016	06/15/2016	MXN	2,442,321.38	USD	136,297.86	3,826.15	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
05/27/2016	06/15/2016	JPY	1,083,100	USD	9,865.02	93.24	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
05/10/2016	06/15/2016	JPY	3,719,842	USD	34,124.80	564.21	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
TOTAL						4,483.60	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) (USD)	Counterparty
05/09/2016	06/15/2016	USD	689,674.75	JPY	74,348,662	(18,897.68)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
TOTAL						(18,897.68)	

USD-denominated USD-Hedged Class

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation (USD)	Counterparty
05/09/2016	06/15/2016	MXN	154,654,274.42	USD	8,630,742.48	242,281.82	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
TOTAL						242,281.82	

As at May 31, 2016, the unrealized gain on these contracts was USD 246,765.42, the unrealized loss on these contracts was USD 18,897.68. These are disclosed in the statement of net assets.

NOTE 15 CHANGES IN PORTFOLIO

A detailed schedule of the portfolio changes for the year ended May 31, 2016 is available free of charge upon request at the registered office of the Administrator of the Trust.

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

STATEMENT OF INVESTMENTS AND OTHER NET ASSETS

AS AT MAY 31, 2016 (expressed in USD)

Description	Currency	Quantity	Cost (note 3)	Market value (note 3)	% of net assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO AN OFFICIAL STOCK EXCHANGE OR DEALT IN ON ANOTHER REGULATED MARKET					
SHARES					
IRELAND					
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	USD	8,711	1,630,221.93	1,320,239.14	2.28%
			1,630,221.93	1,320,239.14	2.28%
MEXICO					
AMERICA MOVIL SAB DE CV	MXN	1,650,369	1,670,578.06	1,012,471.56	1.75%
CORP INMOBILIARIA VESTA SAB DE CV GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENTRO NORTE	MXN	686,000	1,261,366.84	1,006,085.36	1.74%
SAB DE CV	MXN	293,700	1,201,561.38	1,689,922.26	2.92%
MEGACABLE HOLDINGS SAB DE CV	MXN	704,500	2,584,986.27	2,966,815.46	5.12%
MEXICHEM SAB DE CV	MXN	330,661	1,393,995.49	697,683.13	1.21%
OHL MEXICO SAB DE CV	MXN	1,176,800	2,107,191.70	1,485,455.67	2.57%
QUALITAS CONTROLADORA SAB DE CV	MXN	1,843,300	4,538,955.24	2,543,118.21	4.40%
TELESITES SAB DE CV	MXN	101,828	110,285.82	65,844.88	0.11%
			14,868,920.80	11,467,396.53	19.82%
UNITED STATES OF AMERICA					
ABBOTT LABORATORIES	USD	33,248	1,291,601.94	1,317,618.28	2.28%
BANK OF NEW YORK MELLON CORP/THE	USD	46,584	1,416,093.06	1,959,323.10	3.39%
BERKSHIRE HATHAWAY INC	USD	15,298	2,173,072.54	2,149,980.82	3.72%
CABLE ONE INC	USD	2,144	618,459.00	1,050,538.54	1.82%
CISCO SYSTEMS INC	USD	72,021	1,817,458.03	2,092,210.00	3.62%
CITIGROUP INC	USD	47,164	2,492,454.08	2,196,427.47	3.80%
CR BARD INC	USD	3,699	523,544.68	810,228.94	1.40%
CVS HEALTH CORP	USD	5,860	358,087.00	565,196.98	0.98%
EBAY INC	USD	42,890	1,078,514.87	1,049,089.36	1.81%
EXPRESS SCRIPTS HOLDING CO	USD	19,949	1,307,310.40	1,507,147.01	2.60%
GENERAL ELECTRIC CO	USD	57,405	1,482,710.31	1,735,353.12	3.00%
GENERAL MILLS INC	USD	15,603	886,942.91	979,556.32	1.69%
H&R BLOCK INC	USD	32,600	1,000,565.40	696,336.02	1.20%
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE CO	USD	58,846	889,940.87	1,086,885.58	1.88%
HP INC	USD	50,242	698,686.04	672,237.97	1.16%
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP	USD	10,313	1,501,611.58	1,585,520.68	2.74%
JUNIPER NETWORKS INC	USD	27,090	564,795.30	634,176.90	1.10%
L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS INC	USD	19,643	2,347,166.51	2,695,216.16	4.66%
MICROSOFT CORP	USD	28,567	979,691.60	1,514,051.00	2.62%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

STATEMENT OF INVESTMENTS AND OTHER NET ASSETS

AS AT MAY 31, 2016 (expressed in USD) (continued)

Description	Currency	Quantity	Cost (note 3)	Market value (note 3)	% of net assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO AN OFFICIAL STOCK EXCHANGE OR DEALT IN ON ANOTHER REGULATED MARKET (continued)					
SHARES (continued)					
UNITED STATES OF AMERICA (continued)					
MOLSON COORS BREWING CO	USD	24,940	1,836,051.81	2,473,549.21	4.27%
MORGAN STANLEY	USD	40,655	1,074,417.78	1,112,727.38	1.92%
MOSAIC CO/THE	USD	28,097	1,297,060.98	708,887.30	1.23%
NOW INC	USD	68,786	1,173,249.93	1,192,749.25	2.06%
NUANCE COMMUNICATIONS INC	USD	36,066	678,497.67	603,023.50	1.04%
ORACLE CORP	USD	65,091	2,118,416.64	2,616,658.25	4.52%
PAYPAL HOLDINGS INC	USD	32,843	1,136,388.29	1,241,137.00	2.14%
PERRIGO CO PLC	USD	5,918	866,691.90	567,181.10	0.98%
PFIZER INC	USD	72,548	2,316,754.95	2,517,415.66	4.35%
PROCTER & GAMBLE CO/THE	USD	14,651	1,169,543.91	1,187,317.05	2.05%
ROWAN COS PLC	USD	44,710	1,511,455.69	756,940.31	1.31%
STAPLES INC	USD	99,656	1,628,350.21	876,972.82	1.52%
VMWARE INC	USD	17,873	906,211.14	1,082,388.90	1.87%
WESTERN DIGITAL CORP	USD	17,302	844,995.43	805,235.10	1.38%
			41,986,792.45	44,039,277.08	76.11%
TOTAL INVESTMENTS IN SECURITIES			58,485,935.18	56,826,912.75	98.21%
CASH AT BANKS				1,293,542.89	2.24%
OTHER NET ASSETS/(LIABILITIES)				(258,337.20)	(0.45%)
TOTAL NET ASSETS				57,862,118.44	100.00%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

INDUSTRIAL CLASSIFICATION OF INVESTMENTS (UNAUDITED)

AS AT MAY 31, 2016

	(in % of net assets)
CONSUMER, NON-CYCLIC	25.55%
FINANCIAL	18.95%
TECHNOLOGY	17.17%
COMMUNICATIONS	13.52%
INDUSTRIAL	10.58%
DIVERSIFIED	4.15%
ENERGY	3.37%
CONSUMER, CYCLICAL	2.49%
BASIC MATERIALS	2.43%
	98.21%

(2) 【2015年 5 月31日終了年度】

【貸借対照表】

フィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンド

2015年 5 月31日現在における純資産計算書

	米ドル	千円
資産		
有価証券への投資（取得原価）（注 3）	80,379,976.45	8,128,023
未実現評価益	10,166,767.83	1,028,064
有価証券への投資（市場価格）（注 3）	90,546,744.28	9,156,087
銀行預金	1,681,138.56	169,997
未収配当金	71,315.25	7,211
設立費用（注 3）	157,371.18	15,913
受益証券発行未収金	166,569.98	16,844
未実現外国為替予約取引評価益（注14）	105,206.58	10,638
未実現直物為替取引評価益	272.71	28
	92,728,618.54	9,376,718
負債		
未払費用（注 4）	(481,000.96)	(48,639)
受益証券買戻未払金	(702,566.54)	(71,044)
未実現外国為替予約取引評価（損）（注14）	(35,785.56)	(3,619)
未実現直物為替取引評価（損）	(8.43)	(1)
	(1,219,361.49)	(123,302)
純資産合計	91,509,257.05	9,253,416
発行済受益証券		
米ドル建 米ドルヘッジクラス	5,305,266,230	□
円建 円ヘッジクラス	105,100,134	□
円建 為替ヘッジなしクラス	2,515,391,968	□
受益証券 1 口当たり純資産価格		
米ドル建 米ドルヘッジクラス（米ドル表示）	0.011815	
円建 円ヘッジクラス（円表示）	1.1822	
円建 為替ヘッジなしクラス（円表示）	1.3727	

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

フィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンド

2015年５月31日終了年度

	米ドル	千円
収益		
配当金（純額）	1,278,682.97	129,300
その他収益	2,687.11	272
	1,281,370.08	129,572
費用		
管理事務代行、管理報酬および保管報酬（注７）	(102,190.31)	(10,333)
代行協会員報酬（注10）	(98,656.12)	(9,976)
設立費用償却（注３）	(52,172.12)	(5,276)
販売報酬（注９）	(660,994.48)	(66,840)
投資運用報酬（注８）	(792,177.43)	(80,105)
その他費用	(84,205.45)	(8,515)
専門家報酬	(20,688.63)	(2,092)
副保管報酬	(31,031.02)	(3,138)
副管理報酬（注11）	(16,366.18)	(1,655)
受託報酬（注６）	(10,230.11)	(1,034)
	(1,868,711.85)	(188,964)
投資純（損失）	(587,341.77)	(59,392)
実現投資純利益	12,006,652.79	1,214,113
外国為替予約取引の実現純利益	1,479,056.68	149,562
その他資産および負債の外国為替換算の実現純（損失）	(154,673.12)	(15,641)
当期の実現純利益	13,331,036.35	1,348,034
未実現純（損）益の変動：		
投資	(60,479.72)	(6,116)
外国為替予約取引	180,199.16	18,222
その他資産および負債の外国為替換算	(265,620.96)	(26,860)
	(145,901.52)	(14,754)
運用による純資産の純増加	12,597,793.06	1,273,889

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

フィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンド
純資産変動計算書

	2015年５月31日終了年度		2013年７月12日（運用開始日）から 2014年５月31日までの期間	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首純資産	132,393,161.02	13,387,596	-	-
投資純（損失）	(587,341.77)	(59,392)	(1,231,391.60)	(124,518)
実現投資純利益	12,006,652.79	1,214,113	23,167,862.50	2,342,734
外国為替予約取引の実現純利益／（損失）	1,479,056.68	149,562	(353,279.24)	(35,724)
その他資産および負債の外国為替換算の実現純（損失）	(154,673.12)	(15,641)	-	-
	13,331,036.35	1,348,034	22,814,583.26	2,307,011
未実現純（損）益の変動：				
投資	(60,479.72)	(6,116)	10,227,247.55	1,034,179
外国為替予約取引	180,199.16	18,222	(110,778.14)	(11,202)
その他資産および負債の外国為替換算	(265,620.96)	(26,860)	(493,673.78)	(49,920)
	(145,901.52)	(14,754)	9,622,795.63	973,057
発行				
米ドル建 米ドルヘッジクラス	36,325,419.90	3,673,226	163,654,620.18	16,548,755
円建 円ヘッジクラス	213,767.89	21,616	15,253,646.59	1,542,449
円建 為替ヘッジなしクラス	14,203,549.51	1,436,263	229,557,177.34	23,212,822
買戻し				
米ドル建 米ドルヘッジクラス	(63,722,255.44)	(6,443,594)	(88,957,338.61)	(8,995,366)
円建 円ヘッジクラス	(1,173,126.91)	(118,627)	(13,787,365.31)	(1,394,178)
円建 為替ヘッジなしクラス	(30,924,985.94)	(3,127,135)	(198,491,423.35)	(20,071,453)
分配金（注13）				
米ドル建 米ドルヘッジクラス	(4,805,694.72)	(485,952)	(2,270,091.85)	(229,552)
円建 円ヘッジクラス	(110,779.90)	(11,202)	(149,772.51)	(15,145)
円建 為替ヘッジなしクラス	(3,487,591.42)	(352,665)	(3,622,278.75)	(366,285)
	(53,481,697.03)	(5,408,069)	101,187,173.73	10,232,047
期末純資産	91,509,257.05	9,253,416	132,393,161.02	13,387,596

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

フィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンド

受益証券口数の変動（未監査）

	2015年５月31日 終了年度	2013年７月12日 （運用開始日）から 2014年５月31日 までの期間
米ドル建 米ドルヘッジクラス		
期首現在発行済受益証券口数	7,716,423,822	-
発行受益証券口数	3,156,785,359	16,073,586,851
買戻受益証券口数	(5,567,942,951)	(8,357,163,029)
期末現在発行済受益証券口数	5,305,266,230	7,716,423,822
円建 円ヘッジクラス		
期首現在発行済受益証券口数	196,116,576	-
発行受益証券口数	20,360,731	1,515,423,944
買戻受益証券口数	(111,377,173)	(1,319,307,368)
期末現在発行済受益証券口数	105,100,134	196,116,576
円建 為替ヘッジなしクラス		
期首現在発行済受益証券口数	4,003,166,033	-
発行受益証券口数	1,261,720,832	22,770,628,997
買戻受益証券口数	(2,749,494,897)	(18,767,462,964)
期末現在発行済受益証券口数	2,515,391,968	4,003,166,033

統計情報（未監査）

米ドル建 米ドルヘッジクラス		
期末現在受益証券１口当たり純資産価格（米ドル表示）	0.011815	0.011113
純資産合計（米ドル表示）	62,682,898.55	85,749,769.98
円建 円ヘッジクラス		
期末現在受益証券１口当たり純資産価格（円表示）	1.1822	1.1143
純資産合計（円表示）	124,248,744	218,534,790
円建 為替ヘッジなしクラス		
期末現在受益証券１口当たり純資産価格（円表示）	1.3727	1.1309
純資産合計（円表示）	3,452,958,214	4,527,197,031

フィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンド

財務書類に対する注記

注1 一般事項

MUGC/フィデリティ・トラスト(以下「トラスト」という。)は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)およびミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「管理会社」という。)との間で、ケイマン諸島の信託法に基づき締結された2013年6月3日付の信託証書(随時補足され、または変更される。)(以下「信託証書」という。)により設立されたアンブレラ型ユニット・トラストである。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき、ミューチュアル・ファンドとして2013年7月12日付で登録されている。

2015年5月31日現在、トラストは以下のファンドを設定している。

以下のクラスを有し、米ドル建で表示されるフィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンド：

- ・米ドル建 米ドルヘッジクラス
- ・円建 円ヘッジクラス
- ・円建 為替ヘッジなしクラス

米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券

為替変動リスクの低減を図るため、米ドル建 米ドルヘッジクラスに帰属するファンドの米ドル以外の通貨建の投資先資産について、保管会社により、原則として対米ドルの為替ヘッジ取引が行われる。かかる為替ヘッジ取引の目的は、当該他の通貨が対米ドルで下落した場合の為替差損を低減することである。

円建 円ヘッジクラス受益証券

為替変動リスクの低減を図るため、円建 円ヘッジクラスに帰属するファンドの円以外の通貨建の投資先資産について、保管会社により、原則として対円の為替ヘッジ取引が行われる。かかる為替ヘッジ取引の目的は、当該他の通貨が対円で下落した場合の為替差損を低減することである。

円建 為替ヘッジなしクラス受益証券

円建 為替ヘッジなしクラスに関しては、保管会社による対円の為替ヘッジ取引は行われない。

ファンドは、主としてアメリカ合衆国およびメキシコの証券取引所に上場する企業の株式への投資を通じて、長期的な元本の成長を目指す。ファンドはまた、カナダ等上記2か国以外の国の証券取引所に上場する企業の株式に投資を行うこともある。

2014年9月付で、日本法上の法律顧問がアンダーソン・毛利・友常法律事務所(〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー)に変更された。

注2 受益証券資本

受益証券の発行

受益証券は各取引日(全ての営業日または管理会社が随時定めるその他の日)における関連する発行価格において各取引日に発行可能である。発行価格は、関連する取引日現在の該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

米ドル建 米ドルヘッジクラスの当初価格は、受益証券1口当たり0.01米ドルである。

円建 円ヘッジクラスおよび円建 為替ヘッジなしクラスの当初価格については、受益証券1口当たり1円である。

受益証券の買戻し

受益証券は、受益者の希望によりいずれの取引日においても買い戻すことができる。

受益証券の買戻価格は、関連する取引日の直後の評価日に決定される当該取引日現在の該当するクラス
の受益証券１口当たり純資産価格である。

受益者は、いずれの取引日においても１口未満の受益証券を買い戻すことはできない。

分配

管理会社は、その絶対的裁量により、分配を宣言することができる。

注３ 重要な会計方針の要約

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用される一般に認められた会計原則に従い表記されている。2015年５月31日現在のトラストの財務書類は、以下に記載されたとおりに作成されている。

有価証券、デリバティブおよびその他資産への投資の評価

- (a) 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日からの経過利息を加えた金額で評価される。
- (b) ディスカウントまたはプレミアムにて取得された預金証書は通常の取引慣行に基づき評価される。
- (c) 上記のように宣言されまたは既に発生しかつ未払の費用、現金分配および利息の価値は、その全額とみなされる。ただし、受託会社がかかる金額が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、受託会社が適切と考える割引きを行った上で決定される。
- (d) 証券取引所に上場されまたはその他の組織的市場において取引されている投資対象については、入手可能な終値において評価される。ただし、証券取引所に上場されている投資対象で、当該証券取引所外または店頭取引市場においてプレミアムまたはディスカウントにて取得または取引されたものについては、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウントレベルを考慮した上で評価する。
- (e) 未上場有価証券は、管理会社が適切であると判断する要因（同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報等）を考慮した上で、管理会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- (f) 証券決済会社、取引所または金融機関を通じて売買または取引されているデリバティブ商品は、当該証券決済会社、取引所または金融機関の示す直近の公式決済価格を参考に評価される。
- (g) 利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）
- (h) 前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または受託会社が当該評価方法が現実的もしくは適切であると考え、受託会社は、該当する管理会社と協議の上、かかる状況において公平であると受託会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有する。

有価証券の売却に係る実現純（損）益

有価証券の売却に係る実現純（損）益は、売却有価証券の平均取得原価に基づいて計算される。

為替換算

本財務書類は、米ドルで表示されている。米ドル以外の通貨で表示される銀行勘定、投資有価証券およびその他の資産または負債は、期末現在の適用ある実勢為替レートで対応する通貨に換算される。

米ドル以外の通貨の配当収益は、配当落ち日の実勢為替レートを使用し、会計処理される。

米ドル以外の通貨で表示されるその他の収益および費用は、取引日の適用ある実勢為替レートで米ドルに換算される。

実現為替損益および未実現為替評価損益の変動の結果は、運用計算書に計上される。

2015年５月31日現在、適用ある為替レートは以下のとおりである。

１米ドル＝0.912117ユーロ

1 米ドル = 124.095000円

1 米ドル = 15.423250メキシコ・ペソ

投資有価証券の取得原価

米ドル以外の通貨で表示される投資有価証券の取得原価は、取引日の適用ある為替レートで米ドルに換算される。

投資収益

受取利息は、発生主義で認識される。

外国為替予約取引

未決済の外国為替予約取引から生じる未実現評価損益は、当該日に適用ある外国為替予約価格に基づき、評価日に決定され、純資産計算書に計上される。

外国為替予約取引から生じる実現損益は、運用計算書に認識される。

設立費用

設立費用は、5年間にわたり償却される。

注4 未払費用

フィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンド 米ドル

管理事務代行、管理報酬および保管報酬（注7）	15,319.42
代行協会員報酬（注10）	15,205.96
専門家報酬	22,711.49
販売報酬（注9）	101,879.54
投資運用報酬（注8）	316,886.01
その他費用	4,316.89
副管理報酬（注11）	3,063.81
受託報酬（注6）	1,617.84
合計	481,000.96

注５ 税金

ケイマン諸島には、現行法規制において、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税は施行されていない。受託会社は、トラストのために、ケイマン諸島信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、トラストの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、トラストに発生した利益もしくはトラストに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を取得している。ケイマン諸島においては、受益証券の発行、譲渡、買戻しにつき、いかなる資本税または印紙税も課されない。

注６ 受託報酬

受託会社は、ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注７ 管理事務代行報酬、管理報酬、および保管報酬

管理会社、保管会社および管理事務代行会社に対し支払われる報酬は、2014年7月12日まで、ファンドの純資産価額の四半期平均につき年率0.12%であった。管理会社、保管会社および管理事務代行会社に対し支払われる報酬は、2014年7月22日以降、ファンドの純資産価額の0.10%であった。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注８ 投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの純資産価額の年率0.80%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注９ 販売報酬

販売会社は、ファンドの純資産価額の年率0.67%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注10 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの純資産価額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注11 副管理報酬

副管理会社は、2014年7月22日以降、ファンドの平均純資産価額の年率0.020%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

注12 取引費用

ファンドは、譲渡性有価証券、金融商品およびその他の投資可能資産の売買に関連して取引費用（仲介手数料）を負担した。取引費用は投資対象の取得原価および実現投資純（損）益に計上されている。

MUGC / フィデリティ・トラストーフィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンドの取引費用は67,343.32米ドルである。

注13 分配金

米ドル建 米ドルヘッジクラスにつき、分配金は以下のとおり支払われた。

分配落ち日	支払日	分配率	合計額	通貨
07/15/2014	07/22/2014	0.000334	2,163,371.41	U S D
01/15/2015	01/22/2015	0.000479	2,642,323.31	U S D
			4,805,694.72	

円建 円ヘッジクラスにつき、分配金は以下のとおり支払われた。

分配落ち日	支払日	分配率	合計額	通貨
07/15/2014	07/22/2014	0.0341	6,078,657	J P Y
01/15/2015	01/22/2015	0.0487	5,954,149	J P Y
			12,032,806	

円建 為替ヘッジなしクラスにつき、分配金は以下のとおり支払われた。

分配落ち日	支払日	分配率	合計額	通貨
07/15/2014	07/22/2014	0.037	120,908,067	J P Y
01/15/2015	01/22/2015	0.0968	268,538,031	J P Y
			389,446,098	

注14 外国為替予約取引に係る未実現損益

円建 円ヘッジクラス

取引日	決済日	通貨	売り 通貨	買い	価額 (米ドル)	未実現 評価損 (米ドル)	取引相手先
05/08/2015	06/15/2015	EUR	13,015.67 USD	14,624.28	(14,272.83)	351.45	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
05/08/2015	06/15/2015	JPY	1,937,248 USD	16,183.79	(15,614.78)	569.01	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
05/08/2015	06/15/2015	MXN	2,806,213.54 USD	183,101.50	(181,716.96)	1,384.54	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
				合計		2,305.00	
取引日	決済日	通貨	売り 通貨	買い	価額 (米ドル)	未実現 評価損 (米ドル)	取引相手先
05/08/2015	06/15/2015	USD	1,058,995.24 JPY	127,079,429	1,024,297.22	(34,698.02)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
05/28/2015	06/15/2015	USD	8,830.64 MXN	135,999.75	8,806.69	(23.95)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
05/20/2015	06/15/2015	USD	10,661.68 MXN	162,539.44	10,525.28	(136.40)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
				合計		(34,858.37)	

米ドル建 米ドルヘッジクラス

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (米ドル)	未実現 評価益 (米ドル)	取引相手先
05/08/2015	06/15/2015	EUR	762,789.79	USD	857,062.98	(836,466.10)	20,596.88	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
05/08/2015	06/15/2015	MXN	163,142,028.33	USD	10,644,788.49	(10,564,297.13)	80,491.36	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
05/18/2015	06/15/2015	EUR	41,107.43	USD	46,716.95	(45,077.91)	1,639.04	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
合計							102,727.28	

円建 為替ヘッジなしクラス

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (米ドル)	未実現 評価益 (米ドル)	取引相手先
05/27/2015	06/01/2015	JPY	7,748,938	USD	62,618.95	(62,444.65)	174.30	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
合計							174.30	

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (米ドル)	未実現 (評価損) (米ドル)	取引相手先
05/27/2015	06/01/2015	USD	333,115.11	JPY	41,222,162	332,187.92	(927.19)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
合計							(927.19)	

2015年５月31日現在、これらの取引に係る未実現利益は105,206.58米ドル、未実現損失は35,785.56米ドルであった。これらは純資産計算書において開示されている。

注15 ポートフォリオの変動

2015年５月31日終了年度におけるポートフォリオの変動の詳細な明細表は、トラストの管理事務代行会社の登記上の事務所において、請求に基づき、無料で入手できる。

[次へ](#)

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT MAY 31, 2015

	USD
ASSETS	
Investments in securities at cost value (note 3)	80,379,976.45
Unrealized appreciation	10,166,767.83
Investments in securities at market value (note 3)	90,546,744.28
Cash at banks	1,681,138.56
Dividends receivable	71,315.25
Formation expenses (note 3)	157,371.18
Receivable for units subscribed	166,569.98
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (note 14)	105,206.58
Unrealized gain on spot exchange transaction	272.71
	92,728,618.54
LIABILITIES	
Accrued expenses (note 4)	(481,000.96)
Payable for units redeemed	(702,566.54)
Unrealized (loss) on forward foreign exchange contracts (note 14)	(35,785.56)
Unrealised (loss) on spot exchange transaction	(8.43)
	(1,219,361.49)
TOTAL NET ASSETS	91,509,257.05
UNITS OUTSTANDING	
USD-denominated USD Hedged Class	5,305,266,230
JPY-denominated JPY Hedged Class	105,100,134
JPY-denominated non-Currency-Hedged Class	2,515,391,968
NET ASSET VALUE PER UNIT	
USD-denominated USD Hedged Class (expressed in USD)	0.011815
JPY-denominated JPY Hedged Class (expressed in JPY)	1.1822
JPY-denominated non-Currency-Hedged Class (expressed in JPY)	1.3727

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

STATEMENT OF OPERATIONS
FOR THE YEAR ENDED MAY 31, 2015

	USD
INCOME	
Dividends, net	1,278,682.97
Other income	2,687.11
	1,281,370.08
EXPENSES	
Administration, management and custodian fees (note 7)	(102,190.31)
Agent company fees (note 10)	(98,656.12)
Amortization of formation expenses (note 3)	(52,172.12)
Distributor fees (note 9)	(660,994.48)
Investment management fees (note 8)	(792,177.43)
Other fees	(84,205.45)
Professional fees	(20,688.63)
Sub-custodian fees	(31,031.02)
Sub-manager fees (note 11)	(16,366.18)
Trustee fees (note 6)	(10,230.11)
	(1,868,711.85)
NET INVESTMENT (LOSS)	(587,341.77)
Net realized gain on investments	12,006,652.79
Net realized gain on forward foreign exchange contracts	1,479,056.68
Net realized (loss) on foreign exchange translation of other assets and liabilities	(154,673.12)
NET REALIZED GAIN FOR THE YEAR	13,331,036.35
Change in net unrealized gain/(loss):	
- on investments	(60,479.72)
- on forward foreign exchange contracts	180,199.16
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities	(265,620.96)
	(145,901.52)
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	12,597,793.06

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS

	Year ended May 31, 2015	Period from July 12, 2013 (commencement of operations) to May 31, 2014
	USD	USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR/PERIOD	132,393,161.02	-
NET INVESTMENT (LOSS)	(587,341.77)	(1,231,391.60)
Net realized gain on investments	12,006,652.79	23,167,862.50
Net realized gain/(loss) on forward foreign exchange contracts	1,479,056.68	(353,279.24)
Net realized (loss) on foreign exchange translation of other assets and liabilities	(154,673.12)	-
	13,331,036.35	22,814,583.26
Change in net unrealized gain/(loss):		
- on investments	(60,479.72)	10,227,247.55
- on forward foreign exchange contracts	180,199.16	(110,778.14)
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities	(265,620.96)	(493,673.78)
	(145,901.52)	9,622,795.63
Subscriptions		
USD-denominated USD Hedged Class	36,325,419.90	163,654,620.18
JPY-denominated JPY Hedged Class	213,767.89	15,253,646.59
JPY-denominated non-Currency-Hedged Class	14,203,549.51	229,557,177.34
Redemptions		
USD-denominated USD Hedged Class	(63,722,255.44)	(88,957,338.61)
JPY-denominated JPY Hedged Class	(1,173,126.91)	(13,787,365.31)
JPY-denominated non-Currency-Hedged Class	(30,924,985.94)	(198,491,423.35)
Dividends (note 13)		
USD-denominated USD Hedged Class	(4,805,694.72)	(2,270,091.85)
JPY-denominated JPY Hedged Class	(110,779.90)	(149,772.51)
JPY-denominated non-Currency-Hedged Class	(3,487,591.42)	(3,622,278.75)
	(53,481,697.03)	101,187,173.73
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR/PERIOD	91,509,257.05	132,393,161.02

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

CHANGES IN THE NUMBER OF UNITS (UNAUDITED)

	Year ended May 31, 2015	Period from July 12, 2013 (commencement of operations) to May 31, 2014
USD-denominated USD Hedged Class		
Number of units outstanding at the beginning of the year/period	7,716,423,822	-
Number of units issued	3,156,785,359	16,073,586,851
Number of units redeemed	(5,567,942,951)	(8,357,163,029)
Number of units outstanding at the end of the year/period	5,305,266,230	7,716,423,822
JPY-denominated JPY Hedged Class		
Number of units outstanding at the beginning of the year/period	196,116,576	-
Number of units issued	20,360,731	1,515,423,944
Number of units redeemed	(111,377,173)	(1,319,307,368)
Number of units outstanding at the end of the year/period	105,100,134	196,116,576
JPY-denominated non-Currency-Hedged Class		
Number of units outstanding at the beginning of the year/period	4,003,166,033	-
Number of units issued	1,261,720,832	22,770,628,997
Number of units redeemed	(2,749,494,897)	(18,767,462,964)
Number of units outstanding at the end of the year/period	2,515,391,968	4,003,166,033

STATISTICAL INFORMATION (UNAUDITED)

USD-denominated USD Hedged Class

Net asset value per unit at the end of the year/period (expressed in USD)	0.011815	0.011113
Total Net Assets (expressed in USD)	62,682,898.55	85,749,769.98

JPY-denominated JPY Hedged Class

Net asset value per unit at the end of the year/period (expressed in JPY)	1.1822	1.1143
Total Net Assets (expressed in JPY)	124,248,744	218,534,790

JPY-denominated non-Currency-Hedged Class

Net asset value per unit at the end of the year/period (expressed in JPY)	1.3727	1.1309
Total Net Assets (expressed in JPY)	3,452,958,214	4,527,197,031

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

NOTE 1 GENERAL

MUGC/Fidelity Trust (the "Trust") is an umbrella unit trust established by a trust deed under the Trusts Law of the Cayman Islands dated June 3, 2013 (as supplemented or amended from time to time, the "Trust Deed") executed by CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the "Trustee") and Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (the "Manager"). The Trust registered as a mutual fund under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands on July 12, 2013.

As at May 31, 2015, the Trust had the following Sub-Trust:

Fidelity North America Economic Zone New Growth Stock Fund, expressed in USD, with the following classes:

- USD-denominated USD-Hedged Class
- JPY-denominated JPY-Hedged Class
- JPY-denominated non-Currency-Hedged Class

USD-denominated USD-Hedged Class Units

As a way of seeking to reduce foreign exchange risk, in respect of the underlying assets of the Series Trust attributable to USD-denominated USD-Hedged Class denominated in currencies other than USD, hedging transactions against USD are implemented in principle by the Custodian. Such hedging transactions purpose is mitigating exchange loss in case of other currency depreciation against USD.

JPY-denominated JPY-Hedged Class Units

As a way of seeking to reduce foreign exchange risk, in respect of the underlying assets of the Series Trust attributable to JPY-denominated JPY-Hedged Class denominated in currencies other than JPY, hedging transactions against JPY are implemented in principle by the Custodian. Such hedging transactions purpose is mitigating exchange loss in case of other currency depreciation against JPY.

JPY-denominated non-Currency-Hedged Class Units

In respect of JPY-denominated non-Currency-Hedged Class, currency hedging is not implemented against JPY by the Custodian.

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

The Series Trust aims to achieve long-term capital growth through investing primarily in equity securities of companies which are listed on stock exchanges in the United States of America and Mexico. The Series Trust may also invest in equity securities of companies which are listed on stock exchanges in any countries other than the above two countries (including Canada).

Effective from September 2014, the Legal Advisor as to Japanese law has been changed to Anderson Mori & Tomotsune - Asakata K-Tower, 2-7, Motoakasaka 1-chome, Minato-ku, Tokyo 107-0051, Japan.

NOTE 2 UNIT CAPITAL

Subscription of Units

Units are available for subscriptions on each Dealing Day at the relevant subscription price applicable on each Dealing Day (every Business Day or any other days as the Manager from time to time determines). Subscription price will be the Net Asset Value per Unit of the relevant Class determined as at the relevant Dealing Day.

The Initial Price for class of Units USD-denominated USD-Hedged Class is USD 0.01 per Unit.

The Initial Price for class of Units JPY-denominated JPY-Hedged Class and JPY-denominated non-Currency-Hedge Class is JPY 1 per Unit.

Redemptions of Units

Units may be redeemed on any Dealing Day at the request of the holder of Units.

The Repurchase Price is the Net Asset Value per Unit of the relevant class of the relevant Dealing Day determined as at the Valuation Day falling immediately after the relevant Dealing Day.

Unit holders may not redeem less than 1 Unit on any given Dealing Day.

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

NOTE 2 UNIT CAPITAL (continued)

Distribution

The Manager may declare dividends at its absolute discretion.

NOTE 3 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The financial statements are presented in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds. The financial statements of the Trust as at May 31, 2015 have been prepared as described below:

Valuation of the investments in securities, derivatives and other assets

a) certificates of deposit acquired at their nominal value and other deposits shall be valued at their principal amount plus accrued interest from the date of acquisition;

b) certificates of deposit acquired at a discount or premium shall be valued in accordance with the normal dealing practice therein;

c) the value of any pre paid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof unless in any case the Trustee is of the opinion that the same is unlikely to be paid or received in full in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the Trustee may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof;

d) investments listed on a stock exchange or traded on any other organised market shall be valued at the last available price, provided the value of any Investment listed on a stock exchange, but acquired or traded at a premium or at a discount outside or off the relevant stock exchange or on an over-the counter market, shall be valued taking into account the level of premium or discount as at the date of valuation of the Investment;

e) unlisted securities are valued at fair market value as determined in good faith by the Manager, taking into consideration as the Manager deems appropriate, recent transactions in the same or similar securities and valuation information obtained from broker-dealers or recognized quotation services;

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

NOTE 3 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

f) derivative instruments which are dealt in or traded through a clearing firm or in an exchange or through a financial institution shall be valued by reference to the most recent official settlement price quoted by that clearing firm, exchange or financial institution;

g) all interest accrued on any interest bearing securities except to the extent that the same is included in the principal value of such security; and

h) notwithstanding the above methods of valuation, where no method of calculation is stated or, in the opinion of the Trustee, practicable or adequate, the Trustee shall be entitled in good faith to use such valuation method as the Trustee, in consultation with the applicable Manager, considers fair in the circumstances.

Net realized gain/(loss) on sale of securities

The net realized gain/(loss) on the sale of securities is calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

Foreign exchange translation

The financial statements are expressed in USD. Bank accounts, the investment portfolio and other assets or liabilities expressed in currencies other than USD are translated into the corresponding currency at the applicable exchange rates prevailing at the end of the period.

Dividend income in currencies other than USD is accounted for using the exchange rates prevailing at the ex-dividend date.

Other income and expenses expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rates prevailing at transaction date.

Resulting realized and change in unrealized foreign exchange gains or losses are included in the statement of operations.

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

NOTE 3 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Applicable currency exchange rates as at May 31, 2015 are as follows:

1 USD =	0.912117	EUR
1 USD =	124.095000	JPY
1 USD =	15.423250	MXN

Cost of investment securities

The cost of investment securities expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rate at the transaction date.

Investment income

Interest income is recognized on an accrual basis.

Forward foreign currency exchange contracts

The unrealized gains or losses resulting from outstanding forward foreign currency exchange contracts are determined on the valuation day on the basis of the forward foreign currency exchange prices applicable on this date and are included in the statement of net assets.

Realized gains or losses resulting from forward foreign currency exchange contracts are recognized in the statement of operations.

Formation expenses

Formation expenses are amortised over a period of five years.

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

NOTE 4 ACCRUED EXPENSES

	FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND
	USD
Administration, management and custodian fees (note 7)	15,319.42
Agent company fees (note 10)	15,205.96
Professional fees	22,711.49
Distributor fees (note 9)	101,879.54
Investment management fees (note 8)	316,886.01
Other fees	4,316.89
Sub-manager fees (note 11)	3,063.81
Trustee fees (note 6)	1,617.84
TOTAL	481,000.96

NOTE 5 TAXATION

There are no income, corporation, capital gains or other taxes in effect in the Cayman Islands on the basis of present legislation. The Trustee has received from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands pursuant to the Trusts Law of the Cayman Islands, an undertaking on behalf of the Trust that, for a period of 50 years from the date of the creation of the Trust, no law hereafter enacted in the Cayman Islands imposing any taxes or duty to be levied on income or capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax will apply to any income or property of the Trust, or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income. No capital or stamp duties are levied in the Cayman Islands on the issue, transfer or redemption of Units.

NOTE 6 TRUSTEE FEES

The Trustee is entitled to receive a fee of 0.01% p.a. of the Net Asset Value of the Sub-Trust, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

NOTE 7 ADMINISTRATION, MANAGEMENT AND CUSTODIAN FEES

The fees to be paid to the Manager, Custodian and Administrator were 0.12% per annum of the average quarterly net asset value of the Sub-Trust until July 21, 2014. The fees to be paid to the Manager, Custodian and Administration were 0.10% of the net asset value of the series trust from July 22, 2014. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 8 INVESTMENT MANAGEMENT FEES

The Investment Manager is entitled to receive a fee at the rate of 0.80% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 9 DISTRIBUTOR FEES

The Distributor is entitled to receive a fee at the rate of 0.67% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 10 AGENT COMPANY FEES

The Agent Company is entitled to receive a fee at the rate 0.10% of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 11 SUB-MANAGER FEES

The Sub-Manager is entitled since July 22, 2014 to receive a fee of 0.020% per annum of the average Net Asset Value of the Sub-Trust, calculated on each Valuation Day and payable quarterly in arrears.

NOTE 12 TRANSACTION COST

The Sub-Trust incurred transactions costs (brokerage fees) in connection with the purchase and sale of transferable securities, money market instruments or other permissible assets. The transaction costs are included in the cost of investments and in the net realized gain/(loss) on investments.

MUGC/Fidelity Trust - Fidelity North America Economic Zone New Growth Stock Fund
USD 67,343.32.

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

NOTE 13 DIVIDENDS

For Class USD-denominated USD-Hedged Class dividend was paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
07/15/2014	07/22/2014	0.000334	2,163,371.41	USD
01/15/2015	01/22/2015	0.000479	2,642,323.31	USD
			4,805,694.72	

For Class JPY-denominated JPY-Hedged Class dividend was paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
07/15/2014	07/22/2014	0.0341	6,078,657	JPY
01/15/2015	01/22/2015	0.0487	5,954,149	JPY
			12,032,806	

For Class JPY-denominated non-Currency-Hedged Class dividend was paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
07/15/2014	07/22/2014	0.037	120,908,067	JPY
01/15/2015	01/22/2015	0.0968	268,538,031	JPY
			389,446,098	

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

NOTE 14 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

JPY-denominated JPY Hedged Class

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized appreciation (USD)	Counterparty
05/08/2015	06/15/2015	EUR	13,015.67	USD	14,624.28	(14,272.83)	351.45	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
05/08/2015	06/15/2015	JPY	1,937,248	USD	16,183.79	(15,614.78)	569.01	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
05/08/2015	06/15/2015	MXN	2,806,213.54	USD	183,101.50	(181,716.96)	1,384.54	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
TOTAL							2,305.00	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized (depreciation) (USD)	Counterparty
05/08/2015	06/15/2015	USD	1,058,995.24	JPY	127,079,429	1,024,297.22	(34,698.02)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
05/28/2015	06/15/2015	USD	8,830.64	MXN	135,999.75	8,806.69	(23.95)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
05/20/2015	06/15/2015	USD	10,661.68	MXN	162,539.44	10,525.28	(136.40)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
TOTAL							(34,858.37)	

USD-denominated USD Hedged Class

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized appreciation (USD)	Counterparty
05/08/2015	06/15/2015	EUR	762,789.79	USD	857,062.98	(836,466.10)	20,596.88	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
05/08/2015	06/15/2015	MXN	163,142,028.33	USD	10,644,788.49	(10,564,297.13)	80,491.36	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
05/18/2015	06/15/2015	EUR	41,107.43	USD	46,716.95	(45,077.91)	1,639.04	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
TOTAL							102,727.28	

FIDELITY NORTH AMERICA ECONOMIC ZONE NEW GROWTH STOCK FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

NOTE 14 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

JPY-denominated non-Currency-Hedged Class

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized appreciation (USD)	Counterparty
05/27/2015	06/01/2015	JPY	7,748,938	USD	62,618.95	(62,444.65)	174.30	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
TOTAL							174.30	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized (depreciation) (USD)	Counterparty
05/27/2015	06/01/2015	USD	333,115.11	JPY	41,222,162	332,187.92	(927.19)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
TOTAL							(927.19)	

As at May 31, 2015, the unrealized gain on these contracts was USD 105,206.58, the unrealized loss on these contracts was USD 35,785.56. These are disclosed in the statement of net assets.

NOTE 15 CHANGES IN THE PORTFOLIO

A detailed schedule of the portfolio changes for the year ended May 31, 2015 is available free of charge upon request at the registered office of the Administrator of the Trust.

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成28年９月末日現在)

資産総額		52,486,241.04米ドル	5,307,408,694円
負債総額		638,789.61米ドル	64,594,405円
純資産総額（ - ）		51,847,451.43米ドル	5,242,814,289円
発行済口数	米ドル建 米ドルヘッジクラス	3,222,741,016口	
	円建 円ヘッジクラス	107,217,727口	
	円建 為替ヘッジなしクラス	1,507,273,730口	
１口当たり 純資産価格	米ドル建 米ドルヘッジクラス	0.011147米ドル	1.1272円
	円建 円ヘッジクラス	1.1056円	
	円建 為替ヘッジなしクラス	0.9912円	

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本における販売会社または日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

受託会社および管理会社は、以下のいずれかの場合、受益者集会の招集通知に記載される日時および場所において、トラストまたは関連するサブ・ファンド(場合による。)の受益者集会を招集する。

信託証書の規定により招集を義務付けられている場合

管理会社または受託会社が書面により請求した場合

(すべての受益者による受益者集会の場合)トラストのその時点での発行済受益証券の価値の10分の1以上を有するとして登録されている受益者が書面により請求した場合

(いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合)当該サブ・ファンドのその時点での発行済受益証券の価値の10分の1以上を有するとして登録されている受益者が書面により請求した場合

集会は、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者宛の14日以上前の通知により招集される。通知には、集会の日時および場所ならびに集会で提案される議案の要項を記載する。いずれかの受益者に対する偶発的な通知の遺漏またはいずれかの受益者による通知の不受領は、集会手続を無効にするものではない。集会の定足数は、トラストまたはサブ・ファンド(場合による。)のその時点での発行済受益証券の純資産価額の合計の10分の1以上を保有する受益者の本人または代理人による出席とする。集会のすべての決議は、投票が要求される場合を除き、挙手による議決に付される。挙手において、本人もしくは代理人(個人の場合)またはその適切に承認された代表者1名もしくは代理人(法人の場合)が出席しているすべての受益者は、各自1個の議決権を有する。投票の場合、本人もしくは代理人(個人の場合)またはその適切に承認された代表者1名もしくは代理人(法人の場合)が出席している受益者は、保有する受益証券1口当たり1個の議決権を有する。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外がある。)ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。)による受益証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第１【管理会社の概況】

１【管理会社の概況】

(１) 資本金の額（平成28年９月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約38億円）

発行済株式総数 1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近５年間ににおける資本金の額の増減は、以下のとおりである。

平成23年９月末日	37,117,968.52米ドル
平成24年９月末日	37,117,968.52米ドル
平成25年９月末日	37,117,968.52米ドル
平成26年９月末日	37,117,968.52米ドル
平成27年９月末日	37,117,968.52米ドル
平成28年９月末日	37,117,968.52米ドル

(２) 会社の機構

定款に基づき、３名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、６年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長１名、また１名以上の副会長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書約１名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

(3) 役員および従業員の状況

(平成28年11月30日現在)

氏名	役職名	略歴	
寺脇 恒	マネージング・ディレクター	昭和62年4月 平成27年6月	三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入行 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(現ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.)入行
倉部 正士	デプティ・マネージング・ディレクター	昭和63年4月 平成26年3月	株式会社東京銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(現ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.)入行

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 決議が総会において投票を行った受益者の4分の3以上の多数により承認された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意による不適切な行為、詐欺または重過失がある場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドのために、かつファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、()ファンドの運営もしくはファンドの受益証券の募集もしくは()かかる者の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費(弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。)、判決および和解において支払われる金額(ただし、受託会社が、ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。)を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が故意による不適切な行為、詐欺または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成28年９月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価額の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。）	75	6,672,019,178.81米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の最近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成28年9月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝101.12円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d. 管理会社は、平成28年5月1日付で、その名称を三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）からルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.）に変更した。

（１）【貸借対照表】

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2015年12月31日現在

（単位：米ドル）

資産

	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
現金、中央銀行および郵便局における残高	29.1、29.3	1,481,705,021	149,830,012	186,863,448	18,895,632
金融機関に対するローンおよび貸付金	3、15、29.1、29.3	2,109,919,942	213,355,105	2,117,559,309	214,127,597
a) 要求払い		1,078,152,942	109,022,825	1,203,577,409	121,705,748
b) その他のローンおよび貸付金		1,031,767,000	104,332,279	913,981,900	92,421,850
顧客に対するローンおよび貸付金	29.1、29.3	368,502	37,263	626,640	63,366
株式およびその他の変動利回り有価証券	4、15、29.1、29.3	13,556	1,371	15,101	1,527
関連会社株式	4、5、15	8,260,895	835,342	9,174,388	927,714
有形資産	5	5,600,613	566,334	6,710,869	678,603
その他の資産		136	14	181	18
前払金および未収収益	6、15	36,586,892	3,699,667	27,463,192	2,777,078
資産合計	7	3,642,455,557	368,325,106	2,348,413,128	237,471,536

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表（続き）

2015年12月31日現在

（単位：米ドル）

		負債			
	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
金融機関に対する負債	15、29.1	1,410,185,042	142,597,911	1,150,186,003	116,306,809
a）要求払い		1,410,185,042	142,597,911	1,150,186,003	116,306,809
顧客に対する負債	8、15、29.1	2,062,070,067	208,516,525	1,044,062,326	105,575,582
a）要求払い		2,062,070,067	208,516,525	1,044,062,326	105,575,582
その他の負債	9	1,230,625	124,441	1,788,497	180,853
未払金および繰延利益	10、15	8,651,896	874,880	8,932,711	903,276
引当金		12,645,069	1,278,669	8,954,470	905,476
a）納税引当金	11	9,111,035	921,308	7,982,242	807,164
b）その他の引当金	12	3,534,034	357,362	972,228	98,312
発行済み資本	13	37,117,969	3,753,369	37,117,969	3,753,369
準備金	14	97,312,153	9,840,205	77,800,912	7,867,228
繰越損益	14	39,348	3,979	22,247	2,250
当期利益		13,203,388	1,335,127	19,547,993	1,976,693
負債合計	16	3,642,455,557	368,325,106	2,348,413,128	237,471,536

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

オフ・バランス・シート項目

2015年12月31日現在

（単位：米ドル）

	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
偶発債務	17、29.1	556,865	56,310	597,989	60,469
内訳：					
保証金および担保証券として 差し入れられた資産		556,865	56,310	597,989	60,469
信託運用	20	57,164,073,225	5,780,431,085	62,811,807,217	6,351,529,946

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

（２）【損益計算書】

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2015年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
未収利息および類似収益		10,274,222	1,038,929	8,018,852	810,866
内訳：					
- 預金に係るマイナス金利		181,978	18,402	36	4
- 外貨スワップからの利差益		3,997,581	404,235	3,073,730	310,816
未払利息および類似費用		(2,311,791)	(233,768)	(1,539,763)	(155,701)
内訳：					
- ローンおよび貸付金に係るマイナス金利		(585,056)	(59,161)	(13,049)	(1,320)
- 外貨スワップからの利差損		(17,112)	(1,730)	(83,002)	(8,393)
有価証券からの収益		433,631	43,849	140	14
株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益		433,631	43,849	140	14
未収手数料		98,428,083	9,953,048	105,997,544	10,718,472
未払手数料		(43,648,148)	(4,413,701)	(45,651,511)	(4,616,281)
金融業務の純利益		3,694,212	373,559	3,579,481	361,957
その他の事業収益	21	347,071	35,096	687,746	69,545
一般管理費用		(41,802,616)	(4,227,081)	(39,883,592)	(4,033,029)
a) スタッフ費用	23、24	(17,570,625)	(1,776,742)	(18,048,722)	(1,825,087)
内訳：					
- 賃金およびサラリー		(14,446,414)	(1,460,821)	(15,018,938)	(1,518,715)
- 社会保障費		(2,024,301)	(204,697)	(2,071,294)	(209,449)
内訳：					
- 年金に関する社会保障費		(1,258,548)	(127,264)	(1,302,395)	(131,698)
b) その他の一般管理費用	25	(24,231,991)	(2,450,339)	(21,834,870)	(2,207,942)
有形および無形資産に関する価値調整		(1,999,802)	(202,220)	(1,774,975)	(179,485)
その他の事業費用	22	(205,173)	(20,747)	(85,251)	(8,621)
偶発債務および契約債務のための引当金	12	(2,512,372)	(254,051)	0	0
経常収益にかかる税金	11、26.1	(6,781,698)	(685,765)	(9,022,279)	(912,333)
税引後経常収益		13,915,619	1,407,147	20,326,392	2,055,405
前勘定科目に表示されていないその他の税金	26.2	(712,231)	(72,021)	(778,399)	(78,712)
当期利益		13,203,388	1,335,127	19,547,993	1,976,693

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

財務諸表に対する注記

2015年12月31日現在

注１ 一般事項

1.1. 会社概況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年４月11日に株式会社として設立された。

1996年４月１日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月１日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「ＭＴＦＧ」という。）は、株式会社ＵＦＪホールディングス（以下「ＵＦＪ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（以下「ＭＵＦＧ」という。）となった。

2006年１月１日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社ＵＦＪ銀行と合併し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年４月２日に、当行は、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイは、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「ＭＵＧＣ」という。）に名称を変更した。

2008年４月28日に、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。ＭＵＧＣの主たる株主２社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を保有している。

2014年８月７日に、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン２、ローワー・レスン・ストリート12 - 13、オーモンド・ハウスに所在する外国支店を開設した。ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のＵＥ規則に準拠して、金融機関として907648番で登録された。

取締役会のメンバーは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約(スワップおよびヘッジ外国為替予約契約)によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。

当行は、2015年12月31日現在、先渡デリバティブ損失にかかる引当金57,517米ドルを計上している(2014年: 0米ドル)。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルクの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2015年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった(2014年: 0米ドル)。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器: 4年

ソフトウェア: 4年および5年

その他の無形資産: 5年

その他の有形資産: 10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

2.11. 前払金および未収収益

本資産項目は、当期中に発生したが次年度以降に係る費用が含まれる。

2.12. 未払金および繰延利益

本負債項目は、当期中に受領したが次年度以降に係る費用が含まれる。

2.13. 引当金

引当金は、その性質が明確に定義されている損失または債務であって、かつ貸借対照表日付時点で発生する可能性が高いかもしくは発生することが確実だが、金額または発生日が不確定なものを対象とすることが企図されている。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
3か月以下	227,000,000	278,000,000
3か月超1年未満	804,767,000	635,981,900
	<u>1,031,767,000</u>	<u>913,981,900</u>

注４ 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、8,260,895米ドルおよび13,556米ドル（2014年：9,174,388米ドルおよび15,101米ドル）の未上場有価証券で構成される。

関連会社株式の要約

2015年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2015年12月31日 現在の資本および準備金 米ドル	2015年12月31日 終了年度の損益 米ドル
エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ	8,011,508	100%	9,988,006	1,827,982
三菱ＵＦＪインベスターサービス株式会社	249,387	100%	943,469	177,438

2015年12月31日時点で、「エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ」および「三菱ＵＦＪインベスターサービス株式会社」の株式資本は、それぞれ、7,375,041.83ユーロと30,000,000円である（2014年：それぞれ、7,375,041.83ユーロと30,000,000円）。

注５ 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1. 関連会社株式	9,174,388	0	0	(913,493)	8,260,895	0	8,260,895
2. 有形資産	16,652,019	1,575,856	(56,311)	(1,702,977)	16,468,587	10,867,974	5,600,613
a) ハードウェア	1,343,122	129,945	(54,339)	(137,359)	1,281,369	944,450	336,919
b) ソフトウェア	12,843,727	1,400,587	0	(1,313,509)	12,930,805	8,757,686	4,173,119
c) その他付属品、 家具、機器、車両	2,465,170	45,324	(1,972)	(252,109)	2,256,413	1,165,838	1,090,575
3. 無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
有価約因に基づいて取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注 6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
前払法人税	122,070	135,976
未収利息	1,536,361	1,180,222
前払一般経費	2,814,757	2,019,667
信託業務手数料	1,517,776	1,809,510
全体保管手数料	9,426,884	10,614,920
投資ファンド手数料	3,429,370	4,134,906
その他の前払金	214,721	57,181
ＩＲＳ（米国の税務当局）への前払金	2,552,106	0
未回収付加価値税（ＶＡＴ）	9,666,345	6,749,564
外国為替スワップによりカバーされたポジションに係る外国為替実績の中立化	4,970,383	525,623
管理会社手数料	98,351	71,322
その他の未収収益	237,768	164,301
	<u>36,586,892</u>	<u>27,463,192</u>

注 7 外貨建て資産

2015年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、1,553,051,527米ドル（2014年：855,104,291米ドル）である。

注 8 顧客未払金

2015年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は、0米ドル（2014年：0米ドル）であった。

注 9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
優先債務	436,777	927,802
諸債務	793,848	860,695
	<u>1,230,625</u>	<u>1,788,497</u>

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
未払利息	122,762	146,678
未払一般経費	2,575,482	2,531,401
未払手数料	5,881,654	6,241,224
その他の未払費用	16,324	467
その他の仮受金	55,674	12,941
	<u>8,651,896</u>	<u>8,932,711</u>

注11 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルクの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常の状態においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の状態においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2014年12月31日現在、ユーロが米ドルに対して弱く（ユーロ安に）なったため、株式にかかる外国為替差益は、累積していた負のポジションを補填した。繰延税金負債は、2014年12月現在、0米ドルに減少した。

2015年12月31日現在、ユーロが米ドルに対してさらに弱まり、その結果として、当行は繰延税金を計上しなかった。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
報酬引当金	964,145	972,228
先渡取引の未実現損失に対する引当金（注2.3）	57,517	0
米国租税に関連する租税債務に対する引当金	2,512,372	0
	<u>3,534,034</u>	<u>972,228</u>

注13 発行済資本

当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの953,000株およびクラスBの49,080株に対して37,117,969米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2015年1月1日現在の残高	3,711,797	74,089,115	22,247
2014年12月31日終了年度の利益			19,547,993
利益の処分			
- 株主への配当金支払			(19,651)
- 純資産税準備金への振替		2,884,276	(2,884,276)
- 2009年純資産税準備金からの振替		(373,035)	373,035
- 自由準備金への割当て		17,000,000	(17,000,000)
2015年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>93,600,356</u>	<u>39,348</u>

ルクセンブルクの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10%に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルクの税法に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、前年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍

にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを５年間維持しなければならない。

2015年11月19日にルクセンブルクの税務当局が発行した通達（Circular L. Fort. N° 47bis）は、納税者が単一の純資産税準備金を設定し、2014年および2015年の両年について純資産税減税のメリットを完全に享受できるようにする専門規定を定めている。（過渡的措置として）この準備金は、2014年および2015年について利用可能な最大減税額の５倍に相当しなければならない。総額15,519,398米ドル（2014年：13,008,157米ドル）の純資産税準備金が、当行のその他の準備金に含まれている。

2015年３月27日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、2,884,276米ドルを純資産税準備金に割り当て、2009年に構成した利用可能な純資産準備金は373,035米ドル（260,000ユーロ）となった。2015年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

	2015年 純資産税準備金 米ドル	2015年 純資産税準備金 ユーロ
2010年	3,130,000	2,333,120
2011年	3,100,000	2,388,014
2012年	3,304,122	2,506,160
2013年	3,101,000	2,250,445
2014年	2,884,276	2,383,601
2015年12月31日現在の残高	15,519,398	11,861,340

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2015年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15 関連会社残高

2015年12月31日現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,794,463,543	1,777,335,351
関連会社株式	8,260,895	9,174,388
前払金および未収収益	8,355,333	9,691,913
	<u>1,811,079,771</u>	<u>1,796,201,652</u>

負債

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,405,787,905	1,144,030,619
顧客に対する未払金	297,629,189	129,898,267
未払金および繰延利益	1,969,812	2,566,131
	<u>1,705,386,906</u>	<u>1,276,495,017</u>

当行は、2015年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（ＣＳＳＦ）は、2013年6月26日付規則（ＥＵ）575／2013（パート ）に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。

2015年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、1,847,350,183米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2015年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,794,463,467
前払金および未収収益	1,491,010
外国為替取引（市場リスク手法）	51,395,706
	<u>1,847,350,183</u>

注16 外貨建て負債

2015年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、1,556,640,235米ドル（2014年：860,565,286米ドル）である。

注17 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
発行済念書	556,865	597,989

期末現在、関連会社残高はなかった。

注18 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	2,313,443	1,033,744

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2015年12月31日および2014年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注20 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注21 その他の事業収益

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
過年度に関する付加価値税（VAT）過払いの調整	0	222,886
管理会社から受領したサブ・レンタル報酬（サービス品質保証契約）	66,016	75,048
過年度の一般経費調整からの利益	133,860	216,776
過年度の手数料の調整	68,793	68,759
その他	78,402	104,277
	347,071	687,746

注22 その他の事業費用

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	65,072	79,036
過年度の手数料	115,459	2,732
過年度の利息	4,677	0
その他事業損失	19,965	3,483
	<u>205,173</u>	<u>85,251</u>

注23 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2015年 人数	2014年 人数
上級管理職	18	18
中間管理職	76	63
従業員	70	66
	<u>164</u>	<u>147</u>

注24 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
上級管理職	<u>4,931,286</u>	<u>3,957,339</u>

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注25 その他の一般管理費用

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
賃借および関連費用	1,028,303	1,088,220
通信費用	316,394	338,691
専門家報酬	1,925,092	1,028,640
データ費用	1,310,126	1,364,404
維持費	857,527	951,111
旅費、交通費、出張費	260,850	219,810
業務費用	3,475,225	3,615,825
システム費用	10,158,996	8,360,247
業務契約	3,685,300	3,800,346
その他の費用	1,214,178	1,067,576
	<u>24,231,991</u>	<u>21,834,870</u>

注26 税金**26.1. 経常収益にかかる税金**

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
法人税	5,215,462	6,931,276
地方事業税	1,566,236	2,091,003
	<u>6,781,698</u>	<u>9,022,279</u>

26.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
純資産税*	23,247	25,895
付加価値税（VAT）	644,289	714,359
その他の税金	44,695	38,145
	<u>712,231</u>	<u>778,399</u>

* これは、最低純資産税額21,400ユーロ（23,247米ドル）を表す。

注27 親会社

2015年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（MUFJ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（63.72%）および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（28.53%）を共同で出資する子会社である。

当行の年次決算は、三菱ＵＦＪ信託銀行（登録金融機関番号が関東財務局長（登金）第33号であり、日本の郵便番号100-8212、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号に登記上の住所を有する）の連結決算に含まれている。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（MUFJ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注28 預金保証制度

金融機関および投資会社の再建・破綻に関する枠組みを定める指令（2014/59/EU）ならびに預金保証スキームおよび投資家補償スキームに関連する指令（2014/49/EU）をルクセンブルク法に法制化する、金融機関および一定の投資会社の破綻、組織変更および解散に関連し、預金保証スキームおよび投資家補償スキームに関する法律（以下「本法」という。）が2015年12月18日付で可決された。

現在「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「AGDL」という。）を通じて実施されている預金保証および投資家補償スキームは、拠出金に基づく新しい預金保証および投資家補償システムに置き換えられる。かかる新規システムは、各預金者の100,000ユーロまでの適格な預金および20,000ユーロまでの投資を対象とする。また、本法は、特定の取引から生じた預金もしくは特定の社会的・その他目的を充足する預金については、100,000ユーロを超える部分について、12か月間は対象となると規定している。

AGDLのために金融機関が過去に自己の年次決算に設定した引当金は、ルクセンブルグの新規銀行破綻基金である「ルクセンブルグ破綻基金」（以下「FRL」という。）と、ルクセンブルグの新規預金保証基金である「ルクセンブルグ預金保証基金」（以下「FDGL」という。）（設立前）それぞれに対する銀行の拠出額に従い、使用される／取り崩される（選択した会計処理による。）ことになる。

FRLの拠出金は、本法第1条第36項に定義される通り、2024年末までには、欧州連合全加盟国の認可金融機関全ての対象預金の少なくとも1%に到達しなければならない。この拠出金額は、2015年から2024年までの間の年間拠出額を通じて金融機関から徴収される予定である。

FDGLの拠出金の目標レベルは、本法第163条第8項に定義される通り、関連金融機関の対象預金の0.8%に設定されており、年間拠出金によって2018年末までに到達予定である。かかる拠出金は、2016年

から2018年の間に年次払いの方法で支払われる。2015年については、金融機関は、かかる拠出に備えるために、自己の年次決算中の既存のＡＧＤＬ引当金を使用する／取り崩す（選択した会計処理による。）ことによって、対象預金の0.2%の引当金を反映させている。

0.8%のレベルが達成された場合、ルクセンブルグの金融機関は、本法第163条第8項に定義される通り、対象預金の0.8%の追加セーフティ・バッファを構成するために、追加で8年間拠出を継続。

2015年において、当行は、ＦＲＬについて189,314米ドル（173,587ユーロ）のＣＳＳＦに対する拠出金を支払っている。

注29 金融商品の開示**29.1. 主要な非トレーディング金融商品**

2015年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	1,041	0	0	0	1,041
B C L 残高	1,481,703,980	0	0	0	1,481,703,980
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,305,152,942	804,767,000	0	0	2,109,919,942
顧客に対するローンおよび貸付金	368,502	0	0	0	368,502
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	13,556	13,556
合計	2,787,226,465	804,767,000	0	13,556	3,592,007,021
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する負債	1,410,185,042	0	0	0	1,410,185,042
顧客に対する負債	2,062,070,067	0	0	0	2,062,070,067
偶発債務として開示されているオフ・バランス・シート項目					
担保として差し入れられた保証金および資産	556,865	0	0	0	556,865
合計	3,472,811,974	0	0	0	3,472,811,974

2014年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	537	0	0	0	537
B C L 残高	186,862,911	0	0	0	186,862,911
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,481,577,409	635,981,900	0	0	2,117,559,309
顧客に対するローンおよび貸付金	626,640	0	0	0	626,640
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	15,101	15,101
合計	1,669,067,497	635,981,900	0	15,101	2,305,064,498
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する負債	1,150,186,003	0	0	0	1,150,186,003
顧客に対する負債	1,044,062,326	0	0	0	1,044,062,326
偶発債務として開示されているオフ・バランス・シート項目					
担保として差し入れられた保証金および資産	597,989	0	0	0	597,989
合計	2,194,846,318	0	0	0	2,194,846,318

29.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2015年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,013,239,129	1,603,112	0	0	2,014,842,241	15,784,803
スワップ	1,611,373,895	8,011,462	0	0	1,619,385,357	10,591,362
合計	3,624,613,024	9,614,574	0	0	3,634,227,598	26,376,165
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,248,328,181	1,600,907	0	0	2,249,929,088	18,816,163
スワップ	532,382,521	0	0	0	532,382,521	2,303,443
合計	2,780,710,702	1,600,907	0	0	2,782,311,609	21,119,606

上記の金額には、取引日が2015年12月31日以前で、評価日が2015年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2014年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,315,371,712	19,508,000	0	0	1,334,879,712	17,385,860
スワップ	584,751,638	8,470,350	0	0	593,221,988	2,219,840
合計	1,900,123,350	27,978,350	0	0	1,928,101,700	19,605,700
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,477,239,921	19,649,249	0	0	1,496,889,170	17,027,937
スワップ	278,714,687	0	0	0	278,714,687	1,929,860
合計	1,755,954,608	19,649,249	0	0	1,775,603,857	18,957,797

上記の金額には、取引日が2014年12月31日以前で、評価日が2014年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

29.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2015年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2015年 簿価 米ドル	2014年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、ＢＣＬ残高	1,481,705,021	186,863,448
ＥＵ加盟国	1,481,705,021	186,863,448
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,109,919,942	2,117,559,309
ＥＵ加盟国	255,517,247	173,637,181
北および中央アメリカ	342,992,404	771,353,251
アジア	1,507,118,254	1,168,315,602
ヨーロッパ（非ＥＵ加盟国）	3,405,065	2,670,673
オーストラリアおよびニュージーランド	886,972	1,582,602
顧客に対するローンおよび貸付金	368,502	626,640
ＥＵ加盟国	365,584	181,251
北および中央アメリカ	2,918	445,389
株式およびその他の変動利回り有価証券	13,556	15,101
北および中央アメリカ	10,863	12,101
ＥＵ加盟国	2,693	3,000
合計	3,592,007,021	2,305,064,498

29.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2015年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2015年 未払想定元本 米ドル	2015年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
ＥＵ加盟国	1,366,652,545	12,240,622
アメリカ	647,955,936	3,542,987
アジア	233,760	1,194
スワップ		
ＥＵ加盟国	1,619,385,357	10,591,362
合計	3,634,227,598	26,376,165

2014年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2014年 未払想定元本 米ドル	2014年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
ＥＵ加盟国	530,258,219	1,647,715
アメリカ	788,394,261	23,077,972
アジア	16,227,232	215,698
スワップ		
ＥＵ加盟国	593,221,988	1,689,360
合計	1,928,101,700	26,630,745

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2015

(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2015

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2015	2014
Cash, balances with central banks and post office banks	29.1., 29.3.	1.481.705.021	186.863.448
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 29.1., 29.3.	2.109.919.942	2.117.559.309
a) repayable on demand		1.078.152.942	1.203.577.409
b) other loans and advances		1.031.767.000	913.981.900
Loans and advances to customers	29.1., 29.3.	368.502	626.640
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 29.1., 29.3.	13.556	15.101
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	8.260.895	9.174.388
Tangible assets	5	5.600.613	6.710.869
Other assets		136	181
Prepayments and accrued income	6, 15	36.586.892	27.463.192
TOTAL ASSETS	7	<u>3.642.455.557</u>	<u>2.348.413.128</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2015

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2015	2014
Amounts owed to credit institutions	15, 29.1.	1.410.185.042	1.150.186.003
a) repayable on demand		1.410.185.042	1.150.186.003
Amounts owed to customers	8, 15, 29.1.	2.062.070.067	1.044.062.326
a) repayable on demand		2.062.070.067	1.044.062.326
Other liabilities	9	1.230.625	1.788.497
Accruals and deferred income	10, 15	8.651.896	8.932.711
Provisions		12.645.069	8.954.470
a) provisions for taxation	11	9.111.035	7.982.242
b) other provisions	12	3.534.034	972.228
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	97.312.153	77.800.912
Result brought forward	14	39.348	22.247
Profit for the financial year		13.203.388	19.547.993
TOTAL LIABILITIES	16	<u>3.642.455.557</u>	<u>2.348.413.128</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2015

(in USD)

	Notes	2015	2014
Contingent liabilities	17, 29.1.	556.865	597.989
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		556.865	597.989
Fiduciary operations	20	57.164.073.225	62.811.807.217

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2015
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2015

(in USD)

	Notes	2015	2014
Interest receivable and similar income		10.274.222	8.018.852
<u>of which :</u>			
- Negative interest received on deposits		181.978	36
- Interest Gain from foreign currency swap		3.997.581	3.073.730
Interest payable and similar charges		(2.311.791)	(1.539.763)
<u>of which :</u>			
- Negative interest paid on loans and advances		(585.056)	(13.049)
- Interest Loss from foreign currency swap		(17.112)	(83.002)
Income from securities		433.631	140
Income from shares and other variable yield securities		433.631	140
Commission receivable		98.428.083	105.997.544
Commission payable		(43.648.148)	(45.651.511)
Net profit on financial operations		3.694.212	3.579.481
Other operating income	21	347.071	687.746
General administrative expenses		(41.802.616)	(39.883.592)
a) staff costs	23, 24	(17.570.625)	(18.048.722)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(14.446.414)	(15.018.938)
- social security costs		(2.024.301)	(2.071.294)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(1.258.548)	(1.302.395)
b) other administrative expenses	25	(24.231.991)	(21.834.870)

	Notes	2015	2014
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.999.802)	(1.774.975)
Other operating charges	22	(205.173)	(85.251)
Provision for contingent liabilities and for commitment	12	(2.512.372)	0
Tax on profit on ordinary activities	11, 26.1.	<u>(6.781.698)</u>	<u>(9.022.279)</u>
Profit on ordinary activities after tax		13.915.619	20.326.392
Other taxes not shown under the preceding items	26.2.	(712.231)	(778.399)
Profit for the financial year		<u>13.203.388</u>	<u>19.547.993</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (" the Bank ") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a *société anonyme*.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 Lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value.

The Bank has constituted a provision for forward derivatives Loss as of December 31, 2015 for an amount of USD 57.517 (2014: USD 0).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the *Directeur des Contributions* on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2015 (2014: USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;

Software: 4 years and 5 years;

Other intangible assets: 5 years;

Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the Balance Sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

2.11. Prepayment and accrued income

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.12. Accruals and deferred income

This liability item includes income received during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.13. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Not more than three months	227.000.000	278.000.000
More than three months but less than one year	804.767.000	635.981.900
	<u>1.031.767.000</u>	<u>913.981.900</u>

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items " Shares in affiliated undertakings " and " Shares and other variable yield securities " consist entirely of unlisted securities for USD 8.260.895 and USD 13.556 (2014: USD 9.174.388 and USD 15.101).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2015, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at	Result for the
	USD	%	31/12/2015	year ended
			USD	31/12/2015
				USD
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	8.011.508	100%	9.988.006	1.827.982
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited	249.387	100%	943.469	177.438

As of December 31, 2015, the share capital of " MUGC LUX MANAGEMENT S.A. " and MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited " amount respectively to EUR 7.375.041,83 and JPY 30.000.000 respectively (2014: EUR 7.375.041,83 and JPY 30.000.000 respectively).

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year	Additions	Disposals	Exchange difference	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments	Net value at the end of the financial year
	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
1. Shares in affiliated undertakings	9.174.388	0	0	(913.493)	8.260.895	0	8.260.895
2. Tangible assets	16.652.019	1.575.856	(56.311)	(1.702.977)	16.468.587	10.867.974	5.600.613
a) Hardware	1.343.122	129.945	(54.339)	(137.359)	1.281.369	944.450	336.919
b) Software	12.843.727	1.400.587	0	(1.313.509)	12.930.805	8.757.686	4.173.119
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2.465.170	45.324	(1.972)	(252.109)	2.256.413	1.165.838	1.090.575
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0
Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Prepaid income taxes	122.070	135.976
Accrued interest income	1.536.361	1.180.222
Prepaid general expenses	2.814.757	2.019.667
Commission on fiduciary operations	1.517.776	1.809.510
Commission on global custody	9.426.884	10.614.920
Commission on investment funds	3.429.370	4.134.906
Other prepayments	214.721	57.181
Advance paid to IRS, US Tax authorities	2.552.106	0
VAT recoverable	9.666.345	6.749.564
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap	4.970.383	525.623
Commission from the Management Company	98.351	71.322
Other accrued income	237.768	164.301
	<u>36.586.892</u>	<u>27.463.192</u>

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2015, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 1.553.051.527 (2014: USD 855.104.291).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2015, debts other than those repayable on demand amounted to USD 0 (2014: USD 0).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Preferential creditors	436.777	927.802
Sundry creditors	793.848	860.695
	<u>1.230.625</u>	<u>1.788.497</u>

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Accrued interest expenses	122.762	146.678
Accrued general expenses	2.575.482	2.531.401
Accrued commission	5.881.654	6.241.224
Other accrued expenses	16.324	467
Other suspense receipt	55.674	12.941
	<u>8.651.896</u>	<u>8.932.711</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

As at December 31, 2014, due to the depreciation of the Euro against US dollars, the foreign exchange gain on equity had compensated the accumulated negative position. The deferred tax liabilities had been reduced to USD 0 as of December 2014.

As at December 31, 2015, Euro weakened more against US dollars and consequently, the Bank did not account for deferred tax.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Provision for remuneration	964.145	972.228
Provision for unrealized losses on forward deals (note 2.3.)	57.517	0
Provision for tax liabilities in relation with US taxes	2.512.372	0
	<u>3.534.034</u>	<u>972.228</u>

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969 for 953.000 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve USD	Other reserves USD	Result brought forward USD
Balance at January 1, 2015	3.711.797	74.089.115	22.247
Profit for the year ended December 31, 2014			19.547.993
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(19.651)
- Transfer to reserves for Net Worth Tax		2.884.276	(2.884.276)
- Transfer from Reserve for NWT 2009		(373.035)	373.035
- Allocation to Free reserve		17.000.000	(17.000.000)
Balance at December 31, 2015	<u>3.711.797</u>	<u>93.600.356</u>	<u>39.348</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the previous year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years.

The Circular L. Fort. N° 47bis issued by the Luxembourg Tax Authorities on 19 November 2015, provides for a dedicated rule allowing the taxpayer to create only one net wealth tax reserve to fully benefit from the Net Wealth Tax reduction for both 2014 and 2015. This reserve should correspond to five times the amount of the highest reduction available for 2014 and 2015 (transitional measure). The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 15.519.398 (2014: USD 13.008.157).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 27, 2015, the Bank has allocated an amount of USD 2.884.276 to Reserve for Net Worth Tax and reversed the available Net worth tax constituted in 2009 which amounted to USD 373.035 (EUR 260.000). The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2015.

Years	2015	2015
	Reserve for Net Worth Tax USD	Reserve for Net Worth Tax EUR
2010	3.130.000	2.333.120
2011	3.100.000	2.388.014
2012	3.304.122	2.506.160
2013	3.101.000	2.250.445
2014	2.884.276	2.383.601
Balance at December 31, 2015	<u>15.519.398</u>	<u>11.861.340</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special “ On-line costs reserve ” for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special “ On-line costs ”. The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2015.

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2015, the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2015	2014
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	1.794.463.543	1.777.335.351
Shares in affiliated undertakings	8.260.895	9.174.388
Prepayments and accrued income	8.355.333	9.691.913
	<u>1.811.079.771</u>	<u>1.796.201.652</u>

LIABILITIES

	2015	2014
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	1.405.787.905	1.144.030.619
Amounts owed to customers	297.629.189	129.898.267
Accruals and deferred income	1.969.812	2.566.131
	<u>1.705.386.906</u>	<u>1.276.495.017</u>

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 “ Related Party Disclosures ” which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2015 and for the year then ended.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

As at December 31, 2015, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 1.847.350.183 and can be analysed as follows:

	2015 USD
Loans and advances to credit institutions	1.794.463.467
Prepayments and accrued income	1.491.010
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	51.395.706
	<u>1.847.350.183</u>

NOTE 16 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2015, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 1.556.640.235 (2014: USD 860.565.286).

NOTE 17 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2015 USD	2014 USD
Counter-guarantees issued	<u>556.865</u>	<u>597.989</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 18 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	2.313.443	1.033.744

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 19 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2015 and 2014:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 20 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 21 - OTHER OPERATING INCOME

	2015	2014
	USD	USD
Adjustment of overpayment of VAT related to previous years	0	222.886
Sub-Rental Fee received from the Management Company (Service level agreement)	66.016	75.048
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	133.860	216.776
Adjustment for commission previous years	68.793	68.759
Other	78.402	104.277
	<u>347.071</u>	<u>687.746</u>

NOTE 22 - OTHER OPERATING CHARGES

	2015	2014
	USD	USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	65.072	79.036
Commission previous years	115.459	2.732
Interest on previous years	4.677	0
Others operating losses	19.965	3.483
	<u>205.173</u>	<u>85.251</u>

NOTE 23 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2015	2014
	Number	Number
Senior management	18	18
Middle management	76	63
Employees	70	66
	<u>164</u>	<u>147</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 24 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Senior management	<u>4.931.286</u>	<u>3.957.339</u>

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2015 and 2014, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

NOTE 25 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2015	2014
	USD	USD
Rent and related expenses	1.028.303	1.088.220
Telecommunication expenses	316.394	338.691
Professional fees	1.925.092	1.028.640
Data charges	1.310.126	1.364.404
Maintenance	857.527	951.111
Travelling, moving, business trips	260.850	219.810
Service fee	3.475.225	3.615.825
System cost	10.158.996	8.360.247
Service contracts	3.685.300	3.800.346
Other expenses	<u>1.214.178</u>	<u>1.067.576</u>
	<u>24.231.991</u>	<u>21.834.870</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 26 - TAX

26.1. Tax on profit on ordinary activities

	2015	2014
	USD	USD
Corporate Income Tax	5.215.462	6.931.276
Municipal Business Tax	1.566.236	2.091.003
	<u>6.781.698</u>	<u>9.022.279</u>

26.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2015	2014
	USD	USD
Net worth tax*	23.247	25.895
VAT	644.289	714.359
Other taxes	44.695	38.145
	<u>712.231</u>	<u>778.399</u>

* This represents minimum net worth tax due of EUR 21.400 (USD 23.247).

NOTE 27 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2015, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Bank are included in the consolidated accounts of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, with Registered Financial Institution number 33 at Kanto Local Finance Bureau Japan and registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212, Japan.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 28 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

The law related to the resolution, reorganisation and winding-up measures of credit institutions and certain investment firms and on deposit guarantee and investor compensation schemes (“ the Law ”), transposing into Luxembourgish law the directive 2014/59/EU establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and the directive 2014/49/EU related to deposit guarantee and investor compensation schemes, was passed on December 18, 2015.

The deposit guarantee and investor compensation scheme currently in place through the “ Association pour la Garantie des Dépôts Luxembourg ” (AGDL) will be replaced by a new contribution based system of deposit guarantee and investor compensation. This new system will cover eligible deposits of each depositor up to an amount of EUR 100.000 and investments up to an amount of EUR 20.000. The Law also provides that deposits resulting from specific transactions or fulfilling a specific social or other purpose are covered for an amount above EUR 100.000 for a period of 12 months.

The provisions which have been created in the past by credit institutions for the purpose of AGDL in their annual accounts will be used/released (depending on the accounting treatment chosen) according to the contributions of the banks to the new Luxembourg banking resolution fund “ Fonds de résolution Luxembourg ” (FRL), respectively to the new Luxembourg deposit guarantee fund “ Fonds de garantie des dépôts Luxembourg ” (FDGL), which is still to be established.

The funded amount of the FRL shall reach by the end of 2024 at least 1% of covered deposits, as defined in article 1 number 36 of the Law, of all authorized credit institutions in all participating Member States. This amount will be collected from the credit institutions through annual contributions during the years 2015 to 2024.

The target level of funding of the FDGL is set at 0,8% of covered deposits, as defined in article 163 number 8 of the Law, of the relevant credit institutions and is to be reached by the end of 2018 through annual contributions. The contributions are to be made in the form of annual payments during the years 2016 to 2018. For 2015, the credit institutions have reflected a provision of 0,2% of covered deposits in order to anticipate these contributions, using/releasing (depending on the accounting treatment chosen) the existing AGDL provision in their annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

When the level of 0,8% is reached, the Luxembourgish credit institutions are to continue to contribute for 8 additional years in order to constitute an additional safety buffer of 0,8% of covered deposits as defined in article 163 number 8 of the Law.

In 2015 the Bank has paid a contribution to the CSSF for USD 189.314 (EUR 173.587) for FRL.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 29 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

29.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	1.041	0	0	0	1.041
Balances with the BCL	1.481.703.980	0	0	0	1.481.703.980
Loans and advances to credit institutions	1.305.152.942	804.767.000	0	0	2.109.919.942
Loans and advances to customers	368.502	0	0	0	368.502
Shares and other variable yield securities	0	0	0	13.556	13.556
Total	<u>2.787.226.465</u>	<u>804.767.000</u>	<u>0</u>	<u>13.556</u>	<u>3.592.007.021</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.410.185.042	0	0	0	1.410.185.042
Amounts owed to customers	2.062.070.067	0	0	0	2.062.070.067
<i>Off-balance sheet items disclosed as contingencies</i>					
Guarantees and assets pledged as collateral security	556.865	0	0	0	556.865
Total	<u>3.472.811.974</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3.472.811.974</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

As at December 31, 2014, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² ₆₄ 3 months	²² ₆₄ > 3 months 1 year	²² ₆₄ > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	537	0	0	0	537
Balances with the BCL	186.862.911	0	0	0	186.862.911
Loans and advances to credit institutions	1.481.577.409	635.981.900	0	0	2.117.559.309
Loans and advances to customers	626.640	0	0	0	626.640
Shares and other variable yield securities	0	0	0	15.101	15.101
Total	<u>1.669.067.497</u>	<u>635.981.900</u>	<u>0</u>	<u>15.101</u>	<u>2.305.064.498</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.150.186.003	0	0	0	1.150.186.003
Amounts owed to customers	1.044.062.326	0	0	0	1.044.062.326
<i>Off-balance sheet items disclosed as contingencies</i>					
Guarantees and assets pledged as collateral security	597.989	0	0	0	597.989
Total	<u>2.194.846.318</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.194.846.318</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

29.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	2.013.239.129	1.603.112	0	0	2.014.842.241	15.784.803
Swaps	1.611.373.895	8.011.462	0	0	1.619.385.357	10.591.362
Total	<u>3.624.613.024</u>	<u>9.614.574</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3.634.227.598</u>	<u>26.376.165</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	2.248.328.181	1.600.907	0	0	2.249.929.088	18.816.163
Swaps	532.382.521	0	0	0	532.382.521	2.303.443
Total	<u>2.780.710.702</u>	<u>1.600.907</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.782.311.609</u>	<u>21.119.606</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2015 and a value date after December 31, 2015.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

As at December 31, 2014, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	1.315.371.712	19.508.000	0	0	1.334.879.712	17.385.860
Swaps	584.751.638	8.470.350	0	0	593.221.988	2.219.840
Total	<u>1.900.123.350</u>	<u>27.978.350</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.928.101.700</u>	<u>19.605.700</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	1.477.239.921	19.649.249	0	0	1.496.889.170	17.027.937
Swaps	278.714.687	0	0	0	278.714.687	1.929.860
Total	<u>1.755.954.608</u>	<u>19.649.249</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.775.603.857</u>	<u>18.957.797</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2014 and a value date after December 31, 2014.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

29.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2015 Carrying amount in USD	2014 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	1.481.705.021	186.863.448
<i>EU member countries</i>	<i>1.481.705.021</i>	<i>186.863.448</i>
Loans and advances to credit institutions	2.109.919.942	2.117.559.309
<i>EU member countries</i>	<i>255.517.247</i>	<i>173.637.181</i>
<i>North & Central America</i>	<i>342.992.404</i>	<i>771.353.251</i>
<i>Asia</i>	<i>1.507.118.254</i>	<i>1.168.315.602</i>
<i>Europe, non-EU member countries</i>	<i>3.405.065</i>	<i>2.670.673</i>
<i>Australia and New Zealand</i>	<i>886.972</i>	<i>1.582.602</i>
Loans and advances to customers	368.502	626.640
<i>EU member countries</i>	<i>365.584</i>	<i>181.251</i>
<i>North & Central America</i>	<i>2.918</i>	<i>445.389</i>
Shares and other variable yield securities	13.556	15.101
<i>North & Central America</i>	<i>10.863</i>	<i>12.101</i>
<i>EU member countries</i>	<i>2.693</i>	<i>3.000</i>
Total	<u>3.592.007.021</u>	<u>2.305.064.498</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

29.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2015 Notional/ payable amount in USD	2015 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
<i>EU member countries</i>	1.366.652.545	12.240.622
<i>America</i>	647.955.936	3.542.987
<i>Asia</i>	233.760	1.194
Swaps		
<i>EU member countries</i>	1.619.385.357	10.591.362
Total	<u>3.634.227.598</u>	<u>26.376.165</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

As at December 31, 2014, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2014 Notional/ payable amount in USD	2014 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
<i>EU member countries</i>	530.258.219	1.647.715
<i>America</i>	788.394.261	23.077.972
<i>Asia</i>	16.227.232	215.698
Swaps		
<i>EU member countries</i>	593.221.988	1.689.360
Total	<u>1.928.101.700</u>	<u>26.630.745</u>

[次へ](#)

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成28年9月30日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝101.12円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2016年6月30日現在

(単位 : 米ドル)

資産

		米ドル	千円
1.1	現金および中央銀行における現金残高	1,899,536,172.00	192,081,098
1.2	売買目的で保有される金融資産	51,327,462.00	5,190,233
1.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	51,327,462.00	5,190,233
1.2.2	持分証券		
1.2.3	債務証券		
1.2.4	ローンおよび貸付金		
1.3	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	0.00	0
1.3.1	持分証券		
1.3.2	債務証券		
1.3.3	ローンおよび貸付金		
1.4	売却可能金融資産	11,888,375.00	1,202,152
1.4.1	持分証券	11,888,375.00	1,202,152
1.4.2	債務証券		
1.4.3	ローンおよび貸付金		
1.5	ローンおよび未収金(ファイナンス・リースを含む)	3,195,536,480.00	323,132,649
1.5.1	債務証券		
1.5.2	ローンおよび貸付金	3,195,536,480.00	323,132,649
1.6	満期保有目的投資	0.00	0
1.6.1	債務証券		
1.6.2	ローンおよび貸付金		
1.7	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
1.7.1	公正価値ヘッジ		
1.7.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.7.3	在外営業活動対に対する純投資のヘッジ		
1.7.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
1.7.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.8	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
1.9	有形資産	1,343,232.00	135,828
1.9.1	有形固定資産	1,343,232.00	135,828
1.9.2	投資不動産		
1.10	無形資産	3,743,860.00	378,579
1.10.1	のれん		
1.10.99	その他の無形資産	3,743,860.00	378,579
1.12	税金資産	124,840.00	12,624
1.12.1	当期税金資産	124,840.00	12,624
1.12.2	繰延税金資産	0.00	0
1.13	その他の資産	21,344,120.00	2,158,317
1.14	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
1.15	資産合計	5,184,844,541.00	524,291,480

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2016年6月30日現在

(単位:米ドル)

負債

		米ドル	千円
2.1	中央銀行からの預金		
2.2	売買目的で保有される金融負債	43,298,019.00	4,378,296
2.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	43,298,019.00	4,378,296
2.2.2	ショート・ポジション		
2.2.3	金融機関からの預金		
2.2.4	金融機関以外からの預金		
2.2.5	債務証書(短期間で買戻す予定の債券を含む)		
2.2.99	その他の金融負債		
2.3	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	0.00	0
2.3.1	金融機関からの預金		
2.3.2	金融機関以外からの預金		
2.3.3	債務証書(債券を含む)		
2.3.4	劣後債務		
2.3.99	その他の金融負債		
2.4	償却原価で測定される金融負債	4,949,902,146.00	500,534,105
2.4.1	金融機関からの預金	1,525,457,379.00	154,254,250
2.4.2	金融機関以外からの預金	3,424,444,767.00	346,279,855
2.4.3	債務証書(債券を含む)		
2.4.4	劣後債務		
2.4.99	その他の金融負債		
2.5	譲渡された金融資産に関連する金融負債		
2.6	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
2.6.1	公正価値ヘッジ		
2.6.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.6.3	在外営業活動体に対する純投資のヘッジ		
2.6.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
2.6.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.7	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
2.8	引当金	274,539.00	27,761
2.8.1	再編		
2.8.2	係属中の法的問題および租税訟務	274,539.00	27,761
2.8.3	年金およびその他の退職後給付金債務		
2.8.4	ローン契約および保証		
2.8.5	有償契約		
2.8.99	その他の引当金		
2.9	税金負債	11,045,467.00	1,116,918
2.9.1	当期税金負債	11,045,467.00	1,116,918
2.9.2	繰延税金負債	0.00	0
2.10	その他の負債	15,048,412.00	1,521,695
2.11	要求払株式資本(例えば、組合株式)		
2.12	売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
2.13	負債合計	5,019,568,583.00	507,578,775

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2016年6月30日現在

(単位:米ドル)

資本

		米ドル	千円
3.1	発行済み資本	37,117,969.00	3,753,369
3.1.1	払込資本	37,117,969.00	3,753,369
3.1.2	請求済未払込資本		
3.2	株式発行差金		
3.3	その他のエクイティ	0.00	0
3.3.1	複合金融商品のエクイティ部分		
3.3.99	その他のエクイティ商品		
3.4	再評価準備金およびその他の評価差額:	3,388,782.00	342,674
3.4.1	有形資産		
3.4.2	無形資産		
3.4.3	在外営業活動体に対する純投資のヘッジ(有効部分)		
3.4.4	外貨換算		
3.4.5	キャッシュ・フロー・ヘッジ(有効部分)		
3.4.6	売却可能金融資産	3,388,782.00	342,674
3.4.7	売却目的で保有される非流動資産および売却グループ	0.00	0
3.4.99	その他の項目		
3.5	準備金(利益剰余金を含む)	110,531,939.00	11,176,990
3.6	<自己株式>		
3.7	当期利益	14,237,268.00	1,439,673
3.8	<中間配当>		
3.10	資本合計	165,275,958.00	16,712,705
3.11	負債および資本合計	5,184,844,541.00	524,291,480

(2) 損益の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2016年6月30日に終了した期間

(単位：米ドル)

継続事業

		米ドル	千円
5.1	金融および営業収益および費用(+ / -)	39,434,012.00	3,987,567
5.2	利息収益	12,948,861.00	1,309,389
5.2.1	現金および中央銀行における現金残高	2,800.00	283
5.2.2	売買目的で保有される金融資産(区別して計上される場合)	6,627,225.00	670,145
5.2.3	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産		
5.2.4	売却可能金融資産		
5.2.5	ローンおよび未収金(ファイナンス・リースを含む。)	6,318,836.00	638,961
5.2.6	満期保有目的投資		
5.2.7	デリバティブ - ヘッジ会計、金利リスク		
5.2.99	その他の資産		
5.3	(支払利息) (-)	3,570,906.00	361,090
5.3.1	中央銀行からの預金	2,427,476.00	245,466
5.3.2	売買目的で保有される金融負債(区別して計上される場合)	86,859.00	8,783
5.3.3	純損益を通じて公正価値で測定するものとして金融負債		
5.3.4	償却原価で測定される金融負債	1,056,571.00	106,840
5.3.5	デリバティブ - ヘッジ会計、金利リスク		
5.3.99	その他の負債		
5.4	要求払株式資本に係る費用(-)		
5.5	受取配当(+)	1,540,573.00	155,783
5.5.1	売買目的で保有される金融資産(区別して計上される場合)		
5.5.2	純損益を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.5.3	売却可能金融資産	1,540,573.00	155,783
5.6	受取手数料(+)	50,949,549.00	5,152,018
5.7	(支払手数料) (-)	24,944,611.00	2,522,399
5.8	純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債に係る実現利益(損失)、純額(+ / -)	0.00	0
5.8.1	売却可能金融資産	0.00	0
5.8.2	ローンおよび未収金(ファイナンス・リースを含む。)		
5.8.3	満期保有目的投資		
5.8.4	償却原価で測定される金融負債		
5.8.99	その他		
5.9	売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益(損失)、純額(+ / -)	2,533,259.00	256,163
5.9.1	エクイティ商品および関連するデリバティブ		
5.9.2	金利商品および関連するデリバティブ		
5.9.3	為替取引	2,533,259.00	256,163
5.9.4	信用リスク商品および関連するデリバティブ		
5.9.5	商品および関連するデリバティブ		
5.9.99	その他(ハイブリッド・デリバティブを含む。)		
5.10	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および負債に係る利益(損失)、純額(+ / -)		
5.11	ヘッジ会計からの利益(損失)、純額(+ / -)		

米ドル

千円

5.12	為替差額、純額(+ / -)		
5.13	売却目的以外で保有される資産の認識の中止に係る利益(損失)、純額(+ / -)		
5.14	その他の営業収益(+)	650,711.00	65,800
5.15	その他の営業費用(-)	673,424.00	68,097
5.16	一般管理費(-)	22,071,208.00	2,231,841
5.16.1	従業員費用(-)	9,275,931.00	937,982
5.16.2	一般管理費用(-)	12,795,277.00	1,293,858
5.17	減価償却(+ / -)	1,091,868.00	110,410
5.17.1	有形固定資産	190,017.00	19,215
5.17.2	投資不動産		
5.17.3	無形資産(のれんを除く)	901,851.00	91,195
5.18	引当金(+ / -)	- 2,237,832.00	- 226,290
5.19	減損(+ / -)	0.00	0
5.19.1	純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損(+ / -)	0.00	0
5.19.1.1	取得原価で測定される金融資産(値付けされていないエクイティ)		
5.19.1.2	売却可能金融資産		
5.19.1.3	償却原価で測定されるローンおよび未収金(ファイナンス・リースを含む)		
5.19.1.4	償却原価で測定される満期保有目的投資証券		
5.19.2	非金融資産に係る減損、純額(+ / -)	0.00	0
5.19.2.1	有形固定資産		
5.19.2.2	投資不動産		
5.19.2.3	のれん		
5.19.2.4	その他の無形資産		
5.19.2.99	その他		
5.20	純損益で直ちに認識される負ののれん(+)		
5.22	非継続事業の要件を満たさない売却目的保有に分類される非流動資産および処分グループからの損益(+ / -)	0.00	0
5.23	継続事業からの税引前損益合計(+ / -)	18,508,768.00	1,871,607
5.24	継続事業からの損益に関する税金費用(収入)(- / +)	4,271,500.00	431,934
5.25	継続事業からの税引後損益合計(+ / -)	14,237,268.00	1,439,673
5.26	非継続事業からの税引後損益(+ / -)		
5.27	当期利益または損失(+ / -)	14,237,268.00	1,439,673

4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、利害関係人との取引に関して特別の制限に服していない。

受託会社は、トラストの業務およびトラストに関連する情報をトラスト内の機密として保持することを条件として、トラストとは別個かつ独立した他の信託を設定し、その受託会社として行為することができる。

受託会社および管理会社の業務は、トラストのみに限定されるものではなく、受託会社および管理会社は、自らが取り決める条件に基づき他者に対して同種またはその他の業務を提供し、当該業務により支払われる報酬またはその他の金銭を自身の使用および便益のために保持することができる。管理会社は、他者に対して同種の業務を提供する過程において、その他の立場における業務の過程において、または信託証書に基づく自身の義務の履行の過程以外におけるその他のあらゆる方法により、自身またはその従業員もしくは代理人が知り得る一切の事実もしくは事象を知ることにより影響を受けるとみなされず、また、かかる事実もしくは事象を受託会社に開示する義務を負うとみなされない。

信託証書は、管理会社（または管理会社もしくは管理会社の関連会社により管理運用される投資信託）が、以下の行為を行うことを禁止していない。

- (1) 受益証券の保有者となること、および、管理会社が信託証書の当事者でない場合に管理会社に付与されていたであろう権利と同一の権利を付された受益証券を保有、処分またはそれ以外の方法で取引すること。
- (2) 自身の勘定で、保管資産を構成するいずれかの投資対象と同一または類似の投資対象を購入、保有および取引すること。ただし、受託会社が管理会社（または管理会社もしくは管理会社の関連会社により管理運用される投資信託）から資産を購入し、または管理会社（または管理会社もしくは管理会社の関連会社により管理運用される投資信託）に対して保管資産を構成する資産を売却する場合には、公開市場において、かつ個々のケースにつき関連市場において当該取引の時点で信頼に値する取引相手方との間で同一の規模および性質の取引を行う場合における最良の条件により取引が行われた場合と比較して、トラストがこれより劣る状況に置かれることを条件とする。
- (3) 当該者の証券が保管資産を構成する、受託会社（上記(1)項の規定に従う。）もしくは受益者もしくはその他の者との間で、金融、銀行もしくはその他の取引もしくは契約を締結すること、または、当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。管理会社（または管理会社もしくは管理会社の関連会社により管理運用される投資信託）は、受益者および受託会社に対する管理会社としての義務に常に従うことを条件として、関連当事者との間の関連性のみを理由に、当該契約または取引に関する責任を負うことを求められない。
- (4) 管理会社の知る限りにおいて、管理会社の取締役もしくは共同経営者またはかかる取締役の関係者が利害関係を有している保管資産に関し、受託会社との間でまたは受託会社のために取引を締結すること。ただし、かかる利害関係の性質が当初の段階で受託会社に開示されていることを条件とする。

５【その他】

（１）定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

（２）事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の６か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、ＣＳＳＦは、1993年４月５日法（改正済）に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができる。

（３）出資の状況

該当事項はない。

（４）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する１年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited) (「受託会社」)

資本金の額

平成28年9月末日現在、48,544,177米ドル(約49億円)

事業の内容

CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、トラストの資産に関する信託証書に基づく受託会社である。グランド・ケイマン、ジョージ・タウンに所在し、3,520億カナダ・ドルを超える資産を有する世界でも最大規模の銀行の一つであるカナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマースの間接的100%所有子会社である。1965年に設立され、受託会社はケイマン諸島でも最大規模の信託会社の一つであり、投資信託の管理事務だけでなく銀行、信託および投資サービスを提供している。顧客は、ケイマン諸島および世界中の個人、法人、銀行およびファンドである。

受託会社は、適式に設立され、有効に存在し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2009年改訂)の条項に従い、信託業務を行う免許を有する信託会社である。受託会社は、ミューチュアル・ファンド法に従い、投資信託管理者の免許を取得している。受託会社は、世界中の個人および法人の双方の顧客のために受託業務を提供している。

- (2) ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.) (「保管会社」兼「管理事務代行会社」)

資本金の額

前記「第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額(平成28年9月末日現在)」に記載のとおり。

事業の内容

前記「第1 管理会社の概況 2 事業の内容および営業の概況」に記載のとおり。

- (3) MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(MUFG Lux Management Company S.A.) (「副管理会社」)

(イ) 資本金の額

平成28年9月末日現在、7,375,000ユーロ(約8億3,603万円)

(注) ユーロの円貨換算は、便宜上、平成28年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=113.36円)による。

(ロ) 事業の内容

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の100%子会社である副管理会社は、ルクセンブルグの法律に基づき、無期限の存続期間を有する株式会社として平成7年1月4日付公正証書によって設立され、平成7年4月5日にメモリアルに公告された。副管理会社は、投資信託の運用管理を行うことを目的とする運用管理会社である。副管理会社は、ルクセンブルグの商業および会社登録簿にB49.759番として登録されている。

副管理会社は、ファンドを含む投資信託およびそのポートフォリオの設立、管理、運営および販売促進、組入証券の売買・買付けおよび交換を行うことができ、その管理運営するファンドおよびその他の契約型投資信託に関連するすべての権利を直接または間接に行使することができる。副管理会社は、その管理運営する他の投資信託の受益証券の発行および買戻しを実行し、それらの会計記録を維持することができる。副管理会社は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の100%子会社である。副管理会社は、CSSFからAIFMとしての許可を得て、AIFMDに基づくAIFMとしての業務を提供している。

(4) F I L インベストメンツ・インターナショナル (FIL Investments International) (「投資運用会社」)

資本金の額

平成28年9月末日現在、225,365イギリスポンド(約2,952万円)

(注) イギリスポンド(以下「英ポンド」という。)の円貨換算は、便宜上、平成28年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=131.00円)による。

事業の内容

F I L インベストメンツ・インターナショナルは、F I L リミテッドの実質的な子会社である。F I L リミテッドは世界有数の資産運用会社として、アジア太平洋、欧州、ラテンアメリカを含む20以上の国において、投資家向けにさまざまなアセットクラスを網羅する投資商品や、リタイアメント・ソリューションを提供している。

(5) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

資本金の額

平成28年9月末日現在、405億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) C I B C バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

信託証書に基づき、ファンドの受託業務を行う。

(2) ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(「保管会社」兼「管理事務代行会社」)

保管契約および管理事務代行契約に基づき、ファンド資産の保管および管理事務代行業務を行う。

(3) MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(「副管理会社」)

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、ファンドのリスク・マネジメントに関する業務を行う。

(4) F I L インベストメンツ・インターナショナル(「投資運用会社」)

投資運用契約に基づき、ファンドの資産の運用に関する業務を行う。

(5) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務ならびに代行協会員としての業務を行う。

3【資本関係】

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の100%子会社である。また、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の最終的な親会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループである。

第３【投資信託制度の概要】

１．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改正）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改正）、会社管理法（2003年改正）または地域会社（管理）法（2015年改正）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2016年６月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は11,019（2,882のマスター・ファンドを含む。）であった。これらに加え、利用可能な適用除外に該当する未登録ファンドが多数存在する。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

２．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズド・エンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2016年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「ＣＩＭＡ」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第４（４）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

３．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってＣＩＭＡに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとＣＩＭＡが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関

する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であつて、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF 2 および MF 2 A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

- () 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
- () 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- () 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の() および() に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の() に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF 4 様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改正）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをＣＩＭＡに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後６か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、ＣＩＭＡに提出しなければならない。ＣＩＭＡは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、ＣＩＭＡにより承認された監査人を通じてＣＩＭＡに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をＣＩＭＡに適切な時期に提出することによりのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

５．投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をＣＩＭＡに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも２名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に２名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてＣＩＭＡに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、ＣＩＭＡが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。ＣＩＭＡの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第４(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第４(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、ＣＩＭＡの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から６か月以内にＣＩＭＡに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはＣＩＭＡに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改正）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2016年改正）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2016年改正）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。

- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法(2013年改正)に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2011年改正)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。

- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。また、たとえばコモン・ローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改正）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2016年改正）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法(2016年改正)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了したまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミュー

チュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミュチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
- () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと
- () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること

- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2016年改正）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改正）によりＣＩＭＡによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9．ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がＣＩＭＡ以外の者によりなされた場合、ＣＩＭＡは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はＣＩＭＡにも送付される。
- 9.3 ＣＩＭＡにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、ＣＩＭＡまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はＣＩＭＡまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってＣＩＭＡに対して引き渡すこと
- 9.5 ＣＩＭＡが記録を持ち去ったとき、またはＣＩＭＡに記録が引き渡されたときＣＩＭＡはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もＣＩＭＡがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10．ＣＩＭＡによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、ＣＩＭＡは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにＣＩＭＡに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、これらの情報は、ＣＩＭＡがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) ＣＩＭＡがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合

- (b) 例えば2016年秘密情報開示法、犯罪収益に関する法律(2016年改正)または薬物濫用法(2014年改正)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法(1996年改正)

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

(a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

(b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改正）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面に発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改正）第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13．清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2016年改正）、2008年公司清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参

照：第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(上記第6.1(i)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照)。

14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)

14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)(一般投資家向け投資信託(日本)規則

(2012年改正)により改正済。)(以下、総称して「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

() 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法（2016年改正）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにＣＩＭＡに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をＣＩＭＡに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表３の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にＣＩＭＡに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表３の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改正）の別表３に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表３の領域またはＣＩＭＡが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の１か月前までにその旨を書面でＣＩＭＡ、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、１か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(2015年改正)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。

- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート 1 は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。

- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
 - (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
 - (xx) 以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあた

り、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第４【その他】

- １ 交付目論見書の表紙に図案を使用することがある。
- ２ 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
 - ・ 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
 - ・ 交付目論見書の使用開始日
- ３ 交付目論見書の投資リスクの項に以下の事項を記載する。
 - ・ ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨
 - ・ 投資信託は預貯金と異なる旨
- ４ 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- ５ 交付目論見書の表紙に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動きのほか為替相場の変動による影響を受けるが、これらの運用または為替変動による損益はすべて投資者に帰属する。投資信託は、預貯金とは異なる。」
- ６ 受益証券の券面は発行されない。

別紙

定義

決算日	毎年5月末日もしくは管理会社が受託会社の同意を得て決定する毎年のその他の日、または(最終会計年度に関しては)信託証書の規定に従いファンドが終了する日をいう。
管理事務代行契約	受託会社と管理事務代行会社の間で英文目論見書の日付または同日頃締結される契約であり、これに基づき管理事務代行会社がファンドの管理事務代行者および登録事務代行者として行為するために選任されるものをいう。
管理事務代行会社	トラストの管理事務代行者および登録事務代行者としての地位を有するルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.をいう。
A I F M D	ヨーロッパのオルタナティブ投資ファンド管理者指令(2011/61/EU)(随時改正される。)、同指令を国内法化するためのすべての法令ならびに関連する一次的または二次的な法令および規則をいう。
適用法	関連する法域における()随時効力を有する法規、規則、条例もしくはすべての下位法規(A I F M Dを含むがこれに限定されない。)、()随時適用されるコモンローおよび衡平法、()拘束力ある裁判所の命令、判断もしくは布告、()法律により強制可能な適用ある規則、業界の規則、方針もしくは基準、または()適用ある指令、方針、監督指針、規則(かかる規則に統合され記載された、拘束力のある行動規範および拘束力のある原則声明を含む。)、義務もしくは命令(公式または非公式を問わない。)をいう。
代行協会員	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社または管理会社がファンドに関して随時選任することがあるその他の代行協会員をいう。
代行協会員契約	平成25年6月4日または同日頃に締結される代行協会員契約をいう。
英文申込書	英文目論見書別紙1に添付される英文申込書の書式または管理会社および日本における販売会社により随時合意されることがある受益証券の英文申込書の書式をいう。
監査人	プライスウォーターハウスクーパースをいう。
営業日	(1)アメリカ合衆国、メキシコ、日本およびルクセンブルグにおいて銀行が営業している日で、かつ、(2)ニューヨーク証券取引所およびメキシコ証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時定めることがあるその他の日をいう。
クラス	米ドル建 米ドルヘッジクラス、円建 円ヘッジクラスおよび/または円建 為替ヘッジなしクラス(文脈に応じて)をいう。

C S S F	ルクセンブルクの金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)をいう。
保管会社	トラストの保管会社としての地位を有するルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.をいう。
保管契約	受託会社と保管会社の間で英文目論見書の日付または同日頃締結される契約であり、これに基づき保管会社がファンドの保管者として行為するために選任されるものをいう。
取引日	平成25年7月12日に始まり償還日に終了する期間におけるすべての営業日、または管理会社が随時定めるその他の日をいう。
保管資産	ファンドに関して、当該時点において信託証書および信託証書補遺に基づく信託として保有されまたは保有されているとみなされる、ファンドに帰属するすべての資産をいう。
日本における販売会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社または管理会社がファンドに関して随時選任するその他の販売会社をいう。
適格投資家	以下のいずれにも該当しない個人、法人または法主体をいう。 (1) 米国民もしくは米国居住者、米国において設立されもしくは存続するパートナーシップ、または米国の法律に基づき設立されもしくは米国で存続する法人、信託もしくはその他の法主体 (2) ケイマン諸島に居住しまたはケイマン諸島に住所地を有する個人または法人(慈善信託もしくは団体、もしくは免税もしくは非居住者たるケイマン諸島の会社を除く。) (3) 適用ある法律に違反せずに受益証券の申込みまたは保有を行えない者 (4) 上記(1)から(3)に記載される個人、法人または法主体のための保管人、名義人または受託者 (5) ファンドに関して管理会社により随時決定されかつ受託会社に通知されるその他の個人、法人または法主体
重過失	過失の水準を超える行為基準であり、ある者が他の者に対して負う注意義務に違反した場合の結果について不注意により配慮を怠った場合におけるものをいう。
英文目論見書	トラストに関する平成25年6月付英文目論見書(随時改正または補足される。)をいう。
当初払込日	平成25年7月12日をいう。

投資対象	いずれかの者、団体（法人格の有無を問わない）、ファンド、信託、または世界のいずれかの国の政府もしくは機関、州もしくは領土により発行された株式、持分、パートナーシップ持分、債券、債券、債務株、ワラント、転換社債、ローンストック、投資信託の受益証券もしくはサブ受益証券、株式契約、ストックオプション契約もしくは先物契約、通貨もしくは金利スワップ、レボ契約、預託証書、手形、何らかの形式の債券もしくは担保、もしくは上記に対するローン（ローン・パーティシペーションを含む。）、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームへの参加（全額払込済みか一部払込済みか払込未了かを問わない。）、本書において言及されるその他の投資対象もしくはデリバティブ、または管理会社が随時書面により指定するものをいう。
投資運用契約	副管理会社と投資運用会社の間で平成26年3月25日に締結された投資運用契約をいう。
投資運用会社	トラストの投資運用者としての地位を有するF I L インベストメンツ・インターナショナルをいう。
円または日本円	日本の法定通貨をいう。
管理会社	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.をいう。
純資産価額	信託証書および本書に従い計算される、ファンドの保管資産に含まれるすべての投資対象、現金およびその他のすべての資産から、ファンドの保管資産より適切に支払われもしくは返還されるすべての債務を控除した金額、または、文脈上要求される場合には、関連するクラスに帰属するファンドの純資産価額をいう。
受益証券1口当たり純資産価格	関連するクラスの純資産価額を関連するクラスの計算時点における発行済受益証券口数で除した金額をいう。
表示通貨	ファンドまたは各クラスに関し、本書に記載された通貨をいう。
買戻通知	英文目論見書別紙1に添付される買戻通知の書式または管理会社および日本における販売会社により随時合意されることがある買戻通知の書式をいう。
買戻価格	ファンドに関して、信託証書に従いまた本書に要約されているとおりに計算される受益証券1口当たり買戻価格をいう。
ファンド	信託証書に従い設定されたトラストのサブ・ファンドであるフィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンドをいう。

サブ・ファンド決議	あるサブ・ファンドに関し、(a)議決権を有する当該サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の75%以上の保有者によって書面によりなされた決議、または(b)信託証書の条項に従い、適式に招集され開催される当該サブ・ファンドの受益者集会で、挙手により議決権を行使する受益者によって行使された議決権の75%以上を構成する多数が支持した決議、または投票が適式に要求された場合は、当該投票により行使された議決権の75%以上を構成する多数により可決された決議をいう。
副管理会社	MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.をいう。
信託証書補遺	受託会社と管理会社の間で締結された、ファンドを設定する信託証書補遺（随時改正または補足される。）をいう。
償還日	平成35年7月31日（当該日が営業日でない場合、翌営業日）または管理会社がその完全な裁量により決定する当該日より後の日をいう。
トラスト	ケイマン諸島の法律に基づき設定されたアンブレラ型ユニット・トラストであるMUGC / フィデリティ・トラストをいう。
信託証書	受託会社と管理会社の間で平成25年6月3日に締結された、トラストを設定する信託証書（随時改正または補足される。）をいう。
受託会社	CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいう。
受益証券	ファンドの受益証券をいい、文脈上別途要求されない限り、米ドル建米ドルヘッジクラス、円建 円ヘッジクラスおよび円建 為替ヘッジなしクラスを含む。
受益者	受益証券の当該時点における登録保有者をいい、受益証券の共同保有者として登録されたすべての者を含む。
受益者決議	(a)受益証券1口当たり純資産価格の総額がすべてのサブ・ファンドの純資産価額の75%以上である受益証券の保有者が書面により同意した決議、または(b)当該サブ・ファンドの定例の受益者集会で、挙手により議決権を行使する受益者によって行使された議決権の75%以上を構成する多数が支持した決議、または投票が適式に要求された場合には、当該投票により行使された議決権の75%以上を構成する多数により可決された決議のいずれかをいう。
受益証券販売・買戻契約	平成25年6月4日または同日頃に締結された受益証券販売・買戻契約をいう。
米国	アメリカ合衆国、その領土および属領をいう。
米ドル	米国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルをいう。

評価日

すべての取引日または管理会社が随時定めることがあるその他の日をいう。

独立監査人の監査報告書

フィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンドの受託会社としての地位のみにおけるＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

我々は、添付のフィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンド（ＭＵＧＣ／フィデリティ・トラストのサブ・ファンドで、以下「ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2015年５月31日現在の純資産計算書および投資その他純資産計算書ならびに同日に終了した年度における運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報からなる注記の監査を行った。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用のあるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠し、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負っている。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて財務書類について意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な保証を得るために、我々が倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断に依拠する。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業主による真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、事業主の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、経営陣が採用した会計方針の適切性および行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め、全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、ファンドの2015年５月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度における運用の結果および純資産の変動の真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

2015年11月３日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Fidelity North America Economic Zone New Growth Stock Fund

We have audited the accompanying financial statements of Fidelity North America Economic Zone New Growth Stock Fund (a sub-trust of MUGC/Fidelity Trust and referred to hereafter as the "Trust"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at 31 May 2015, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Trust as at 31 May 2015, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers
3 November 2015

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

フィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンドの受託会社としての地位のみにおけるＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

我々は、添付のフィデリティ・北米経済圏・新成長株式ファンド（ＭＵＧＣ／フィデリティ・トラストのサブ・ファンドで、以下「ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2016年５月31日現在の純資産計算書および投資その他純資産計算書ならびに同日に終了した年度における運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報からなる注記の監査を行った。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用のあるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠し、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負っている。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて財務書類について意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な保証を得るために、我々が倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断に依拠する。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業主による真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、事業主の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、経営陣が採用した会計方針の適切性および行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め、全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、投資信託に適用のあるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、ファンドの2016年５月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度における運用の結果および純資産の変動の真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

2016年10月３日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Fidelity North America Economic Zone New Growth Stock Fund

We have audited the accompanying financial statements of Fidelity North America Economic Zone New Growth Stock Fund (a sub-trust of MUGC/Fidelity Trust and referred to hereafter as the "Trust"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at May 31, 2016, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Trust as at May 31, 2016, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers
October 3, 2016

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2015年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの2015年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・オーディット、承認された監査法人

〔署名〕

ラファエル・シャルリエ、承認された監査人
パートナー

2016年3月14日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the Balance Sheet as at December 31, 2015 and the Profit and Loss Account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the réviseur d'entreprises agréé's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Raphaël Charlier, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

March 14, 2016

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。